

(別紙 2) 機能・帳票要件

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目		中項目	機能ID	頁番号
障害者福祉	1. 障害者福祉共通	1. 1. 他システム連携	1. 1. 1. ～1. 1. 49.	1
		1. 2. マスタ管理機能	1. 2. 1. ～1. 2. 13.	
		1. 3. データ管理機能	1. 3. 1. ～1. 3. 23.	
		1. 4. 台帳管理機能	1. 4. 1. ～1. 4. 25.	
		1. 5. 一覧管理機能	1. 5. 1. ～1. 5. 12.	
		1. 6. 帳票出力機能	1. 6. 1. ～1. 6. 26.	
		1. 7. 固有機能	1. 7. 1. ～1. 7. 7.	
	2. 身体障害者手帳	2. 1. 申請管理機能	2. 1. 1. ～2. 1. 15.	24
		2. 2. 進達管理機能	2. 2. 1. ～2. 2. 3.	
障害者福祉		2. 3. 台帳管理機能	2. 3. 1. ～2. 3. 12.	
		2. 4. 一覧管理機能	2. 4. 1. ～2. 4. 4.	
		2. 5. 集計表作成機能	2. 5. 1. ～2. 5. 3.	
		2. 7. 帳票出力機能	2. 7. 1. ～2. 7. 23.	
		2. 8. マスタ管理機能	2. 8. 1. ～2. 8. 3.	
	3. 療育手帳	3. 1. 申請管理機能	3. 1. 1. ～3. 1. 13.	36
		3. 2. 進達管理機能	3. 2. 1. ～3. 2. 3.	
		3. 3. 台帳管理機能	3. 3. 1. ～3. 3. 8.	
障害者福祉		3. 4. 一覧管理機能	3. 4. 1. ～3. 4. 4.	
		3. 5. 集計表作成機能	3. 5. 1. ～3. 5. 2.	
		3. 7. 帳票出力機能	3. 7. 1. ～3. 7. 21.	
	4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能	4. 1. 1. ～4. 1. 12.	45
		4. 2. 進達管理機能	4. 2. 1. ～4. 2. 3.	
		4. 3. 台帳管理機能	4. 3. 1. ～4. 3. 7.	
		4. 4. 一覧管理機能	4. 4. 1. ～4. 4. 4.	
		4. 5. 集計表作成機能	4. 5. 1. ～4. 5. 2.	
		4. 7. 帳票出力機能	4. 7. 1. ～4. 7. 18.	
		4. 8. マスタ管理機能	4. 8. 1. ～4. 8. 3.	
障害者福祉	5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能	5. 1. 1. ～5. 1. 33.	53
		5. 2. 一覧管理機能	5. 2. 1. ～5. 2. 5.	
		5. 3. 支払機能	5. 3. 1. ～5. 3. 13.	
		5. 4. 集計表作成機能	5. 4. 1. ～5. 4. 3.	
		5. 5. 帳票出力機能	5. 5. 1. ～5. 5. 42.	
		5. 6. マスタ管理機能	5. 6. 1. ～5. 6. 2.	
	6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 1. 受給者台帳管理機能	6. 1. 1. ～6. 1. 77.	68
		6. 2. 一覧管理機能	6. 2. 1. ～6. 2. 15.	
障害者福祉		6. 3. 国保連合会との連携機能	6. 3. 1. ～6. 3. 12.	
		6. 4. 事業者管理	6. 4. 1. ～6. 4. 4.	
		6. 5. 帳票出力機能	6. 5. 1. ～6. 5. 36.	
		6. 6. 統計管理機能	6. 6. 1. ～6. 6. 8.	
		6. 8. マスタ管理	6. 8. 1. ～6. 8. 7.	
	7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 1. 契約管理機能	7. 1. 1. ～7. 1. 3.	104
		7. 2. 市町村審査機能	7. 2. 1. ～7. 2. 7.	
		7. 3. 高額障害福祉サービス費等管理機能	7. 3. 1. ～7. 3. 28.	
障害者福祉		7. 4. 支給実績管理機能	7. 4. 1. ～7. 4. 10.	
		7. 5. 報酬単価サービスコード管理機能	7. 5. 1. ～7. 5. 2.	
		7. 6. 国保連合会との連携機能	7. 6. 1. ～7. 6. 13.	
		7. 7. 帳票出力機能	7. 7. 1. ～7. 7. 12.	
	8. 自立支援医療（更生医療）	8. 1. 受給者台帳管理機能	8. 1. 1. ～8. 1. 21.	119
		8. 2. 一覧管理機能	8. 2. 1. ～8. 2. 3.	
		8. 3. 公費負担医療管理機能	8. 3. 1. ～8. 3. 7.	
		8. 4. 帳票出力機能	8. 4. 1. ～8. 4. 14.	
		8. 5. 統計管理機能	8. 5. 1. ～8. 5. 3.	
		8. 6. マスタ管理機能	8. 6. 1. ～8. 6. 5.	
障害者福祉	9. 自立支援医療（育成医療）	9. 1. 受給者台帳管理機能	9. 1. 1. ～9. 1. 21.	130
		9. 2. 一覧管理機能	9. 2. 1. ～9. 2. 2.	
		9. 3. 公費負担医療管理機能	9. 3. 1. ～9. 3. 6.	
		9. 4. 帳票出力機能	9. 4. 1. ～9. 4. 13.	
		9. 5. 統計管理機能	9. 5. 1. ～9. 5. 3.	
		9. 6. マスタ管理機能	9. 6. 1. ～9. 6. 5.	

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	機能ID	頁番号
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10. 1. 受給者台帳管理機能	10. 1. 1. ～10. 1. 20.	141
	10. 2. 一覧管理機能	10. 2. 1. ～10. 2. 4.	
	10. 3. 公費負担医療管理機能	10. 3. 1. ～10. 3. 7.	
	10. 4. 帳票出力機能	10. 4. 1. ～10. 4. 14.	
	10. 5. 統計管理機能	10. 5. 1. ～10. 5. 3.	
	10. 7. マスタ管理機能	10. 7. 1. ～10. 7. 5.	
11. 補装具	11. 1. 台帳管理機能	11. 1. 1. ～11. 1. 21.	153
	11. 2. 一覧管理機能	11. 2. 1. ～11. 2. 2.	
	11. 3. マスタ管理機能	11. 3. 1. ～11. 3. 3.	
	11. 4. 集計表作成機能	11. 4. 1. ～11. 4. 7.	
	11. 5. 帳票出力機能	11. 5. 1. ～11. 5. 9.	
	11. 6. 国保連合会との連携機能	11. 6. 1.	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能	12. 1. 1. ～12. 1. 36.	161
	12. 2. 進達管理機能	12. 2. 1. ～12. 2. 3.	
	12. 3. 一覧管理機能	12. 3. 1. ～12. 3. 6.	
	12. 4. 支払管理機能	12. 4. 1. ～12. 4. 10.	
	12. 5. 集計表作成機能	12. 5. 1.	
	12. 6. 帳票出力機能	12. 6. 1. ～12. 6. 34.	
	12. 7. マスタ管理機能	12. 7. 1. ～12. 7. 2.	
※以下の（国事業への上乗せ助成事業）は事例を掲載しており、記載の事業に限らない			
A. 短期入所/GHへの独自加算	（国事業への上乗せ助成事業）		
B. 低所得者層への自己負担額助成（精神通院医療）	（国事業への上乗せ助成事業）		
C. 高額障害福祉サービス費への 地域生活支援事業等合算	（国事業への上乗せ助成事業）		
D. 補装具基準額超過差額助成	（国事業への上乗せ助成事業）		
※以下の（市区町村独自事業）は事例を掲載しており、記載の事業に限らない			
E. 市区町村独自手当	（市区町村独自事業）		
F. 地域生活支援事業	（市区町村独自事業）		
G. タクシー券交付	（市区町村独自事業）		
H. 訪問入浴サービス	（市区町村独自事業）		
I. 重心医療費助成	（市区町村独自事業）		
J. 自動車改造費助成	（市区町村独自事業）		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通									
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.1.	住基システムに、住基情報を照会する。 ※1 「住基情報を照会」は、住基情報を含む共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする ※4 個人番号も連携できること ※5 支援措置対象者情報も連携できること	◎	・住基情報との連携要件を定めている。 自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。ただし、※5 支援措置対象者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様に含めるよう調整する。 ・個人番号はマイナンバーである。以下同様。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.1.	機能ID：1.1.1. の実装必須機能に以下も加えること。 発行抑止情報（住基抑止設定）を連携できること	○		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.29.	共通基盤等に、住登外情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※2 連携頻度は随時、日次・月次等とする	◎		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.30.	共通基盤等に、送付先情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※2 連携頻度は随時、日次・月次等とする	○		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.2.	住基の異動情報を元に、各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を確認できること。 ※1 各事業は、業務フローに記載の事業とする ※2 対象事業を選択できること ※3 EUC機能による対応でよい	◎		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.2.	機能ID：1.1.2. の実装必須機能に以下も加えること。 再転入者や住登外転入者の同一人特定のために、同一人物一覧で確認できること	○		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.3.	障害者福祉システムの文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.4.	個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。 ※1 「個人住民税情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※3 連携頻度は年次・月次等とする	◎	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.4.	機能ID：1.1.4. の実装必須機能に以下も加えること。 ※1 更正情報を履歴で管理できること ※2 連携・参照する税項目を事業ごとに設定できること ※3 住登者かつ他市町村賦課されている税情報を連携できること ※4 住登外者で課税されている税情報を連携できること	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。 ・標準オプションの※3については、データ標準レイアウト様式B-002 No221：住民登録外課税の有無、No222：住民登録外課税者の課税地市区町村コードを連携することで把握し、情報照会事務につなげることを想定。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.49.	機能ID：1.1.4. の実装必須機能に以下も加えること。 指定都市の県費負担教職員の税源移譲前の税率による業務処理を可能とするため、市町村民税所得割額、市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税__寄附金税額控除額は、8%ではなく6%（税源移譲前）も連携できること	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.5.	個人住民税の更正情報を元に、各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を確認できること。 ※1 各事業は、業務フローに記載の事業とする ※2 対象事業を選択できること ※3 EUC機能による対応でよい	◎		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.6.	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する。 ※1 「国民健康保険情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.7.	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 「後期高齢者医療保険情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.8.	国民年金システムに、国民年金情報を照会する。 ※ 庁内連携における国民年金情報との連携は実装不可とする。庁内連携では年金受給額を取得できず、日本年金機構への公用照会やマイナンバーを利用した情報照会が必要となるためである。	×	マイナンバーを利用した情報照会の要件は、機能ID：1.1.19.、1.1.20.に記載している。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.9.	生活保護システムに、生活保護情報を照会する。 ※1 「生活保護情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をＥＵＣ機能等により確認できること	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.10.	介護保険システムに、介護保険情報を照会する。 ※1 「介護保険情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をＥＵＣ機能等により確認できること	○	具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.11.	子ども子育て支援システム等他システムに、支援措置対象者情報を照会する。 ※1 「支援措置対象者情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をＥＵＣ機能等により確認できること ※5 機能ID：1.1.1の※5で連携される情報と識別できるように管理すること	○	※5の識別については、支援措置対象者情報は、①障害者福祉で独自に登録するもの、②住記連携により取得するもの、③子ども子育て等他システムからの連携により取得するもの、が混在することとなるため、支援措置対象者情報について確認したい事項が出てきた場合の確認先の把握を目的とし、また自治体によってはデータ移行時の識別等での利用を想定している。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.31.	個人住民税システム等の他システムに、身体障害者手帳情報を提供する。	◎	・個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.35.	個人住民税システム等の他システムに、療育手帳情報を提供する。	◎	・障害者福祉システムと障害者総合支援システムでシステムが分かれる場合は、障害者総合支援システムへ連携する情報として当要件を利用する。また、特別児童扶養手当や育成医療が児童福祉システムとして分かれる、精神障害者保健福祉手帳が健康管理システムとして分かれる等も同様となる。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.36.	個人住民税システム等の他システムに、精神障害者保健福祉手帳情報を提供する。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.32.	障害者福祉システム標準仕様書の標準化範囲内にある個別機能システムは、障害者福祉システムに、身体障害者手帳情報を照会する。	○	障害者福祉システムと障害者総合支援システムでシステムが分かれる場合など、入れ子システム（ネスティング）の場合に、手帳情報を利用できるようにするための要件である。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.37.	障害者福祉システム標準仕様書の標準化範囲内にある個別機能システムは、障害者福祉システムに、療育手帳情報を照会する。	○		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.38.	障害者福祉システム標準仕様書の標準化範囲内にある個別機能システムは、障害者福祉システムに、精神障害者保健福祉手帳情報を照会する。	○		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.12.	子ども子育て支援システム等の他システムに、障害者福祉システムで個別管理している支援措置対象者情報を提供する。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.34.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。	◎		
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.39.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.40.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・精神障害者保健福祉手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.41.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・特別児童扶養手当 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.42.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・自立支援医療（精神通院医療） ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.43.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・身体障害者手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・指定都市、中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体の実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.44.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・国制度手当 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・一般市以上、権限移譲町村の対応が必要な自治体の実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉 共通	1.1. 他 システム連携				1.1.17.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・障害者自立支援給付 ・障害児通所支援 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.45.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・補装具 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.46.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・自立支援医療（更生医療） ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.47.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・自立支援医療（育成医療） ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.33.	マイナンバー制度における副本データとの整合性確認ができること、又は団体内統合宛名システムで整合性確認を行う場合で整合性確認用データの作成が必要な場合は、整合性確認用データを作成し、連携できること。	○	障害者福祉システムから整合性確認用データを連携することなく、団体内統合宛名システムで整合性確認が行える場合や自治体の運用により当要件の必要性は分かれるため、標準オプションとしている。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.18.	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムより提供される配信マスタ・独自マスタを取り込みできること。	◎	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①障害者福祉システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用	副本登録する場合に配信マスタ・独自マスタを必要とするかはベンダのシステムにより異なる。
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 ※1 連携できる事業（身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位）をパラメタ等で設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること	◎	○マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①障害者福祉システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.19.	取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。	×	○公的給付支給等口座の対応 同制度手当 特別児童手当 障	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込み、情報照会結果を確認できること。 ※ 連携できる事業（身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位）をパラメタ等で設定できること	◎	国制度手帳、特別児童扶養手当、障害福祉サービス等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。	
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.21.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データ（特定個人情報番号2の地方税情報データについて、提供された地方税情報）を障害者福祉システム内で管理する地方税テーブルに取り込みできること。 ※ 取り込みできる事業（障害福祉サービスや更生医療等の単位）をパラメタ等で設定できること 【補足事項】 1月1日以後転入者や住所地特例者等の地方税情報については、情報照会した結果を、直接、障害者福祉システム内で管理する地方税テーブルに取り込むことで、各事業における所得判定等の事務処理に寄与することを目的とした要件である。	○		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.22.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）により実現している事務	◎		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.48.	申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）により実現している事務	◎		
1. 障害者福祉共通	1.1. 他システム連携				1.1.28.	連携用データの取込時や作成・送信時にエラーが発生した場合、エラー内容を確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成・送信の再処理ができること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.1.	コードマスタを管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎	・障害者福祉システムの共通として管理するマスタを記載しており、医療機関や事業者等の各事業で管理するマスタは各事業の要件に記載している。	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.1.	機能ID：1.2.1.の実装必須機能に以下も加えること。 一括で管理できること	○	・具体的なコード内容はデジタル庁がデータ要件（コード一覧）として定め	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.2.	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。	◎	る。	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.2.	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。	○		
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.13.	全国の自治体情報を管理できること。 ※ データの参照、保持は問わず、障害者福祉システムで利用できること 【補足説明】 転入前自治体や転出先自治体宛て帳票の送付先の印字で利用するために管理する。	○	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する「全国町・字ファイル」や、政府刊行物「市町村役場便覧」等の電子データを取り込む仕組みでもよい。	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.4.	通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票単位で公印の種類及び印影もしくは”（公印省略）”といった文言を管理できること。 ※1 職務代理者の公印も管理できること ※2 印影は自治体の要求するサイズで管理できることを目的として、画像ファイルの形式、解像度、容量等を幅広く対応できること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.5.	「管理場所」単位で通知書等に印字する公印の種類及び印影もしくは”（公印省略）”といった文言を管理できること。 【補足事項】 当要件は、帳票単位での公印の設定値より優先して「管理場所」の入力値で印字させる場合に設定する。例えば、国制度手当や障害福祉サービス等において、精神障害者は保健所管理、身体・知的障害者は福祉事務所管理となっている場合、同一帳票であっても障害種別（管理場所）により決定権者・公印が異なるため、当設定を利用する。	○	「管理場所」は、機能ID：1.7.1.を参照。	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.12.	全帳票について、公印の種類及び印影もしくは”（公印省略）”の設定内容を一覧で確認できること。	○	公印等の設定漏れや誤りが確認でき、適切に管理するための要件である。	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.6.	帳票の出力において、印字する首長や福祉事務所長、職務代理者等の情報を設定でき、職務開始日、職務終了日により自動的に切り替わること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.6.	機能ID：1.2.6.の実装必須機能に以下も加えること。 ※1 設定は所属（指定都市では区役所等）単位でできること ※2 職務代理者を反映させる通知書等を帳票単位に指定できること ※3 ※2で指定した帳票に対して、職務代理者の一括反映有無を設定できること ※4 公印のみ印刷してある台紙に首長名を印字する方式の場合、印刷する公印は変更せず、首長名部分のみを職務代理者に変更できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.8.	通知書等に印字する問合せ先を管理でき、帳票単位で指定できること。 ※1 管理する項目は、帳票詳細要件に記載の項目とする ※2 管理単位は、自治体組織に応じた単位で管理できること（例えば、福祉課で全ての事業を担当しており問合せ先が1つの場合は1つのみの管理となる） ※3 問合せ先を印字しない設定ができること	◎	問合せ先の担当部署名には、担当者名も設定できること。 例) ●●市福祉部障害福祉課 担当：佐藤、鈴木	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.8.	機能ID：1.2.8. の実装必須機能に以下も加えること。 問合せ先を文言マスタと同様の方法で管理できること 【補足事項】 複数の問合せ先に対応するための機能となる。 問合せ先を複数設定した場合は、帳票レイアウトの（問合せ先）の領域にある項目は全て印字せず、文言マスタと同様に設定された文言を印字すること。	○		
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.9.	「管理場所」単位で通知書等に印字する問合せ先を設定できること。 【補足事項】 当要件は、帳票単位での問合わせの設定値より優先して「管理場所」の入力値で印字させる場合に設定する。例えば、国制度手当や障害福祉サービス等において、精神障害者は保健所管理、身体・知的障害者は福祉事務所管理となっている場合、同一帳票であっても障害種別（管理場所）により問合せ先が異なるため、当設定を利用する。	○	「管理場所」は、機能ID：1.7.1. を参照。	
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.10.	マスタ管理情報は、適用開始日、適用終了日による管理ができること。	○		
1. 障害者福祉共通	1.2. マスタ管理機能				1.2.11.	機能・帳票要件及び帳票詳細要件に記載している「パラメタ」は、利用者が変更できること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.1.	障害者福祉システム上で、住民記録情報（対象者および世帯員）を確認できること。 ※1 データの参照、データの取り込みは問わず、障害者福祉システムで確認できればよい ※2 支援措置対象者情報も連携される場合は、支援措置対象者として識別できること	◎	履歴の確認は、氏名住所変更の場合に前の履歴を確認する用途等を想定した要件であるが、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.1.	機能ID：1.3.1. の実装必須機能に以下も加えること。 履歴も確認できること	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.2.	障害者福祉システム上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ※1 団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む ※2 登録事業番号、登録日、登録者IDも管理できること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.22.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.23.	住登外者（住所地特例者）の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.3.	住登外者（住所地特例者）の個人番号を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ※1 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む ※2 番号法別表第一の要件を満たす個人番号を管理できること ※3 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号は管理できないこと ※4 所属や職員により利用権限設定できること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.4.	再転入時や住登外者から住民登録者になることにより宛名番号が変更された場合、同一人物としてマイナンバーの副本登録ができる仕組みがあること。 ※ 再転入時は、住民記録システム標準仕様書において、「従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと」となっているが100%ではないことと、住登外者から住民登録者となった場合は宛名番号が変更となるための要件である	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.5.	支援措置対象者を個別に履歴管理でき、明示的に気づける仕組みとすること。 【管理項目】 宛名番号 支援措置開始年月日 支援措置終了年月日 登録システム 世帯番号 一時解除フラグ 抑止事由コード 支援内容 ※1 住民記録情報の連携により取得する支援措置対象者情報とは別に管理できること ※2 所属や職員により利用権限設定できること	◎	○機能ID：1.1.1.（住民記録情報との連携により取得）、機能ID：1.1.11（子ども子育て支援システムとの連携により取得）、機能ID：1.3.5.（障害者福祉システム内で個別管理）の3パターンを管理するための管理項目を記載している。 ○「支援内容」は、全角1,000文字で管理できることとし、虐待状況やその他の内容も含めて管理する項目とする。	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.5.	機能ID：1.3.5.の実装必須機能に以下も加えること。 住民記録情報の連携により取得する支援措置対象者と障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者は、区別して明示的に気づける仕組みとすること	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.6.	住記世帯とは別に障害者福祉用世帯情報を事業毎に管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ※1 自立支援医療では支給認定基準世帯員、手当では配偶者・扶養義務者など、事業毎に対象世帯員を管理できること ※2 各事業において、所得判定（手帳においては家族管理）で使用するものである ※3 住民記録情報で保持しており、他システムを参照し表示することで管理できる場合を含む	◎	各事業の所得判定等で利用する世帯員の管理は、障害者福祉共通の要件として定めている。カナ氏名、氏名等の具体的な管理項目は、各事業の機能・帳票要件に定めている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.6.	機能ID：1.3.6. の実装必須機能に以下も加えること。 既に登録されている障害者福祉用世帯情報を参照し、複製したい情報を選択することで入力負荷を軽減できること	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.7.	障害者福祉用世帯情報を登録する際は、住記世帯の世帯員からの登録の他、別世帯や住登外者（住所地特例者）からもできること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.8.	障害者福祉用世帯の各世帯員に対して、住民記録情報では管理していない以下の項目を追加で管理できること。 【管理項目】 住民区分コード 世帯員種別コード 本人から見た続柄コード 同居別居コード 旧姓併記有無 該当日 非該当日 ※1 入力はいずれも任意とする ※2 住登外者も住登者と同様に管理できること	○	○障害者福祉共通で管理する世帯員の管理項目のうち、共通的に追加で管理する項目を定義しているが、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ○住民区分コード 住民記録システムにおける「住民状態」は住登外者が含まれず、また日本人と外国人の別は「住民種別」の別項目となっている。障害者福祉システムにおいては、現住、転出、死亡、消除の他に、日本人と外国人の別及び住登外者も含めた内容を1項目で管理できるように「住民区分コード」を管理項目として定めている。具体的なコード内容はデータ要件のコード一覧を参照のこと。	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.9.	対象者及び障害者福祉用世帯の各世帯員について、個人単位で電話番号、携帯番号、メールアドレスの連絡先を履歴管理でき、各事業の台帳画面や一覧抽出で表示できること。 【管理項目】 宛名番号 連絡先電話番号1 連絡先電話番号2 連絡先メールアドレス 連絡先備考 ※1 連絡先備考も管理できること（架電の優先先、登録事業、登録者、勤務先や知人の情報等を管理するため）	◎	電話番号等の連絡先は、各事業で重複して管理するのではなく、個人単位で管理することとしている。	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.10.	住記上分離されている同一住所の住民を検索できること。 ※ 住民記録情報を確認できること	◎	扶養義務者候補を特定するために利用する要件である。	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.10.	機能ID：1.3.10. の実装必須機能に以下も加えること。 ※1 履歴も含めて検索できること ※2 住民記録情報（異動日）で絞り込めること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.11.	税情報の閲覧権限のある事業について、障害者福祉システム上で、住民税情報（対象者および世帯員）を確認できること。 ※1 データの参照、データの取り込みは問わず、障害者福祉システムで確認できればよい ※2 過年度も確認できること ※3 所属や職員により利用権限設定できること	◎	更正履歴の確認は、機能ID：1.1.4.に記載のとおり、更正情報は自治体の運用により利用有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.11.	機能ID：1.3.11.の実装必須機能に以下も加えること。 更正履歴も確認できること	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.12.	障害者福祉独自の税項目（税額控除前の住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額等）を住民税情報とは別に管理できること。 ※ 各事業の所得判定に必要な障害者福祉独自の税項目に対して税額を登録、修正し、判定で利用できること	◎	具体的な管理項目や管理方法は、各事業の機能・帳票要件に記載している。	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.13.	住記住所、障害者福祉用世帯の世帯員住所とは別に、送付先情報を履歴管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 宛名番号 事業番号 登録事由 氏名 郵便番号 住所 住所方書 備考 ※1 対象者単位で複数管理できること ※2 どの送付先情報を利用するかを設定できること（全事業の通知書等に一律で印字される） ※3 事業毎に利用したい送付先情報を設定でき、事業毎の利用有無を設定できること（※3設定＞※2設定の優先順にて、送付先の印字が可能となる） ※4 登録事由（支援措置対象者や成年被後見人等）も管理できること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.13.	機能ID：1.3.13.の実装必須機能に以下も加えること。 【管理項目】 有効期間開始日 有効期間終了日	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.15.	登録した送付先の情報を一覧で確認できること。 ※EUC機能でよい	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.16.	統合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、支店コードに一括置換できること。 【補足事項】 金融機関マスタのデータ置換ではなく、各事業で管理している口座情報を更新する要件である	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.16.	機能ID：1.3.16. の実装必須機能に以下も加えること。 更新する事業（特別障害者手当、特別児童扶養手当等）を選択できること	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.17.	特定の金融機関、支店の口座情報を利用している受給者を一覧で確認できること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.18.	帳票の出力履歴を管理できること。 【管理項目】 宛名番号 事業番号 帳票コード 発行履歴番号 発行日 発行時刻 文書番号 帳票作成者 ※ 帳票の再出力を行うための管理となるため、住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする	◎	データ要件では、宛名番号、事業番号、帳票コード、発行履歴番号が主キーとなるため、再発行がある場合は発行履歴番号により履歴管理すること	
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.19.	障害児者の状況を管理できること 【管理項目】 医療的ケアの有無 施設入所の有無	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.20.	データ（移行したデータを含む）は、地方自治体が定める期間、利用できること。	○		
1. 障害者福祉共通	1.3. データ管理機能				1.3.21.	地方自治体が定める保管期限を超過した資格喪失データや支給実績データ、画像データを削除できること。また、CSVファイル等で削除対象データの事前確認及び削除済データのバックアップができること。 ※ 一括でできること	○	支給実績データは、以下が想定される。 ・国制度手当及び特別児童扶養手当の 手当支給済データ ・障害福祉サービス等の給付実績データ ・自立支援医療の公費負担医療（レセプト）データ	
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.1.	対象者検索は、以下の項目を複数組み合わせることができること。 ・宛名番号 ・カナ氏名 ・氏名 ・生年月日（西暦・和暦） ・住所＋方書 ・身体障害者手帳番号 ・療育手帳番号 ・精神障害者保健福祉手帳番号 ※ 手帳番号以外の項目は、住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対する検索となる	◎	障害者福祉共通の要件として記載しており、以下の項目については、各事業で必要であれば、各事業の機能・帳票要件に記載しています。 ・国制度手当の認定番号 ・特別児童扶養手当の証書番号 ・障害福祉サービス/障害児通所支援の受給者番号 ・補装具の支給番号 ・自立支援医療の受給者番号 等 「受付場所」「管理場所」「担当場所」は、機能ID：1.7.1.を参照。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.1.	機能ID：1.4.1.の実装必須機能に以下の項目も加えること。 ・受付場所 ・管理場所 ・担当場所 ・住民区分 【補足説明】 住民区分は現住、転出、死亡、消除、住登外といった内容を管理するが、転出・死亡・消除の抹消者を除く、住登外のみ、といった選択を行えること	○		
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.24.	機能ID：1.4.1.の実装必須機能に以下の項目も加えること。 ・旧氏カナ ・旧氏 ※ 住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対しての検索となる	○		
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.2.	氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	◎		
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.25.	旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	○		
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.3.	対象者検索は、外国人の場合は本名、通称名、英字名のいずれでも検索できること。 ※ 英字名は管理している場合に限る	◎		
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.4.	対象者検索は、各事業の台帳として管理している対象者、保護者、配偶者、支給申請に係る障害児、扶養義務者、医療保険世帯員の以下の情報に対しても検索できること。 ・宛名番号 ・カナ氏名 ・氏名 ・生年月日（西暦・和暦） ・住所＋方書	○		
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.21.	マイナンバーカード情報を元に対象者を検索できること。	○	窓口対応の利便性向上やマイナンバーカードの利用促進のため。	
1. 障害者福祉 共通	1.4. 台帳管理 機能				1.4.22.	各申請書・届出に印字されたバーコード情報もしくは二次元バーコード情報を元に対象者を検索できること。	○	業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよい。また、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.5.	対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当者一覧を表示し、選択した明細で台帳画面に戻り対象者を確定できること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.5.	機能ID：1.4.5. の実装必須機能に以下も加えること。 該当者一覧に表示している項目で任意で並べ替えできること。	○		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.6.	対象者検索は、過去の検索に使用した条件を一定の件数保存でき、容易に再検索できること。 ※ 一定の件数はパラメタで設定できること	◎	例えばカナ氏名検索時に「ヒョウジュン タロウ」で検索した後、次の人をカナ氏名検索する際に「ヒョウジュン タロウ」が選択肢として自動表示され、それを選択することで検索できるといった要件となる。	
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.7.	対象者及び障害者福祉用世帯の世帯員の障害者福祉システムで管理している各事業の受給状況を確認できること。 受給状況を把握する項目として、以下の項目を必須表示すること。 ・資格取得を表すもの 例) 決定日、有効期間開始日 ・資格喪失を表すもの 例) 廃止日・喪失日・返還日 ・資格状態を表すもの ※1 各台帳画面で対象者を特定した際に確認できること ※2 各事業の最新履歴を初期表示し、全履歴表示にも切替できること	◎	特別児童扶養手当については、受給者は障害児本人ではないが、問い合わせ時等で容易に確認できるようにするため、障害児で検索した際も特別児童扶養手当を受給していることを分かるようにすること。	
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.7.	機能ID：1.4.7. の実装必須機能で必須表示とする項目に加えて、以下を任意表示すること。 ・進行状態を表すもの ・その他 ※1 「その他」として表示する内容は、事業単位に複数設定できること 例) 障害福祉サービスの場合は、支給期間、サービス種類、支給量 身体障害者手帳の場合は手帳番号、総合等級 等	○		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.8.	対象者及び障害者福祉用世帯の世帯員（もしくは住記世帯員）の生活保護情報、介護保険情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療保険情報を確認でき、明示的に気づける仕組みとすること。 ※ 事業ごとに閲覧権限のある情報とすること	○	機能ID:1.1.6.～1.1.10.に記載の要件を実装している場合の要件となるため、標準オプションとしている。	
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.9.	各台帳画面で対象者を特定した際、対象者の身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を確認でき、明示的に気づける仕組みとすること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.10.	各台帳画面で対象者を特定した際、支援措置対象者（障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者を含む）である場合は、明示的に気づける仕組みとすること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.11.	各台帳画面で対象者を特定した際、生年月日とシステム日付から計算した年齢を自動表示すること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉 共通	1. 4. 台帳管理 機能				1. 4. 12.	各台帳画面で対象者を特定した際、各事業や申請種別により対象者及び関連世帯員の個人番号を確認できること。 ※1 障害者福祉システムで個人番号を保持している場合の要件である ※2 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができること ※3 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと ※4 所属や職員により利用権限設定できること	◎		
1. 障害者福祉 共通	1. 4. 台帳管理 機能				1. 4. 23.	各台帳画面で対象者を特定した際、各事業や申請種別により対象者及び関連世帯員の個人番号を確認できること。 ※1 他システムで保持する個人番号を参照する場合の要件である ※2 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができること ※3 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと ※4 所属や職員により利用権限設定できること	○		
1. 障害者福祉 共通	1. 4. 台帳管理 機能				1. 4. 13.	各台帳画面で対象者毎に、全事業共通、各事業のそれぞれのメモ情報を履歴で管理できること。 【管理項目】 事業番号 ※共通か各事業メモかの識別用 宛名番号 登録事業番号 登録日 登録者ID メモ重要度コード メモ分類コード メモ内容 ※ 対象者を特定した際、メモ情報が存在する場合は明示的に気づける仕組みとし、メモ重要度が判別できること	◎	・メモ重要度コード ”大”、“中”、“小”等の重要度を設定する。選択肢は利用者の任意設定とする。 ・メモ分類コード ”苦情”、“電話対応内容”、“送付時の注意事項”等メモを見る際の分類を設定する。選択肢は利用者の任意設定とする。 ・メモ機能による相談管理も行えることとするが、専用機能レベルの充実させた機能は、標準化の対象外として別管理とする。	
1. 障害者福祉 共通	1. 4. 台帳管理 機能				1. 4. 13.	機能ID：1. 4. 13. の実装必須機能に以下も加えること。 【管理項目】 有効期限 進捗状況コード ※1 所属（課や係等の単位）や職員（複数指定可）により利用権限設定できること ※2 登録された履歴を含むメモ情報は、各管理項目や入力したキーワードで抽出し、一覧で確認できること	○		
1. 障害者福祉 共通	1. 4. 台帳管理 機能				1. 4. 14.	各台帳画面でWord、Excel等で作成した資料やPDF、画像ファイルを対象者と関連付けし管理できること。 ※ 対象者を特定した際、ファイルが存在する場合は明示的に気づける仕組みとすること	◎		
1. 障害者福祉 共通	1. 4. 台帳管理 機能				1. 4. 14.	機能ID：1. 4. 14. の実装必須機能に以下も加えること。 所属（課や係等の単位）や職員（複数指定可）により利用権限設定できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.15.	再転入時や住登外者から住民登録者になることにより宛名番号が変更された場合、変更後の宛名番号へ過去の履歴を統合もしくは紐づけて、同一人物の情報として利用できること。 ※1 再転入時は、住民記録システム標準仕様書において、「従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと」となっているが100%ではない ※2 宛名番号が変更となり、別人の情報となることを防止するために、宛名番号の紐づけもしくは宛名番号の置き換えにより同一人物の情報として扱えるようにすること ※3 利用目的は、窓口や電話でのケース対応、身体障害者/知的障害者更生指導台帳への記載を想定しており、業務個別の判定処理等は想定外とする	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.16.	必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること。 ※ 必須入力とする管理項目はデータ要件に準拠すること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.17.	データの登録、修正時にデータ型、桁数のチェック（エラー）ができること。 ※1 各管理項目のデータ型、桁数はデータ要件に準拠すること ※2 日付項目の場合は、日付のチェックができればよい	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.18.	データの登録、修正時に各管理項目間の整合性チェック（エラー・アラート）ができること。 ※ 各管理項目間の入力チェックはデータ要件に準拠すること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.19.	データの削除時に削除実行してよいかの注意喚起（アラート）ができること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.4. 台帳管理機能				1.4.20.	処理途中の状態から処理を中断する場合（保存前に検索や閉じるボタンを押下した場合等）は、中断前に注意喚起（アラート）を行うことで誤操作による中断を未然に防げること。 ※ オンライン画面による一覧表示や一括登録処理の場合も同様の注意喚起（アラート）ができること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.1.	ＥＵＣ機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するＥＵＣ機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（障害者福祉システム）」に規定するデータ項目とする。 支援措置対象者（障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は明示的に気づけること。	◎	当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。	
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.1.	機能ID：1.5.1. の実装必須機能に以下も加えること。 ＥＵＣ機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができること。	○	当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.2.	各事業の任意の一覧抽出結果には、各台帳で管理している項目を表示できること。 ※1 コード項目は、日本語名称で表示できること ※2 個人番号は含まない	◎		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.3.	各事業の任意の一覧抽出結果には、連絡先情報、住民記録情報、身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を付加もしくは参照できること。 ※ 生活保護情報や介護保険情報等の付加は、各事業の要件で必要に応じて定める	◎	連絡先情報は、機能ID：1.3.9. の管理項目となる。	
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.3.	各事業の任意の一覧抽出結果には、住民区分、メモ情報、住基異同も付加もしくは参照できること。 ※ 住基異同とは、本人及び保護者の氏名又は住所が住基と異なるか否かである	○		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.4.	各事業の一覧画面において、任意の一覧抽出結果から通知書等の帳票を一括出力する時、出力対象・不要明細を選択できること。	◎	オンライン画面により一覧抽出し、一括出力する場合の要件である。	
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.5.	■帳票詳細要件 01、02■ 各事業の任意の一覧抽出結果から宛名シール、窓空き宛名を一括出力でき、カスタマーバーコードも印字できること。 ※1 外字も正しく印字できること ※2 カスタマバーコードは、印字有無をパラメタ等で設定できること ※3 事業者や医療機関、医師を管理する事業は、事業者等宛も対応でき、敬称は設定できること	◎	障害者福祉共通として出力できる帳票として種類を定義している。専用帳票が定義されていない場合においても、各事業の情報を一覧抽出後、宛名シール、宛名印刷もしくは宛名・問合せ印刷で対応することを想定した要件となっている。なお、印字する宛名部分は送付先情報が優先される。	
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.5.	■帳票詳細要件 03■ 各事業の任意の一覧抽出結果から窓空き宛名・問合せ先を一括出力でき、カスタマーバーコードも印字できること。 ※1 外字も正しく印字できること ※2 カスタマバーコードは、印字有無をパラメタ等で設定できること ※3 事業者や医療機関、医師を管理する事業は、事業者等宛も対応でき、敬称は設定できること 【補足説明】 当帳票は3つ折り時の「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空き封筒に対応したものであり、印字する内容は「宛先」と「問合せ先」となる	○		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.6.	各事業の任意の一覧抽出結果では、支援措置対象者（障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれていた場合は明示的に気づける仕組みとすること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.6.	機能ID：1.5.6. の実装必須に記載の要件は、住民記録情報の連携により取得する支援措置対象者と障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者は、区別して明示的に気づける仕組みとすること	○		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.7.	各事業の任意の一覧抽出結果では、未登録外字者が含まれていた場合は明示的に気づける仕組みとすること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.8.	各事業の一覧画面において、時間を要する検索条件が設定された場合は、検索処理の継続確認（アラート）ができる仕組みにすること。 ※ 検索前に表示件数を指定できる等により、検索に時間がかからない仕組みを含む	◎		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.9.	各事業の一覧画面において、一覧表示できる上限を超えるデータを取得する検索条件が設定された場合は、エラーとして検索条件の再設定を促す仕組みにすること。 ※ 検索前に表示件数を指定できる等により、検索結果を分割して表示できるような仕組みを含む	◎		
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.11.	マイナンバー制度における情報照会の照会状況（依頼受付済、結果取込済、照会エラー等）を確認できること	◎	マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は以下に大別され、利用する機能は自治体の運用により分かれる。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①障害者福祉システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムの機能を利用	
1. 障害者福祉共通	1.5. 一覧管理機能				1.5.12.	各事業の登録及び世帯員としても登録が1つもない住登外者を一覧で確認できること。	○	不要な住登外者を把握し削除するための要件である。	
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1.6.1.	宛名部分は、送付先を最優先して印字できること。 ※ 共通要件として、送付先情報＞世帯情報とすること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1.6.2.	通知書等の外部帳票に口座番号を印字する場合は、パラメタ等でアスタリスクの印字有無やマスクする桁数を設定でき、アスタリスクを印字できること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1.6.3.	宛名を出力するときは、窓あき封筒に対応でき、カスタマバーコードを印字できること。 ※1 通知書等のみならず、宛名印刷、宛名シールも対応できること ※2 カスタマバーコードは、帳票単位に印字有無を設定できること	◎		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1.6.4.	公印が必要な帳票を出力する場合は、電子公印もしくは”（公印省略）”といった文言を印字できること。 ※1 帳票単位で設定した電子公印を印字すること ※2 職務代理者の公印印字も対応できること ※3 公印もしくは”（公印省略）”といった文言の印字有無をパラメタ等で設定できること 【補足事項】 公印の印字位置が調整できること（SE作業で構わない）	◎	・帳票レイアウトに表記している「印」の部分については、公印もしくは”（公印省略）”といった文言を印字する場所を示すものであるため、公印もしくは”（公印省略）”といった文言を印字しない場合は、「印」の部分は表記しないこと ・「管理場所」は、機能ID：1.7.1.を参照。	
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1.6.4.	機能ID：1.6.4.の実装必須機能に以下も加えること。 ※ 「管理場所」単位での設定がある場合は、実装必須の※1に優先して、「管理場所」の入力値により印字すること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 5.	通知書等を出力する場合は、問合せ先を印字できること。 ※1 帳票単位で設定した問合せ先を印字すること ※2 「管理場所」単位での設定がある場合は、※1に優先して、「管理場所」の入力値により印字すること	○	「管理場所」は、機能ID：1. 7. 1. を参照。	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 6.	文書番号を伴う通知書出力時は、手入力した文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること。 ※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと ※2 文書番号の前後の記号文字は、文書番号を印字する帳票ごとにパラメタ等で設定できること ※3 文書番号を印字する設定の無い帳票は、文書番号を印字しないこと	◎	「管理場所」は、機能ID：1. 7. 1. を参照。	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 6.	機能ID：1. 6. 6. の実装必須機能に以下も加えること。 ※1 文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること ※2 自動付番の利用有無をパラメタ等で設定できること ※3 文書番号の前後の記号文字は、文書番号を印字する帳票について「管理場所」ごとに設定でき、「管理場所」ごとの設定時は 実装必須の※2 より優先して印字すること ※4 文書番号未入力であっても文書番号の前後の記号文字は印字する、を設定でき、「有」が設定されている場合は、実装必須の※1 より優先して、文書番号の前後の記号文字を印字すること	○		
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 7.	通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること。 ※ 発行日が未入力・未設定の場合は、発行日を印字しないこと	◎		
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 8.	印刷時（PDFファイル保存時を含む）はプレビューが選択できること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 9.	印刷時はPDFファイル保存が選択できること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 23.	印刷時は最低限の機能として出力プリンタの変更、用紙（カセット）指定、ページ指定、両面印刷指定、2in1指定ができること。	○		
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 10.	帳票の再出力を随時できること。 ※ 住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする	◎	再出力できる年数は非機能要件となるため定義していない。	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 22.	帳票の再出力を一括でできること。 ※ 住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする	○	再出力できる年数は非機能要件となるため定義していない。	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 25.	帳票の一括出力時、日付指定してそれ以前に出力されたものを出力対象外とするようにできること。	○	月次処理でお知らせ通知等を一括出力する際、過去出力済のものが出力されないよう制御するため。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 11.	帳票の一括出力時の出力順は任意で指定できること。 ※ 具体的な出力順は、事業や帳票種類により異なるため共通要件としては定めない	◎		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 12.	各申請書・届出の出力時は、申請者名等を印字した出力ができる他、対象者に係る情報を空欄のまま出力（空印刷）もできること。 ※ 帳票単位で設定し空印刷できること	○		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 13.	通知書等の帳票を一括出力する時、支援措置対象者（障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者を含む）が含まれていた場合は明示的に気づける仕組みとすること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 14.	通知書等の帳票を一括出力する時、未登録外字者が含まれていた場合は明示的に気づける仕組みとすること。また、転出死亡等の住基の非住民も明示的に気づける仕組みとすること。	○		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 15.	帳票単位に出力有無を設定できること。	◎	実装必須の帳票であっても、自治体によっては未利用の帳票が存在する。また標準オプションの帳票はより利用有無が分かれる。よって、当要件を設けている。	
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 26.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	◎		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 16.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。	○		
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 17.	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※1 帳票単位の印字場所単位に設定できること ※2 印字有無、文言を設定できること ※3 文言は、次の管理ができること ・複数行（改行付き）を管理できること ・先頭文字に全角空白文字を設定できるなどインデントに対応できること ・半角文字、英数、記号など、一般的な通知書における文言に対応できること ※文字の強調（ボールド、アンダーライン、文字サイズ等）は含まない	◎	・固定文言の管理は、データ要件においては「帳票固定文言情報グループ」のデータ項目が該当する。市区町村番号、帳票コード、文言印字番号、文言出力順を主キーとし、1つの文言明細の文言桁数は全角・半角のそれぞれ300文字とする。 例えば、「不服申立て及び取消訴訟」文が550文字ある場合は、文言出力順：1は300文字、2：250文字のように分割して管理すること。 なお、機能ID：1. 6. 18. も同様の管理とする。従って自由記載欄においても同様となる。	
1. 障害者福祉共通	1.6. 帳票出力機能				1. 6. 17.	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※ 実装必須の※1に加えて「管理場所」単位で設定できること	○	・「管理場所」は、機能ID：1. 7. 1. を参照。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 18.	通知書等への印字項目等を管理できること。 ※1 帳票単位の印字場所単位に設定できること ※2 印字有無、印字する管理項目、前付加文言、後付加文言を設定できること ※3 ※2を複数設定できること	◎	・当設定により、例えば身体障害者手帳の備考欄へ次のとおり印字できる。 例) 再交付日を印字する場合 ・印字項目：再交付日 ・印字有無：有 ・前付加文言：(空白) ・後付加文言：「再交付」 備考欄への印字は、以下のようになる。 「令和*年**月**日 再交付」 ・「管理場所」は、機能ID：1. 7. 1. を参照。	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 18.	通知書等への印字項目等を管理できること。 ※ 実装必須の※1に加えて「管理場所」単位で設定できること	○		
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 19.	帳票における対象者等の住民の住所欄（窓空き部分を含む）は、「住所_都道府県」＋「住所_市区郡町村名」＋「住所_町字」＋「住所_番地号表記」、「住所_方書」のとおりに印字することを基本とするが、以下の設定によっても印字できること。 ※1 「住所_都道府県」の印字有無を設定できること ※住登外者を除く	◎	住民記録システムより連携される住登者の住所は、データ要件におけるデータ項目は以下のとおりとなる。 ・住所_都道府県（例：東京都） ・住所_市区郡町村名（例：千代田区） ・住所_町字（例：霞が関2丁目） ・住所_番地号表記（例：1－6） ・住所_方書	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 20.	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること	○	業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいと、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 21.	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること	○	電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいと、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元バーコードの種類は問わない。	
1. 障害者福祉共通	1. 6. 帳票出力機能				1. 6. 24.	転入前自治体や転出先自治体宛ての帳票出力時、全国自治体情報マスターから選択した内容で送付先を印字できること。 ※1 カスタマバーコードも印字できること ※2 「部署名＋敬称」はパラメタ等で設定でき、自治体名に付加できること	○	印字項目は以下となる。 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・自治体名＋部署名＋敬称 ・カスタマバーコード	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉共通	1. 7. 固有機能				1. 7. 1.	各事業において、以下の項目を管理できること。 【管理項目】 ・受付場所コード ・管理場所コード ※決定・管理場所 ・担当場所コード ※1 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの利用有無を設定でき、「無」設定時は非表示とすること ※2 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの必須入力有無を設定でき、「有」設定時に未入力の場合はエラーとすること ※3 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの項目名を設定できること ※居住区、管理区、行政区など ※4 受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードそれぞれの項目に対して、操作者の所属情報からの初期設定有無を設定でき、「有」設定時は初期設定できること ※5 公印や問合せ先等は、管理場所コード毎の設定となる（受付場所コード、担当場所コード毎ではない）	○	当要件は、指定都市における管理区役所、複数福祉事務所のある市区町村における福祉事務所、市町村合併等による支所、精神と身体・知的で管理場所が異なる市区町村における管理場所等、「場所」に係る要件を定めている。 ○受付場所コード、管理場所コード、担当場所コードを利用する場合の想定内容 ・管理場所コード 通知書等の文書番号、発行者、公印、問い合わせ先、固定文言等は、管理場所による設定がされている場合は、入力された管理場所により印字内容が制御される。 ・受付場所コード 受付した場所を管理したい場合に利用する項目であり、他項目との関連性はない。	
1. 障害者福祉共通	1. 7. 固有機能				1. 7. 2.	各事業の一覧管理機能（各種一覧での確認、EUC機能）、集計表作成機能/統計管理機能（集計数値・根拠の出力）、帳票出力機能（一括出力）、進達管理機能、支払機能、公費負担医療管理機能の要件に付帯して、「受付場所」、「管理場所」、「担当場所」を指定（全体もしくは各選択肢）して一括処理できること。 【補足説明】 指定都市においては、市全体もしくは行政区ごとに抽出や出力がが必要である 複数福祉事務所のある市においては、市全体もしくは福祉事務所ごとに抽出や出力が必要である	○	利用例 1) 指定都市で、A区管轄下にあるA支所で受付した場合にA支所での受付を管理したい場合 利用例 2) 複数福祉事務所の市で、A福祉事務所管轄の住民がB福祉事務所で受付した場合、管理場所はB福祉事務所となるが、A福祉事務所で受付したことを管理したい場合	
1. 障害者福祉共通	1. 7. 固有機能				1. 7. 3.	福祉事務所をまたがる転居時（指定都市においては区間異動時）に、転居先において、「管理場所」を転居先として居住地変更の台帳入力ができること。 【補足説明】 転居先で区間転入として新規台帳登録すること、転居元で喪失登録することは想定していません。	○	・担当場所コード 指定都市かつ精神と身体・知的で管理場所が分かれる場合の担当区役所等を管理するための項目であり、他項目との関連性はない。 利用例) 管理場所は本庁の精神保健課になるが、EUC機能を利用して区役所ごとの受給者数集計等を出すために担当となる区役所を管理したい場合	
1. 障害者福祉共通	1. 7. 固有機能				1. 7. 4.	各業務で処理中に福祉事務所をまたがる転居（指定都市においては区間異動）した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき福祉事務所（指定都市においては区）で処理できること。 【補足説明】 基本的には転居先で居住地変更の入力を行うこととなるが、例えば新規申請中に発生した場合は「管理場所」を変更できることといった要件となる。	○		
1. 障害者福祉共通	1. 7. 固有機能				1. 7. 5.	福祉事務所（指定都市においては区）ごとに処理制御や利用権限を設定でき、設定に応じた各機能を利用できること。 【補足説明】 例えば、本庁職員は全てのデータに対して更新・照会を可能とするが、A区職員は「管理場所」がA区のみ更新・照会を可能とし、「管理場所」が他区は照会のみとするといった要件となる。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1. 障害者福祉 共通	1. 7. 固有機能				1. 7. 6.	利用権限設定により扱える「管理場所」が限られる場合、事業ごとの対象者の履歴情報について、最新履歴の「管理場所」で全ての履歴を扱えること。（台帳画面における履歴情報、一覧での確認、集計表作成等の全ての機能を対象とする。） 【補足説明】 例えば、区間転居により、最新履歴の「管理場所」はA区、1つ前の履歴はB区とすると、A区において1つ前の履歴のB区の情報も更新・照会できることといった要件となる。	○		
1. 障害者福祉 共通	1. 7. 固有機能				1. 7. 7.	各事業の申請や届出は、対象者の「管理場所」でのみ登録できること。ただし、「管理場所」以外では照会できること。 ※ 設定によりアラートも可能とすること。 【補足説明】 当要件は、住民記録情報との連携で「居住区」を取得でき、対象者検索で取得した「居住区」と「管理場所」が異なる場合はエラーにするとした要件となる。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体障害者手帳									
2. 身体障害者手帳	2.1. 申請管理機能				2.1.1.	身体障害者手帳の申請・届出情報（新規交付、転入、再交付、障害更新（障害程度の変更・障害の追加）、再認定、居住地変更、氏名保護者変更、返還、複数障害部位の一部を返還、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
2. 身体障害者手帳	2.1. 申請管理機能				2.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※申請、届出のあった日 申請事由コード 変更日 返還日 申請理由コード ※3つまで管理できること、また1つ目は入力必須 受付番号 ※ケース番号、申請受理番号等 備考 資格状態コード ※1 申請事由コードは進達時の申請事由である ※2 申請理由コードは各申請・届出の理由を管理する項目である ※3 返還日は、旧手帳返還を指すものではなく、転出死亡障害回復等により管理対象外として管理する項目である	◎	・不足書類について、添付書類の管理ではなく、添付に必要な書類の不足を管理する。 ・不足書類は備考で管理する自治体と運用が分かれるため、標準オプションとしている。 ・進達日を標準オプションとしているのは中核市においては進達が不要となるためである。 なお、実装必須の【管理項目】は、管理項目としてシステム上実装することが必須なのであり、入力必須項目とイコールではない。入力必須有無は、「エラー／アラート（チェック条件）の考え方について」で示している。	
2. 身体障害者手帳	2.1. 申請管理機能				2.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 不足書類種類コード ※10種類まで管理できること 不足書類 ※不足書類種類コードに対して複数選択できること 進達日 進達先機関コード 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 自立支援医療（更生医療）の同時申請 ※「あり」の場合のみ入力する 督促期限 進行状態コード 宛先優先度コード 申請時の主たる障害部位コード 事務担当者 【督促期限の補足事項】 督促期限は、「身体障害者手帳の再認定の督促について」を出力する際、期限に印字する項目である 【宛先優先度の補足事項】 機能ID：2.7.22. ※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である	○	・資格状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・10：申請 ※受理 ・20：取下 ・30：却下 ・40：受給 ※決定 ・50：廃止（支給取消・返還・喪失） ・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：進達等を自由設定 ・21～29：保留等を自由設定	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受領日（申請者から手帳を預かった日） 本籍地 【受領日の補足事項】 通常は再交付申請時の申請日と同日になること、また受領日とは「申請者へ引渡すための手帳を都道府県から受領した日」と認識する場合もあることから、必要であれば備考やメモへの入力で代用すること 【本籍地の補足事項】 平成31年4月1日の省令改正により、交付申請書及び手帳への表示項目から本籍地が削除されたため	×		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.3.	以下の対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード 旧住所 転入日 新住所 転出日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、身体障害者手帳の対象者として紐づけてよい ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.4.	以下の保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 続柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード また、対象者の申請日時点年齢が15歳未満で保護者未入力の場合は、エラーメッセージを表示すること。 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、身体障害者手帳の保護者として紐づけてよい ※3 続柄は住民票上の続柄ではなく、対象者から見た続柄とすること ※4 性別は”その他”も管理できること ※5 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.5.	以下の情報を管理できること。 【管理項目】 職業 学歴 ※ 平成31年3月29日の事務連絡「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」にて、交付申請書から本籍地、職業、教育の欄が削除されたため。 管理したい場合は、備考やメモ機能を活用する。	×		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.6.	以下の診断書情報を管理できること。 【管理項目】 医療機関番号（※4） 診療科目コード（※4） 医師番号（※4） 弁別区分（右）コード 弁別区分（左）コード 視力（右） 視力（左） 矯正視力（右） 矯正視力（左） 聴力（右） 聴力（左） 語音明瞭度（右） 語音明瞭度（左） ※1 弁別区分とは、“光覚なし”、“光覚弁”、“明暗弁”、“手動 弁”、“指数弁”のことである ※2 弁別区分の入力値より、視力を自動計算できること ※3 視力及び聴力の入力値より、障害部位ごとの等級を自動設定で ること ※4 障害部位ごとに管理できること	○	診断書情報の管理は不要、または備考 で管理する自治体と運用が分かれるた め、標準オプションとしている。	
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.7.	以下の画像情報を管理できること。 【管理項目】 申請書、診断書（※3）、審査部会等意見、手帳、手帳用写真の画像情 報 ※1 スキャンした画像を台帳情報として登録、参照、ダウンロードで きること ※2 画像データの保存方法は問わない（移行できればよい） ※3 障害部位ごとに管理できること	○	画像情報で管理する自治体向けの管理 項目となるため、標準オプションとし ている。	
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.8.	対象者の転入出に伴う福祉事務所間の送付を管理できること。 【管理項目】 依頼日 ※転入前福祉事務所への依頼日 報告日 ※転入前福祉事務所からの回答日 回答日 ※転出先福祉事務所への回答日 ※ 居住地変更通知（更生指導台帳の移管）に関する項目	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.9.	受付番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.9.	受付番号（ケース番号）は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 自動付番後に手修正できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.10.	最新の台帳履歴情報が申請中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録できること。 ※1 当機能を利用するかはパラメタ等で設定できること ※2 申請中情報がある場合は、申請中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 申請中の履歴が複数ある場合は、気づける仕組みとすること	◎	・申請を実装必須、進達を標準オプションとして分けて定めているのは中核市においては進達が不要となるためである。	
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.10.	最新の台帳履歴情報が進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。 ※1 当機能を利用するかはパラメタ等で設定できること ※2 進達中情報がある場合は、進達中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 進達中の履歴が複数ある場合は、気づける仕組みとすること 【補足説明】 同時に複数の申請・届出情報を入力可能とし、追加登録した申請・届出情報に対して進達をできるようにする機能である。	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.11.	申請・届出から決定・手帳交付までの情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.12.	住記の異動情報を基に、手帳所持者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住記住所、住記氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住記の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した手帳所持者及び保護者は、一覧により確認できること ※6 手帳所持者及び保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住記の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる	
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.13.	本籍地を登録する際は住記情報より自動取得できること。 ※ 平成31年4月1日の省令改正により、交付申請書及び手帳への表示項目から本籍地が削除されたため	×		
2. 身体 障害者 手帳	2.1. 申 請管理 機能				2.1.14.	医療機関の入力における医療機関情報の検索は、医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称、医療機関名称カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称、医療機関名称カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体障害者手帳	2. 1. 申請管理機能				2. 1. 15.	医師の入力における医師情報の検索は、医師番号、医師氏名、医師氏名カナ、障害種別コードで検索できること。 また、医師氏名、医師氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○		
2. 身体障害者手帳	2. 2. 進達管理機能				2. 2. 1.	進達状況（進達日・申請事由等）を管理（登録、修正、削除、参照）できること。	○	指定都市、中核市、権限移譲市区町村においては進達が不要であるため標準オプションとしている。なお、指定都市において区役所から更生相談所へ送付する事務、権限移譲市町村において共同設置の審査機関へ送付する事務について進達機能を利用するのは問題ない。	
2. 身体障害者手帳	2. 2. 進達管理機能				2. 2. 2.	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○		
2. 身体障害者手帳	2. 2. 進達管理機能				2. 2. 3.	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	○		
2. 身体障害者手帳	2. 3. 台帳管理機能				2. 3. 1.	判定結果（保留、交付決定、却下）及び取下を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 判定理由 ※ 判定結果コードには保留、却下、決定の他に取下も含むこと	◎		
2. 身体障害者手帳	2. 3. 台帳管理機能				2. 3. 1.	判定結果（交付決定、却下）を決定した日を管理できること。 【管理項目】 決定日 医師意見との相違有無 ※ 決定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）	○		
2. 身体障害者手帳	2. 3. 台帳管理機能				2. 3. 2.	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 初回交付日 再交付日 手帳交付者コード 手帳番号 障害部位コード 障害部位ごとの等級コード 障害部位ごとの再認定年月 障害部位ごとの障害認定日 統計部位コード ※主たる障害部位 障害名 障害種別コード 総合等級コード 指導記録 ※1 統計部位コードは、福祉行政報告例第14で必要となる項目（複数障害部位の場合は、主たる障害部位で計上するための項目） ※2 障害種別コードは、身体障害者手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことであり、副本登録として令和3年6月改版で追加されたTK00002000000130の項目のことである ※3 指導記録は、「身体障害者更生指導台帳（指導記録）」の指導記録に印字される項目である	◎	・「初回交付日」について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトでは、手帳の従来の表記等の関係から「交付日」もしくは「交付年月日」としている部分が多数あるが、初回交付日を意味している。 ・手帳番号は以下の構成となる。 例）「東京都 第〇〇〇〇〇号」 「東京都」の部分は、手帳交付者コードで管理し、「〇〇〇〇〇」の部分は手帳番号で管理する。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.2.	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 障害部位ごとの再認定理由 障害部位ごとの障害原因コード 障害部位ごとの診断日 障害部位ごとの障害内容コード 障害部位ごとの障害種類の号 障害名（カード用） 高確法50条2該当有無 初回交付場所 ※1 「障害部位ごとの障害種類の号」は、身体障害者障害程度等級表にある号である ※2 「障害名（カード用）」は、短縮した障害名を管理し、カード用手帳の印字で利用する	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.11.	カード型手帳の以下の項目を管理できること。 【管理項目】 カード登録日 カード解除日 カード発行日	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.12.	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 手帳受領日 通知発送日 手帳引渡日 ※1 手帳受領日は、都道府県等から手帳を受領した日である ※2 手帳引渡日は、窓口等で対象者へ手帳を引き渡した日である ※3 当管理項目は、次の履歴登録時に引き継がないこと	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.3.	手帳交付に付帯して以下の項目を管理できること。 【管理項目】 NHK受信料減免有無 NHK受信料減免お客様番号 有料道路減免有無	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.4.	身体障害者手帳独自施策項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること ※6 次の履歴登録時に引き継がないかを設定できること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.5.	障害種別は、手入力の他に、単一障害部位の場合は計算により自動設定できること。	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.6.	総合等級及び統計部位区分コードは、手入力の他に、障害部位毎の等級の指数合算により自動設定できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.10.	障害名は、障害部位ごとの障害内容、障害部位ごとの等級、障害部位ごとの再認定年月等を編集したものを反映でき、修正できること。 ※ 編集させる管理項目及び項目間の接続文字はパラメタで設定できること	○	パラメタで設定できる管理項目は、機能ID：2.3.2. に記載している手帳情報の管理項目のうち、「障害部位ごとの***」とする。	
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.7.	総合等級と障害部位毎の等級の指数合算が不整合の場合はアラート表示すること。	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.8.	手帳番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること。	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.8.	自庁であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。 ※ 自動付番は、自庁交付手帳番号の最大番号からの通番とする	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.3. 台 帳管理 機能				2.3.9.	【管理項目】指導記録について、手帳番号、障害種別、総合等級、申請事由をボタン押下等の手動により自動設定できること。	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.4. 一 覧管理 機能				2.4.1.	進達者を一覧で確認できること。	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.4. 一 覧管理 機能				2.4.2.	手帳交付者を一覧で確認できること。	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.4. 一 覧管理 機能				2.4.3.	再認定者（予定者、完了者、未了者）を一覧で確認できること。	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.4. 一 覧管理 機能				2.4.4.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること ※3 医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※2の条件指定の場合は、該当履歴とすること	◎		「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること」は、※1に含まれるため削除。
2. 身体 障害者 手帳	2.5. 集 計表作 成機能				2.5.1.	福祉行政報告例「第14表 身体障害者手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.5. 集 計表作 成機能				2.5.1.	福祉行政報告例「第14表 身体障害者手帳交付台帳登載数」は以下によること。 ※1 様式（固定帳票）で出力すること ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.5. 集 計表作 成機能				2.5.2.	福祉行政報告例「第16表 身体障害者更生援護」の書式で作成できること。 ※ 平成19年10月17日「福祉行政報告例の様式の改正について」で廃止されているため実装不可とする	×		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2.5. 集 計表作 成機能				2.5.3.	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）をＥＵＣ機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値ができること	◎		
2. 身体 障害者 手帳	2.5. 集 計表作 成機能				2.5.3.	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をＥＵＣ機能を利用して出せること	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.7. 帳 票出力 機能				2.7.1.	■帳票詳細要件01■ 「身体障害者手帳交付証明書」を出力できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）や交付権限により出力有無が分かれるものは、標準オプションとしている。 以降の帳票についても同様である。	
2. 身体 障害者 手帳	2.7. 帳 票出力 機能				2.7.2.	■帳票詳細要件02■ 「身体障害者手帳交付（再交付）について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと ※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」（固定文言3＋編集1）への印字は、内容／印字編集条件などに記載の内容の他に、交付／再交付、障害部位コードや障害部位ごとの等級コード、又は総合等級コードに応じて、印字内容を設定でき、印字できること	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.7. 帳 票出力 機能				2.7.23.	■帳票詳細要件24■ 「身体障害者手帳交付（再交付）について（郵送）」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合とすること	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.7. 帳 票出力 機能				2.7.3.	■帳票詳細要件03■ 「身体障害者手帳交付（再交付）決定通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること 【補足事項】 当帳票は、自庁で交付決定する場合に利用する。	○		
2. 身体 障害者 手帳	2.7. 帳 票出力 機能				2.7.4.	■帳票詳細要件04■ 「身体障害者手帳交付申請却下通知書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第2 【補足事項】 当帳票は、自庁で手帳を交付しない決定をする場合に利用する。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 5.	■帳票詳細要件05、帳票詳細要件23■ 05「身体障害者手帳の再認定について」、 23「身体障害者手帳の再認定について（通知）」 を出力できること。 ※05「身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて」様式第1 ※1 05は交付時、23は再認定時期前に出力できること ※2 一括出力できること ※3 23は出力時に再認定申請が登録されている場合は出力できないこと	○		
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 6.	■帳票詳細要件21■ 「身体障害者手帳の再認定について（再通知）」を出力できること。 ※ 督促期限が未入力の場合は注意喚起（アラート）ができること 【補足事項】 再認定年月経過後に送付する場合に利用する	○		
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 7.	■帳票詳細要件06■ 「身体障害者手帳居住地等変更通知書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第4 ※ 「更生指導台帳の送付依頼」として、転入に対して、転入前自治体へ送付する通知となる	○		
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 8.	「身体障害者手帳交付申請受理簿」をEUC機能を利用して作成できること。	◎		
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 9.	■帳票詳細要件 07、08、09、10、11■ 07「身体障害者更生指導台帳」、 08「身体障害者更生指導台帳（指導記録）」、 09「身体障害者更生指導台帳（更生医療）」、 10「身体障害者更生指導台帳（育成医療）」、 11「身体障害者更生指導台帳（補装具）」 を出力できること。 ※1 出力する帳票をパラメタ等で設定できること ※2 08の帳票には、身体障害者手帳台帳の履歴情報も含めること	◎	転出先自治体への送付について、身体障害者更生指導台帳は、法令・通知等において様式や処理方法（電子データ（PDFファイル等）による送付）等の規定はないため、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。	
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 10.	■帳票詳細要件 12■ 「身体障害者更生指導台帳の送付について」を出力できること。 ※ 「更生指導台帳の通知連絡」として、転出に対して、転出先自治体へ送付する通知となる	◎		
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 11.	■帳票詳細要件 13■ 「身体障害者手帳交付申請者一覧（進達）」を出力できること。 ※ 申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	○		
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 12.	「身体障害者手帳交付台帳」をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 身体障害者福祉法施行令 第9条(身体障害者手帳交付台帳)に規定	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 13.	■帳票詳細要件14■ 「身体障害者手帳（紙様式）」を出力できること。 ※「身体障害者手帳の様式等について」別紙1 ※1 出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は注意喚起（アラート）できること ※2 一括出力できること ※3 一括出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は含めないこと	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 14.	「身体障害者手帳（カード様式）」作成のため、必要な情報を複数人分まとめてCSV出力でき、登録した写真のスキャン画像ファイルをダウンロードできること。 ※ 希望手帳様式コードが「カード」以外の場合は含めないこと	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 15.	■帳票詳細要件15■ 「身体障害者手帳交付申請書」を出力できること。 ※省令第2条 別表第2号	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 16.	■帳票詳細要件16■ 「身体障害者手帳再交付申請書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第5	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 17.	■帳票詳細要件18■ 「身体障害者居住地等変更届書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第3	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 18.	■帳票詳細要件19■ 「身体障害者手帳返還届」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第6	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 19.	■帳票詳細要件20■ 「身体障害者手帳交付証明書発行願」を出力できること。	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 20.	■帳票詳細要件17■ 「身体障害者死亡通知書」を出力できること。 ※「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」様式第8	○		
2. 身体 障害者 手帳	2. 7. 帳 票出力 機能				2. 7. 21.	■帳票詳細要件22■ 「身体障害者手帳返還命令書」を出力できること。 ※ 身体障害者福祉法 第16条第2項（身体障害者手帳の返還）に規定されている帳票	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2. 身体障害者手帳	2. 7. 帳票出力機能				2. 7. 22.	手帳所持者宛ての通知等を出力する場合は、送付先の宛名へは送付先情報、保護者情報、本人情報の優先度で印字すること。 ※1 送付先情報、保護者情報はデータが登録されている場合である ※2 本人情報より保護者情報を優先する場合は、本人の年齢が15歳又は18歳（パラメタで指定可とする）未満の場合とすること（年齢を判断する基準日は通知書等印刷時の発行日（発行日は任意に変更できること）とすること ※3 優先度は、手動で選択・変更もできること	○		
2. 身体障害者手帳	2. 8. マスタ管理機能				2. 8. 1.	医療機関、診療科目、医師をマスタで管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 ※システム内部で管理する番号 医療機関コード ※先頭2桁が都道府県番号となっているもの 医療機関種別コード ※医科、歯科など 医療機関都道府県コード 医療機関名称 医療機関名称カナ 医療機関郵便番号 医療機関住所 医療機関住所コード 医療機関電話番号 医療機関ファックス番号 医療機関診療科目コード ※20種類まで管理可 医師番号 医師氏名 医師氏名カナ 診療科目コード ※5種類まで管理可 指定障害種別コード 指定医指定日 指定医廃止日 医療機関番号 ※医師が属する医療機関番号	○	・医療機関番号としてシステム内部で発番する番号を管理していない場合は、医療機関番号＝医療機関コードとして問題ない。 ・診療科目コードは、利用者が任意で設定可能とする。	
2. 身体障害者手帳	2. 8. マスタ管理機能				2. 8. 2.	医療機関、診療科目、医師を一覧で確認できること。	○		
2. 身体障害者手帳	2. 8. マスタ管理機能				2. 8. 3.	医療機関、診療科目、医師の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳									
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.1.	療育手帳の申請・届出情報（新規交付、転入、再交付、再判定、居住地変更、氏名保護者変更、返還、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※申請、届出のあった日 申請事由コード 進達日 変更日 返還日 申請理由コード ※3つまで管理できること、また1つ目は入力必須 受付番号 判定機関コード 備考 資格状態コード ※1 申請事由コードは進達時の申請事由である ※2 申請理由コードは各申請・届出の理由を管理する項目である ※3 返還日は、旧手帳返還を指すものではなく、転出死亡障害回復等により管理対象外として管理する項目である ※4 判定機関コードは、「療育手帳交付申請者一覧（進達）」で出力の振り分けでも利用する ※5 判定機関コードは、判定機関ではない進達先の管理も含む	◎	・不足書類は、添付書類の管理ではなく、添付に必要な書類の不足を管理する。 備考で管理する自治体と運用が分かれるため、標準オプションとしている。 なお、実装必須項目は、管理項目としてシステム上実装することが必須なものであり、入力必須項目とイコールではない。入力必須有無は、「エラー／アラート（チェック条件）の考え方について」で示している。 ・資格状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・10：申請 ※受理 ・20：取下 ・30：却下 ・40：受給 ※決定 ・50：廃止（支給取消・返還・喪失）	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 不足書類種類コード ※10種類まで管理できること 不足書類 ※不足書類種類コードに対して複数選択できること 前回判定日 前回判定機関 進行状態コード 宛先優先度コード ※ 前回判定機関は、他都道府県等も管理できること 【宛先優先度の補足事項】 機能ID：3.7.20. ※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である	○	・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：進達等を自由設定 ・21～29：保留等を自由設定	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受領日（申請者から手帳を預かった日） 【受領日の補足事項】 通常は再交付申請時の申請日と同日になること、また受領日とは「申請者へ引渡すための手帳を都道府県から受領した日」と認識する場合もあることから、必要であれば備考やメモへの入力で代用すること	×		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.3.	以下の対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード 旧住所 転入日 新住所 転出日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、療育手帳の対象者として紐づけてよい ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.4.	以下の保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 続柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、療育手帳の保護者として紐づけてよい ※3 続柄は住民票上の続柄ではなく、対象者から見た続柄とすること ※4 性別は”その他”も管理できること ※5 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.5.	以下の検査情報を管理できること。 【管理項目】 判定方法コード ※来所・巡回・訪問・文書 検査日 ※予約日を兼ねる 検査時間 ※〇時〇分とし、予約時間を兼ねる 検査機関コード 検査方式コード ※個別式知能検査、個別式発達検査等 IQ 精神疾患の有無 発達障害の有無 精神・発達年齢 ※〇歳〇月 その他検査・程度内容 総合判定（処遇方針の検討）の状況 医師診察日 医師診察時間 ※〇時〇分 医師名 心理判定員	○		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.6.	以下の情報を管理できること。 【管理項目】 職業 学歴 ※ 平成31年3月29日の事務連絡「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」にて、身体障害者手帳交付申請書から本籍地、職業、教育の欄が削除されたため、身体障害者手帳では当項目を実装不可としているが、療育手帳においても同様の考え方とする。 管理したい場合は、備考やメモ機能を活用する。	×		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.7.	以下の画像情報を管理できること。 【管理項目】 申請書、診断書、手帳、手帳用写真の画像情報 ※1 スキャンした画像を台帳情報として登録、参照、ダウンロードできること ※2 画像データの保存方法は問わない（移行できればよい）	○	画像情報で管理する自治体向けの管理項目となるため、標準オプションとしている。	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.8.	対象者の転入出に伴う福祉事務所の送付を管理できること。 【管理項目】 依頼日 ※転入前福祉事務所への依頼日 報告日 ※転入前福祉事務所からの回答日 回答日 ※転出先福祉事務所への回答日 ※ 居住地変更通知（更生指導台帳の移管）に関する項目	○		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.9.	受付番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。	◎		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.9.	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 自動付番後に手修正できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.10.	最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。 ※1 当機能を利用するかはパラメタ等で設定できること ※2 申請中情報がある場合は、申請中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 申請中の履歴が複数ある場合は、気づける仕組みとすること	◎		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.11.	申請・届出から決定・手帳交付までの情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎		
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.12.	住記の異動情報を基に、手帳所持者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住記住所、住記氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住記の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した手帳所持者及び保護者は、一覧により確認できること ※6 手帳所持者及び保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住記の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる	
3.療育手帳	3.1.申請管理機能				3.1.13.	対象者の申請時の年齢が18歳未満、かつ保護者が未入力の場合は、アラートとすること。	○	18歳未満の対象児童の場合は、保護者の居住地を管轄する自治体が援護地となるため、当チェックを設けている。	
3.療育手帳	3.2.進達管理機能				3.2.1.	進達状況（進達日・申請事由・進達先等）を管理（登録、修正、削除、参照）できること。 ※ 進達先は、判定機関が該当する	◎		
3.療育手帳	3.2.進達管理機能				3.2.2.	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○		
3.療育手帳	3.2.進達管理機能				3.2.3.	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	◎		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.1.	判定結果（交付決定、却下）及び取下を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 判定理由 ※ 判定結果コードには却下、決定の他に取下も含むこと	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.1.	判定結果（交付決定、却下）を決定した日を管理できること。 【管理項目】 決定日 ※ 決定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）	○		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.2.	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 初回交付日 再交付日 手帳交付者コード 手帳番号 再判定年月 障害程度コード ※1 再判定年月は、令和2年8月3日（障発0803第3号）「療育手帳制度の実施について」第5 “障害の程度の確認は、前回の判定の際に次の判定年月として示された時期に行う”により、再判定年月日ではなく再判定年月としている ※2 指導記録は、「知的障害者更生指導台帳（指導記録）」の指導記録に印字される項目である	◎	・「初回交付日」について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトでは、手帳の従来の表記等の関係から「交付日」もしくは「交付年月日」としている部分が多いが、初回交付日を意味している。 ・手帳番号は以下の構成となる。 例）「東京都 第〇〇〇〇〇号」 「東京都」の部分は、手帳交付者コードで管理し、「〇〇〇〇〇」の部分は手帳番号で管理する。	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.2.	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 指導記録 旅客運賃割引コード 初回交付場所 程度変更状況コード 次回判定機関コード ※1 旅客運賃割引コードは、療育手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」のことである ※2 程度変更状況コードは、B→Aといった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の障害程度からの変更内容を把握するための項目である	○		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.7.	カード型手帳の以下の項目を管理できること。 【管理項目】 カード登録日 カード解除日 カード発行日	○		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.8.	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 判定機関受付日 ※受付場所から送付された申請書を判定機関が受け取った日 判定機関結果送付日 ※判定機関から受付場所に結果を送付した日 手帳受領日 通知発送日 手帳引渡日 ※1 手帳受領日は、都道府県等から手帳を受領した日である ※2 手帳引渡日は、窓口等で対象者へ手帳を引き渡した日である ※3 当管理項目は、次の履歴登録時に引き継がないこと	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.3.	手帳交付に付帯して以下の項目を管理できること。 【管理項目】 NHK受信料減免有無 NHK受信料減免お客様番号 有料道路減免有無	○		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.4.	療育手帳独自施策項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること ※6 次の履歴登録時に引き継がないかを設定できること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.5.	手帳番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること。	◎		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.5.	自庁であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の他に自動付番もできること。 ※ 自動付番は、自庁交付手帳番号の最大番号からの通番とする	○		
3.療育手帳	3.3.台帳管理機能				3.3.6.	【管理項目】指導記録について、手帳番号、障害程度、申請事由をボタン押下等の手動により自動設定できること。	○		
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能				3.4.1.	進達者を一覧で確認できること。	◎		
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能				3.4.2.	手帳交付者を一覧で確認できること。	◎		
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能				3.4.3.	再判定者（予定者、完了者、未了者）を一覧で確認できること。	◎		
3.療育手帳	3.4.一覧管理機能				3.4.4.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること 手帳所持者の判断は、再判定年月の超過有無を選択できること ※3 最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※2の条件指定の場合は、該当履歴とすること	◎		「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること」は、※1に含まれるため削除。
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能				3.5.1.	福祉行政報告例「第31表 療育手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能				3.5.1.	福祉行政報告例「第3 1表 療育手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。 ※1 様式(固定帳票)で出力すること ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能				3.5.2.	各種統計資料(都道府県集計、市区町村独自集計)をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値ができること	◎		
3.療育手帳	3.5.集計表作成機能				3.5.2.	各種統計資料(都道府県集計、市区町村独自集計)は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.1.	■帳票詳細要件01■ 「療育手帳交付証明書」を出力できること。	○	自治体の運用(都道府県の運用も含む)や交付権限により出力有無が分かれるものは、標準オプションとしている。 以降の帳票についても同様である。	
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.2.	■帳票詳細要件02■ 「療育手帳交付(再交付)について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと ※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」(固定文言3+編集1)への印字は、内容/印字編集条件などに記載の内容の他に、交付/再交付、障害程度コードに応じて、印字内容を設定でき、印字できること	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.21.	■帳票詳細要件18■ 「療育手帳交付(再交付)について(郵送)」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合とすること	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.3.	■帳票詳細要件03■ 「療育手帳交付決定通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること 【補足事項】 当帳票は、自庁で交付決定する場合に利用する。	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.4.	■帳票詳細要件04■ 「療育手帳交付申請却下通知書」を出力できること。 【補足事項】 当帳票は、自庁で手帳を交付しない決定をする場合に利用する。	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.5.	■帳票詳細要件05■ 「療育手帳再判定のお知らせ」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.6.	■帳票詳細要件06■ 「療育手帳居住地変更通知書」を出力できること。 ※ 「更生指導台帳の送付依頼」として、転入に対して、転入前自治体へ送付する通知となる	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.7.	「療育手帳交付申請受理簿」をＥＵＣ機能を利用して作成できること。	◎		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.8.	■帳票詳細要件 07■ 07「知的障害者更生指導台帳」を出力できること。	◎	転出先自治体への送付について、知的障害者更生指導台帳は、法令・通知等において様式や処理方法（電子データ（PDFファイル等）による送付）等の規定はないため、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。	
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.8.	■帳票詳細要件 08■ 08「知的障害者更生指導台帳（指導記録）」を出力できること。 ※1 07、08の帳票は、出力する帳票をパラメタ等で設定できること ※2 08の帳票には、療育手帳台帳の履歴情報も含めること	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.9.	■帳票詳細要件 09■ 「知的障害者更生指導台帳の送付について」を出力できること。 ※ 「更生指導台帳の送付連絡」として、転出に対して、転出先自治体へ送付する通知となる	◎		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.10.	■帳票詳細要件 10■ 「療育手帳交付申請者一覧（進達）」を出力できること。 ※1 管理項目：判定機関で出力を振り分けること ※2 ※1に加えて、申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	◎		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.11.	「療育手帳交付台帳」をＥＵＣ機能を利用して作成できること。 ※ 療育手帳制度の実施について 第6(交付台帳の作成等)に規定	◎		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.12.	■帳票詳細要件11■ 「療育手帳（紙様式）」を出力できること。 ※「療育手帳制度について」別添様式 ■帳票詳細要件11-2■ 「療育手帳（紙様式）（プレプリント様式）」を出力できること。 ※1 出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は注意喚起（アラート）できること ※2 一括出力できること ※3 一括出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は含めないこと	○	プレプリント様式について、（一）～（六）面は、「療育手帳（紙様式）」と同様となる。	
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.13.	「療育手帳（カード様式）」作成のため、必要な情報を複数人分まとめてCSV出力でき、登録した写真のスキャン画像ファイルをダウンロードできること。 ※ 希望手帳様式コードが「カード」以外の場合は含めないこと	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.14.	■帳票詳細要件12■ 「療育手帳交付申請書」を出力できること。 ※「療育手帳制度の実施について」別添様式	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.15.	■帳票詳細要件13■ 「療育手帳再交付・再判定申請書」を出力できること。 ※一括出力できること	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.16.	■帳票詳細要件14■ 「療育手帳記載事項変更届」を出力できること。	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.17.	■帳票詳細要件15■ 「療育手帳返還届」を出力できること。	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.18.	■帳票詳細要件16■ 「申出書」を出力できること。 ※「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」別紙様式	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.19.	■帳票詳細要件17■ 「療育手帳交付証明書発行願」を出力できること。	○		
3.療育手帳	3.7.帳票出力機能				3.7.20.	手帳所持者宛ての通知等を出力する場合は、送付先の宛名へは送付先情報、保護者情報、本人情報の優先度で印字すること。 ※1 送付先情報、保護者情報はデータが登録されている場合である ※2 本人情報より保護者情報を優先する場合は、本人の年齢が18歳未満の場合とすること（年齢を判断する基準日は通知書等印刷時の発行日（発行日は任意に変更できること）とすること ※3 優先度は、手動で選択・変更もできること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神障害者保健福祉手帳									
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能				4. 1. 1.	精神障害者保健福祉手帳の申請・届出情報（新規交付、転入、再交付、更新、障害等級変更、住所・氏名変更、返還、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能				4. 1. 2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出のあった日 申請事由コード 進達日 変更日 返還日 申請理由コード ※ 3つまで管理できること、また1つ目は入力必須 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して複数選択可能とすること 備考 資格状態コード ※1 申請事由コードは進達時の申請事由である ※2 申請理由コードは各申請・届出の理由を管理する項目である ※3 返還日は、旧手帳返還を指すものではなく、転出死亡障害回復等により管理対象外として管理する項目である	◎	・添付書類は、「障害者手帳交付申請者一覧（進達）」へ印字する必要があるため、「添付書類」を管理項目としている。 ※身体障害者手帳、療育手帳では、不足書類としている。 ・資格状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・10：申請 ※受理 ・20：取下 ・30：却下 ・40：受給 ※決定 ・50：廃止（支給取消・返還・喪失）	診断書に関する管理項目は、機能ID：4. 1. 12. に移動いたしました。
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能				4. 1. 2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受付番号 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 手帳印刷要否コード 自立支援医療（精神通院医療）の同時申請 ※「あり」の場合のみ入力する 年金種類コード 年金証書番号 年金等級コード 年金照会先コード 進行状態コード 事務担当者 ※1 年金種類、年金証書番号、年金照会先は、年金証書による申請時にマイナンバーによる年金情報照会を行う際に利用する項目である	○	・年金種類、年金証書番号は、マイナンバーによる年金情報照会の実施有無は、都道府県の運用により分かれるため、標準オプションとしている。 ・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：進達等を自由設定 ・21～29：保留等を自由設定	診断書に関する管理項目は、機能ID：4. 1. 12. に移動いたしました。
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能				4. 1. 12.	以下の診断書情報を管理できること。 【管理項目】 主たる精神障害コード ※ ICDコード 主たる精神障害 ※ 日本語入力 従たる精神障害コード ※ ICDコード 従たる精神障害 ※ 日本語入力 ※ ICDコードの下に記載の日本語入力項目については、診断書作成医師によってはICDコードの小数点以下が省略されたり、ICDコード表に記載の障害名が記載されない場合があることを考慮し、ICDコードで管理することを前提に、日本語入力項目を設けている	◎	・ICDコードについて、現時点ではICD-10であるが、ICD-11の適用と合わせて、データ要件のコード項目の見直しを行うこととなる。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能				4. 1. 12.	以下の診断書情報を管理できること。 【管理項目】 医療機関番号 身体合併症 ※ 日本語入力 主たる精神障害の初診日 診断書作成医療機関の初診日 日常生活能力の程度コード	○		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能				4. 1. 3.	以下の対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード 旧住所 転入日 新住所 転出日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、精神障害者保健福祉手帳の対象者として紐づけてよい ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※4について、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 1. 申請管理機能				4. 1. 4.	以下の保護者情報を管理できること。 【管理項目】 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 続柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 住所コード また、対象者の申請日時点年齢が18歳未満で保護者未入力の場合は、エラーメッセージを表示すること。 ※1 障害者福祉用世帯で、精神障害者保健福祉手帳の保護者として紐づけてよい ※2 続柄は住民票上の続柄ではなく、対象者から見た続柄とすること ※3 性別は”その他”も管理できること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※4について、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.1. 申請管理機能				4.1.5.	以下の画像情報を管理できること。 【管理項目】 申請書、診断書、手帳、手帳用写真の画像情報 ※1 スキャンした画像を台帳情報として登録、参照、ダウンロードできること ※2 画像データの保存方法は問わない（移行できればよい）	○	画像情報で管理する自治体向けの管理項目となるため、標準オプションとしている。	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.1. 申請管理機能				4.1.6.	受付番号は、手入力の外に自動付番もできること ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.1. 申請管理機能				4.1.7.	最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、更に申請・届出情報を登録し、更に進達できること。 ※1 当機能を利用するかはパラメタ等で設定できること ※2 申請中情報がある場合は、申請中情報に対する登録か追加登録かを選択できること ※3 申請中の履歴が複数ある場合は、気づける仕組みとすること	◎		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.1. 申請管理機能				4.1.8.	申請・届出から決定・手帳交付までの情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.1. 申請管理機能				4.1.9.	住記の異動情報を基に、手帳所持者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住記住所、住記氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住記の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した手帳所持者及び保護者は、一覧により確認できること ※6 手帳所持者及び保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住記の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.1. 申請管理機能				4.1.10.	自立支援医療（精神通院医療）の受給者番号、有効期限を、精神障害者保健福祉手帳の台帳画面で参照できること。	○		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.1. 申請管理機能				4.1.11.	医療機関の入力における医療機関情報の検索は、医療機関番号、医療機関コード、医療機関名称、医療機関名称カナ、医療機関住所で検索できること。 また、医療機関名称、医療機関名称カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4.2. 進達管理機能				4.2.1.	進達状況（進達日・申請事由等）を管理（登録、修正、削除、参照）できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 2. 進 達管理 機能				4. 2. 2.	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。 ※ 一括登録対象は選択も可能とすること	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 2. 進 達管理 機能				4. 2. 3.	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 1.	判定結果（交付決定、却下）及び取下を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 判定理由 ※ 判定結果コードには却下、決定の他に取下も含むこと	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 1.	判定結果（交付決定、却下）を決定した日を管理できること。 【管理項目】 決定日 ※ 決定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 2.	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 初回交付日 再交付日 手帳番号 有効期限 障害等級コード ※1 有効期限は、更新申請前の有効期限から2年後の当月末日を自動計算（うるう年に対応すること）表示し、手修正もできること ※2 ※1の自動計算有無は、パラメタ等で設定できること	◎	・「初回交付日」について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトでは、手帳の従来の表記等の関係から「交付日」もしくは「交付年月日」としている部分が多いが、初回交付日を意味している。 ・うるう年に対応することの具体例として、有効期限が2022/2/28の場合は2年後の自動計算表示として、2024/2/28ではなく、2024/2/29とすること。	
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 2.	手帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 有効期間開始日 等級変更状況コード ※ 等級変更状況コードは、2→1級といった選択肢を管理し、履歴を確認せずに前回の障害等級からの変更内容を把握するための項目である	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 7.	カード型手帳の以下の項目を管理できること。 【管理項目】 カード登録日 カード解除日 カード発行日	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 6.	事務処理に係る以下の項目を管理できること。 【管理項目】 手帳受領日 通知発送日 手帳引渡日 ※1 手帳受領日は、都道府県等から手帳を受領した日である ※2 手帳引渡日は、窓口等で対象者へ手帳を引き渡した日である ※3 当管理項目は、次の履歴登録時に引き継がないこと	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 3.	手帳交付に付帯して以下の項目を管理できること。 【管理項目】 NHK受信料減免有無 NHK受信料減免お客様番号	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 4.	精神障害者保健福祉手帳独自施策項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること ※6 次の履歴登録時に引き継がないかを設定できること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 5.	手帳番号の入力時、重複している場合はエラーとすること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること。	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 3. 台 帳管理 機能				4. 3. 5.	自庁であらたに交付する手帳の手帳番号について、手入力の外に自動付番もできること。 ※ 自動付番は、自庁交付手帳番号の最大番号からの通番とする	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 4. 一 覧管理 機能				4. 4. 1.	進達者を一覧で確認できること。	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 4. 一 覧管理 機能				4. 4. 2.	手帳交付者を一覧で確認できること。	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 4. 一 覧管理 機能				4. 4. 3.	任意の日付時点で有効期限が満了する更新対象者を一覧で確認できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 4. 一覧管理機能				4. 4. 4.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（ＥＵＣができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のＥＵＣ機能を満たすこと ※2 任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること 手帳所持者の判断は、有効期限の超過有無を選択できること ※3 医療機関マスタの情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※2の条件指定の場合は、該当履歴とすること	◎	※1について、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること」は、※1に含まれるため削除。
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 5. 集計表作成機能				4. 5. 1.	衛生行政報告例「第5表 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の集計数値を出せること。 ※1 様式（固定帳票）で出力すること ※2 集計根拠となった該当情報をＥＵＣ機能を利用して出せること	○		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 5. 集計表作成機能				4. 5. 2.	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）をＥＵＣ機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値ができること	◎		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 5. 集計表作成機能				4. 5. 2.	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をＥＵＣ機能を利用して出せること	○		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能				4. 7. 1.	■帳票詳細要件01■ 「障害者手帳交付証明書」を出力できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）や交付権限により出力有無が分かれるものは、標準オプションとしている。 以降の帳票についても同様である。	
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能				4. 7. 2.	■帳票詳細要件02■ 「障害者手帳交付（再交付）」について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合を除くこと ※3 帳票詳細要件の「お持ちいただくもの」（固定文言3＋編集1）への印字は、内容／印字編集条件などに記載の内容の他に、交付／再交付、障害等級コードに応じて、印字内容を設定でき、印字できること	○		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能				4. 7. 18.	■帳票詳細要件14■ 「障害者手帳交付（再交付）」について（郵送）」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 一括出力時は手帳交付方法コードが「郵送」の場合とすること	○		
4. 精神障害者保健福祉手帳	4. 7. 帳票出力機能				4. 7. 3.	■帳票詳細要件03■ 「障害者手帳交付決定通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること 【補足事項】 当帳票は、自庁で交付決定する場合に利用する。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 4.	■帳票詳細要件04■ 「障害者手帳通知書」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式3 【補足事項】 当帳票は不承認通知書であり、自庁で手帳を交付しない決定をする場合に利用する。	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 5.	■帳票詳細要件05■ 「障害者手帳更新のお知らせ」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 6.	「障害者手帳交付申請受理簿」をEUC機能を利用して作成できること。	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 7.	■帳票詳細要件06■ 「障害者手帳交付申請者一覧（進達）」を出力できること。 ※ 申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 8.	■帳票詳細要件07■ 「進達伺書」（鏡文）を出力できること。	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 9.	「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」をEUC機能を利用して作成できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式6	◎		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 10.	■帳票詳細要件08■ 「障害者手帳（紙様式）」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式4 ※1 出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は注意喚起（アラート）できること ※2 一括出力できること ※3 一括出力時、希望手帳様式コードが「カード」の場合は含めないこと	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 11.	「障害者手帳（カード様式）」作成のため、必要な情報を複数人分まとめてCSV出力でき、登録した写真のスキャン画像ファイルをダウンロードできること。 ※ 希望手帳様式コードが「カード」以外の場合は含めないこと	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 12.	■帳票詳細要件09■ 「障害者手帳交付申請書」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式1	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 13.	■帳票詳細要件10■ 「障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」を出力できること。 ※「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」別紙様式7	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 14.	■帳票詳細要件11■ 「障害者手帳返還届」を出力できること。	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 15.	■帳票詳細要件12■ 「障害者手帳障害年金等に係る同意書」を出力できること。	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 16.	■帳票詳細要件13■ 「障害者手帳交付証明書発行願」を出力できること。	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 7. 帳 票出力 機能				4. 7. 17.	手帳所持者宛ての通知等を出力する場合は、送付先の宛名へは送付先情 報、保護者情報、本人情報の優先度で印字すること。 ※1 送付先情報、保護者情報はデータが登録されている場合である ※2 本人情報より保護者情報を優先する場合は、本人の年齢が18歳未 満の場合とすること（年齢を判断する基準日は通知書等印刷時の発行日 （発行日は任意に変更できること）とすること ※3 優先度は、手動で選択・変更もできること	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 8. マ スタ管 理機能				4. 8. 1.	医療機関情報をマスタで管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関番号 ※システム内部で管理する番号 医療機関コード ※先頭2桁が都道府県番号となっているもの 医療機関種別コード ※医科、歯科など 医療機関都道府県コード 医療機関名称 医療機関名称カナ 医療機関郵便番号 医療機関住所 医療機関住所コード 医療機関電話番号 医療機関ファックス番号	○	・医療機関番号としてシステム内部で 発番する番号を管理していない場合 は、医療機関番号＝医療機関コードと して問題ない。	
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 8. マ スタ管 理機能				4. 8. 2.	医療機関情報を一覧で確認できること。	○		
4. 精神 障害者 保健福 祉手帳	4. 8. マ スタ管 理機能				4. 8. 3.	医療機関情報の一覧をE U C機能を利用して出力できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当									
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.1.	国制度手当の申請・届出情報（認定請求、転入、再認定請求、現況届、支給停止関係届、変更・異動届、被災状況書、喪失、死亡、転出、職権処理を含む、未支払請求を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.2.	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請理由コード 喪失日 喪失理由コード 同意区分コード 備考 ※ 同意区分コードは、ぴったりサービスの制約事項、課税情報の閲覧の同意等を管理する	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 受付日 返付日 不足書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 不足書類 ※ 不足書類種類コードに対して複数選択できること 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して複数選択できること 受付番号 審査依頼要否 審査依頼内容 審査結果 変更日 変更理由 進行状態コード ※ 審査依頼要否、審査依頼内容、審査結果は、医師や外部機関へ審査依頼する場合に利用する項目である	○	・受付日及び返付日は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」で定められている管理項目であるが、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・不足書類は、返付管理があるため、添付書類ではなく不足書類としており、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.3.	申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、国制度手当の受給者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.3.	申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 国籍コード 旧住所 転入日 新住所 転出日	○	旧住所は、「受給者台帳の送付依頼について」の「転入前住所」を印字するために管理する項目である。	
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.4.	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】配偶者情報 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、国制度手当の配偶者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.4.	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】配偶者情報 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 国籍コード 同居別居コード	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.5.	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 続柄コード 同居別居コード ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、国制度手当の扶養義務者として紐づけてよい ※3 続柄は住民票上の続柄ではなく、受給者から見た続柄とすること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.5.	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 在留資格コード 在留期限 国籍コード ※ 扶養義務者は候補も含めて5名まで管理できること	○		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.6.	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 支給該非コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目を満たすこと	◎	・所得状況届に記載されている項目は個別に定めず、省令に記載の項目を満たすこととしている。 ・所得判定に係る要件は、機能ID：5.1.16.～5.1.19.に記載している。 ・所得確定区分コードは、確定、未確定、非課税、未申告といった内容を管理する。	
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.6.	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定日 所得確定区分コード 扶養義務者候補について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目を満たすこと	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 7.	所得判定の結果、支給停止、支給停止解除を管理できること。 【管理項目】 支給停止年月 支給停止解除年月 支給停止理由コード 支給停止解除理由コード	◎		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 8.	支払口座情報を管理できること。 【管理項目】 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ 公金口座区分コード	◎		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 33.	障害程度審査情報を管理できること。 【管理項目】 判定機関判定依頼日 判定機関判定再判定年月 判定機関判定能力判定 ※全角500文字 療育手帳判定日 療育手帳交付日 療育手帳廃止日 療育手帳再判定年月 資格判定方法コード ※選択肢は自治体が任意に設定可 資格判定内容コード ※選択肢は自治体が任意に設定可 特別障害者手当等障害名 書類不備有無 書類不備内容その他 ※全角100文字 ※ 上記管理項目は、障害区分コードごとに管理できること 【補足説明】 療育手帳情報は、判定時点の内容を管理する必要がある場合に利用する。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 判定理由 決定日 支給開始年月 認定基準コード 障害区分コード ※3つまで管理できること 有期認定年月 認定番号 資格状態コード ※1 判定日は判定結果コードに応じた日付とする ※2 判定結果コードには却下、認定の他に取下も含むこと ※3 認定基準コードは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」第1条に規定された、別表第一の基準（障害児福祉手当、経過福祉手当）、別表第二の基準（特別障害者手当）を管理できること。また、その他の基準（日常生活動作・日常生活能力・安静度）についても管理できること。 ※4 認定基準コードは、別表第一、別表第二のそれぞれについて、複数選択できること ※5 有期認定年月は有期期限を意味する ※6 有期認定年月は認定基準に該当する障害の状態ごとに管理すること（例えば、令別表第二 第6号と第7号に該当し、かつそれぞれが有期認定の受給者においては、それぞれの有期認定年月の管理が必要となる）	◎	・資格状態コードは、申請、認定、却下、取下、喪失を管理するものとし、差止・差止解除、支給停止・支給停止解除、不支給・不支給解除、現況届未提出は各管理項目の入力状態で管理する。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 転入前住所最終支給年月	○		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 10.	支給の差止、差止解除を管理できること。 【管理項目】 差止年月 差止解除年月 差止理由コード 差止解除理由コード	◎		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 10.	支給の差止、差止解除を管理できること。 【管理項目】 差止決定日 差止解除決定日	○	差止決定日及び差止解除決定日は自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 11.	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給年月 不支給解除年月 不支給理由コード 時効による不支給有無 ※ 各管理項目は認定基準に該当する障害の状態ごとに管理すること（例えば、令別表第二 第6号と第7号に該当し、かつそれぞれが不支給となる受給者においては、それぞれの管理が必要となる）	◎	・不支給に係る管理項目は、支払時効を迎えた場合や有期認定の更新が遅れた場合に遅れた月数分を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。 ・不支給決定日及び不支給解除決定日は、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 11.	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給決定日 不支給解除決定日	○		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 13.	対象者の転入出に伴う受給者台帳の移管を管理できること。 【管理項目】 依頼日 ※転入前福祉事務所への送付依頼日 報告日 ※転入前福祉事務所からの回答日・回答受理日 回答日 ※転出先福祉事務所からの依頼に対する回答日 相手先	○		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 14.	国制度手当独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分コード1～区分コード5 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分コード、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 15.	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のそれぞれで重複しない通番とする（年度毎にも通番しない） ※2 自動付番は、認定請求の申請時、転入時等の新たに認定状態のデータを登録する場合とする ※3 手入力する場合は、重複番号を抑止する ※4 管理組織単位で通番する	○		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 16.	認定番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のそれぞれで重複しない通番とする（年度毎にも通番しない） ※2 自動付番は、認定請求の認定時、転入時等の新たに認定状態のデータを登録する場合とする ※3 手入力する場合は、重複番号を抑止する	◎		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 16.	認定番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※ 機能ID：5. 1. 16. の実装必須の※1、※2に加え、管理組織単位で通番する	○		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 17.	以下の台帳情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報を照会できること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。 ・申請届出及び認定情報 ・差止情報 ・現況（所得）及び所得判定情報 ・その他台帳管理情報	◎	口座情報は、自治体の運用により履歴管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.17.	以下の台帳情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報を照会できること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。 ・口座情報	○		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.18.	所得判定時に、本人・配偶者・扶養義務者の判定内容（支給、不支給）が確認できること。	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.18.	所得判定時に、扶養義務者候補の判定内容（支給、不支給）が確認できること。	○		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.19.	連携した税情報を参照でき、自動で所得判定（支給可否決定）ができること。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.19.	連携した税情報を参照でき、自動で所得判定（支給可否決定）ができること。 ※1 本人、配偶者、扶養義務者、扶養義務者候補について、所得情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること ※2 所得判定（支給可否決定）した際、最多所得者や所得制限該当者が扶養義務者となっておらず扶養義務者候補となっている場合は注意喚起（アラート）ができること	○		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.20.	転入者や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」、「公的年金等の収入額」等、税情報を参照できない場合は、参照できない項目を手入力して所得判定ができること。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.21.	新年度の税情報、所得状況届の内容を元に、自動で所得判定（支給可否決定）ができること。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.22.	台帳登録時、年齢の資格要件チェックし、注意喚起（アラート）ができること。	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.23.	データ登録時、入力した認定番号が重複した場合は禁止（エラー）とすること。ただし同一人物の場合は注意喚起（アラート）とし登録も可能とすること。	◎	実装必須は「認定番号」、標準オプションは「受付番号」の重複チェックとしている。	
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.23.	データ登録時、入力した受付番号が重複した場合は禁止（エラー）とすること。ただし同一人物の場合は注意喚起（アラート）とし登録も可能とすること。	○		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.24.	データ登録時、入力した認定情報の支給開始年月以降の所得情報の存在チェックを行い、所得情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	◎		
5. 国制度手当	5.1. 台帳管理機能				5.1.25.	データ登録時、有期認定年月は（1月、4月、7月、10月）以外が入力された場合は禁止（エラー）又は注意喚起（アラート）とすること。 エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 26.	データ登録時、口座情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	◎	認定基準、支給開始年月、認定番号等は、判定結果が認定の場合は必須入力となるが、項目間の必須入力チェックはデータ要件に定めるが共通的な要件となるため、機能ID：1. 4. 18. に記載している。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 27.	現況届（所得状況届）を一括で受付登録できること。 ※1 登録する管理項目は、所得状況届提出日 ※2 手当種別（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）、年度ごとに個人を一意に識別し、一括登録すること ※3 手当種別、年度ごとに個人を一意に識別できる値をバーコード化し、バーコードから登録できること	○	現況届の一括受付登録は、自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 32.	現況届を受付登録した後、未提出者に対して一括で差止登録できること。	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 28.	住記の死亡・転出等の減異動情報を基に、自動で差止、もしくは喪失できること。 ※ 自動処理した受給者は、一覧により確認できること ※ 自動処理の対象とする異動事由をパラメタ等で設定できること	○	住記の異動情報から直接台帳情報へ反映させる機能は、自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 29.	20歳到達者を一括で資格喪失できること。	○		
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 30.	現況時、新年度の所得情報（受給者、配偶者、扶養義務者）を一括登録できること。 ※1 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目のうち、税情報と連携できる管理項目に対して一括で登録すること ※2 転入者や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」、「公的年金等の収入額」等、税情報を参照できない場合は、参照できない項目を手入力できること	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 1. 台帳管理機能				5. 1. 31.	現況時、新年度税情報、所得判定、支給該非判定を一括で登録できること。 ※1 現況時の所得状況届の入力が完了した後の処理である ※2 入力した内容と連携された新年度税情報の有無を元に現況未提出や税情報無を結果として表示できること	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 2. 一覧管理機能				5. 2. 1.	有期認定年月（有期期限）を範囲指定し、診断書再提出者を一覧で確認できること。	◎		
5. 国制度手当	5. 2. 一覧管理機能				5. 2. 2.	指定する年度の現況対象者を一覧で確認できること。	◎		
5. 国制度手当	5. 2. 一覧管理機能				5. 2. 3.	指定する年度の現況届の提出・未提出者を一覧で確認できること。	◎		
5. 国制度手当	5. 2. 一覧管理機能				5. 2. 4.	障害児福祉手当において、指定する年月における20歳到達者を一覧で確認できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 2. 一覧管理機能				5. 2. 5.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（ＥＵＣができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のＥＵＣ機能を満たすこと ※2 表示項目は台帳管理項目全て、支払実績情報等、国制度手当の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 1.	定例払い（2月、5月、8月、11月）及び随時払い（新規認定、喪失時、一時差止解除時等）ができること。	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 2.	定例払い（2月、5月、8月、11月）を選択している場合、あらかじめ定められている支給月（1月・4月・7月・10月）以外で決定した場合は禁止（エラー）とすること。	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 3.	支払前に支払額や口座有無、公金口座区分コード、有期認定年月を一覧で確認できること。 ※ 支払額の内訳として、定例払い時の支給対象月とその支給月額も確認できること	◎	公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、支払前に公金口座区分コードが”有”の対象者を確認できること。	
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 4.	支給月額の改定がある場合、改定後の支給月額で支払いができること。	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 5.	定例払い、随時払いにおいて、全銀協フォーマットのファイルを作成できること。	◎	全銀協フォーマットファイルの作成単位は、自治体の運用により分かれるため、2種類を併記した標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 5.	定例払い、随時払いにおいて、全銀協フォーマットのファイルを作成できること。 ※ ファイルの作成は次のいずれかによること ・ 手当種別（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）で分けて1つのファイルで作成できること ・ 手当種別ごとにファイルを分けて作成できること	○		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 6.	全銀協フォーマットは、認定番号、カナ氏名、金融機関コード等での並び順を指定できること。	○	全銀協フォーマットファイルのデータの並び順は、自治体の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 7.	直近の支払処理の取消、再処理ができること。 ※ オペレーションミスや登録漏れが発覚した際に、直近の支払処理結果を無かったことにし、再度できるようにするための要件	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 8.	全銀協フォーマットのファイルを再作成できること。 ※ 直近の支払について、いつでもできること	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 9.	遡り認定などの支払の際、過去の支給単価での支払額を入力し、支払いができること。	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 9.	遡り認定などの支払の際、過去の支給単価での支払額を自動的に計算できること。 ※ 支払額の手入力による修正もできること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 13.	支給情報を管理できること。 【管理項目】 支給対象年月 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座払い・窓口払い 定時随時区分コード 支給額 支給月額 支給決定日 振込日 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ ※1 支給決定日及び振込日の関係は、例えば2月10日に振込まれる支給データを1月25日に作成した場合は、支給決定日：1月25日、振込日：2月10日となる ※2 支給月額は、定例払い時の支給額の内訳である	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 11.	過誤に対して支給額を調整、又は振込不能に対して再支払できること。 ※1 返納の場合は、過払い月の支給額と調整できること ※2 過払い分を次期払いする場合は、支払処理へ反映できること ※3 不足分を追加支給する場合は、随時払いへ反映できること ※4 手当支払集計表へ反映できること 等	◎		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 11.	過誤に対して支給額を調整、又は振込不能に対して再支払できること。 【管理項目】 調整日 調整理由 調整区分コード 調整額	○		
5. 国制度手当	5. 3. 支払機能				5. 3. 12.	支払情報を履歴で管理することができ、支払金額、支払月、支払先口座情報が一目で確認できること。 ※ 画面のみならずCSVファイルや帳票による管理を含む	◎		
5. 国制度手当	5. 4. 集計表作成機能				5. 4. 1.	福祉行政報告「第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況」の集計数値を出せること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎	集計根拠の情報は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 4. 集計表作成機能				5. 4. 1.	福祉行政報告「第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況」は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
5. 国制度手当	5. 4. 集計表作成機能				5. 4. 2.	指定期間（年月）における手当支払集計表を特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当ごとにEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値をだせること	◎	集計根拠の情報は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 4. 集計表作成機能				5. 4. 2.	指定期間（年月）における手当支払集計表（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当ごとに作成）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をＥＵＣ機能を利用して出せること	○		
5. 国制度手当	5. 4. 集計表作成機能				5. 4. 3.	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をＥＵＣ機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値をだせること	◎	集計根拠の情報は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 4. 集計表作成機能				5. 4. 3.	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をＥＵＣ機能を利用して出せること	○		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 1.	■帳票詳細要件 01■ 「認定通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」様式第4号	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 2.	■帳票詳細要件 02■ 「認定請求却下通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」様式第5号	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 3.	■帳票詳細要件 03■ 「再認定通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」第1 第8項	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 4.	「再認定解除通知書」を出力できること。 ※ 「再認定通知書」に”新しい認定期間”、”有期無し”を記載する等の方法により対応すること	×		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 5.	■帳票詳細要件 04■ 「支給開始決定通知書」を出力できること。	○	転入に伴う通知であるが、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 6.	■帳票詳細要件 05■ 「支給停止通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」様式第6号	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 7.	■帳票詳細要件 06■ 「支給停止解除通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」様式第6号	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 8.	■帳票詳細要件 07■ 「一時差止通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 第18条	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 9.	■帳票詳細要件 08■ 「一時差止解除通知書」を出力できること。	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 10.	■帳票詳細要件 09■ 「資格喪失通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第9号	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 11.	■帳票詳細要件 10■ 「診断書の提出について」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて」 別紙 ※2 一括出力できること	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 12.	■帳票詳細要件 11■ 「所得状況届の提出に関するご案内」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 所得状況届とセット出力を選択できること	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 12.	■帳票詳細要件 11■ 「所得状況届の提出に関するご案内」を出力できること。 ※ 現況届とセット出力を選択できること	○		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 13.	■帳票詳細要件 12■ 「所得状況関係連名簿」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 14.	■帳票詳細要件 13■ 「特別障害者手当現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 15.	■帳票詳細要件 14■ 「障害児福祉手当現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 16.	■帳票詳細要件 15■ 「経過的福祉手当現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 17.	■帳票詳細要件 16■ 「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」（表面・裏面）を出力できること。 ※1 省令第2条 様式第3号 ※2 一括出力できること	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 18.	■帳票詳細要件 17■ 「特別障害者手当所得状況届」（表面・裏面）を出力できること。 ※1 第15条 様式第7号 ※2 一括出力できること	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 19.	■帳票詳細要件18■ 「所得状況届督促通知書」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 20.	■帳票詳細要件 19、20■ 19「受給者台帳」（表面） 20「受給者台帳」（裏面） を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第1号、様式第2号、様式第3号	◎	転出先自治体への受給者台帳の送付について、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 21.	「受給者証明書」を出力できること。 ※ システム外（EXCELやWORD等）対応とすること	×		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 22.	「転入通知書（台帳移管依頼書）」を出力できること。 ※ システム外対応、宛名印刷や宛名シールでの代用とすること	×		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 23.	「未支払支給決定通知書」を出力できること。 ※ システム外対応、宛名印刷や宛名シールでの代用とすること	×		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 24.	「未支払請求却下通知書」を出力できること。 ※ システム外対応、宛名印刷や宛名シールでの代用とすること	×		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 25.	■帳票詳細要件 21■ 「被災非該当通知書」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第7号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 26.	「支払対象者一覧表」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 様式は問わない（固定帳票ではない） ※2 外字識別できること	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 27.	「支払異動者一覧表」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 様式は問わない（固定帳票ではない） ※2 外字識別できること	○	当帳票は、指定した二つの支払日の各対象者の項目（氏名、カナ氏名、支払金額、振込口座など）を対比した結果（同額、増額、減額、口座変更など）が表示される帳票である。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 28.	■帳票詳細要件 22■ 「支払通知書」を出力できること。 ※ 一括出力できること	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 29.	■帳票詳細要件 23■ 「支出内訳書」を出力できること。	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 30.	■帳票詳細要件 24■ 「口座振込依頼書」を出力できること。	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 31.	「過払返還通知書」を出力できること。 ※ 出力件数が少ないため、宛名印刷や宛名シールにて代用すること	×		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 32.	「給付費国庫負担金精算書」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 「特別障害者手当等給付費に係る国庫負担について」 別紙1 ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 33.	「給付費国庫負担金精算額内訳」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 「特別障害者手当等給付費に係る国庫負担について」 別紙2 ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 34.	「障害児福祉手当 20歳到達に伴う案内通知書」を出力できること。 ※1 出力件数が少ないため、宛名印刷や宛名シールにて代用すること ※2 代用に当たっては対象者のCSVファイルは必要であるが、「20歳到達者の一覧確認機能」を利用すること	×		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 35.	■帳票詳細要件 25■ 「受給者台帳の送付依頼について」を出力できること。	○	当帳票は、転入してきた対象者の過去の支給履歴を含んだ受給者台帳の送付を転入元に依頼する帳票である。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 36.	■帳票詳細要件 26■ 「障害児福祉手当認定請求書」を出力できること。 ※1 省令第2条 様式第1号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 37.	■帳票詳細要件 27■ 「特別障害者手当認定請求書」を出力できること。 ※1 省令第15条 様式第5号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 38.	■帳票詳細要件 28■ 「記載事項変更届」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。 氏名変更、住所変更、口座変更を届け出る際に記載する帳票である。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 39.	■帳票詳細要件 29■ 「資格喪失届」を出力できること。 ※ 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則」第21条 様式第8号	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。 資格喪失（死亡による喪失も含む）の届け出る際に、記載する帳票である。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 40.	■帳票詳細要件 30■ 「未支払手当請求書」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 41.	「障害児福祉手当支給明細書」、「特別障害者手当支給明細書」、「福祉手当支給明細書」をEUC機能を利用して作成できること。 ※1 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」 様式第10号、様式第11号、様式第12号 ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎		
5. 国制度手当	5. 5. 帳票出力機能				5. 5. 42.	■帳票詳細要件 31■ 「障害状態再審査（診断）請求書」を出力できること。	○	自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
5. 国制度手当	5. 6. マスタ管理機能				5. 6. 1.	所得判定に係る所得限度額等の各種マスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	◎		
5. 国制度手当	5. 6. マスタ管理機能				5. 6. 2.	支払に係る支給単価等の各種マスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）									
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.1.	障害福祉サービス等の受給者台帳を管理（登録、修正、削除、照会）でき、新規申請、サービス追加申請、サービス変更申請、利用者負担上限月額の認定・変更、支給決定取消、上限額管理事業者の変更、申請取下げ・却下、記載事項変更、再交付、障害支援区分の認定・変更等の事務ができること。	◎	事務処理要領をもとに障害福祉サービス等の台帳管理機能として、管理が必要となる申請事由を記載している。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.2.	共通の検索条件に加えて、業務固有の検索条件（受給者証番号）をもとに対象者を検索できること。	◎	・共通の検索条件は、機能・帳票要件（1. 障害者福祉共通）に、「対象者検索」として記載している。 ・事業名（障害福祉サービス、障害児通所支援）は、障害福祉サービス、障害児通所支援が同一画面で管理されているシステムの場合のみ必要な機能であるため標準オプションとして整理をしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.2.	共通の検索条件に加えて、業務固有の検索条件（事業名（障害福祉サービス、障害児通所支援））をもとに対象者を検索できること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.3.	対象者の支給申請情報を管理できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、申請区分コード、申請年月日、児者区分コード、障害基礎年金1級の受給の有無、要介護度コード、医療的ケア判定スコア、障害種別身体、障害種別知的、障害種別精神、障害種別難病、難病コード、難病名称、障害区分コード（※3）、個人番号（※4）、世帯番号（※4）、氏名（※4）、カナ氏名（※4）、郵便番号（※4）、住所（※4）、住所方書（※4）、生年月日（※4）、性別（※4）、保護者との続柄コード（児童の場合）、被保険者番号、介護保険者番号、変更日、サービス種類コード、状態区分コード、決定サービスコード、希望支給量、利用施設事業所番号、利用施設入所日、利用施設退所日 ※1 事務処理要領に記載の支給申請書の記載事項 ※2 障害福祉サービスを障害児が利用する場合、あるいは障害児通所支援を利用する場合（18歳以上の通所者の場合を除く）は、対象児童の情報を管理できること。 ※3 障害種別が身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者かつ重複障害の場合は国保連合会へ送付する主たる障害区分を管理できること。また、障害児の場合は障害児として管理すること。 ※4 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅱ 支給申請 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2Ⅱ 支給申請 等 にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.77.	対象者の支給申請情報を管理できること。 【管理項目】 進行状態コード	○	・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：受理後から決定までを自由設定 ・21～29：保留等を自由設定	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.4.	支給申請の届出者情報を管理できること。 【管理項目】 届出区分コード 対象者との関係コード 届出者カナ氏名 届出者氏名 届出事業所番号 届出者郵便番号 届出者住所 届出者電話番号 ※1 届出者が本人の場合は入力不要 ※2 届出者が世帯員の場合は、世帯情報を参照して入力可能とすること	○	令和2年度に実施した検討会にて、構成委員より今後オンライン申請が進んだ場合、自治体側で届出者の特定が難しくなる可能性がある点も踏まえて標準オプションで良いのでは、という意見を踏まえて標準オプションとして整理をしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.47.	対象者の支給申請情報（障害支援区分判定のための対象者情報）を管理できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・宛名番号 ・認定調査進捗区分コード ・意見書進捗区分コード ・審査会進捗区分コード ・調査回目 ・意見書回目 ・認定結果提供同意 ※1 ・審査会資料提供同意 ※2 ※1 認定結果提供の同意有無を管理 ※2 審査会資料提供の同意有無を管理 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.5.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、申請者情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインタフェース】 ・HC1201 申請者情報（事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.62.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、判定情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインタフェース】 ・HC1221 判定情報（一次判定等前 事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.63.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、判定情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインタフェース】 ・HC1231 判定情報（一次判定等後 事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.64.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、判定情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインタフェース】 ・HC1241 判定情報（審査会資料作成処理後 事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.65.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、判定情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1251 判定情報（市町村審査会結果入力後 事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.66.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、判定情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1281 判定情報（暫定支給結果後 事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.67.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、判定情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1291 判定情報（障害支援区分支給決定日入力後 事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.68.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとデータ連携のため、医師意見書情報を引き渡すことができること。なお、データの抽出処理は随時での運用も可能なこと。 【対象のインターフェース】 ・HC1471 医師意見書情報（意見書情報 事務処理システム等から） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要となる機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.48.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムから出力された一次判定、二次判定後の判定情報等のデータを取込めること。 【対象のインタフェース】 ・HC1220 判定情報(一次判定等前 事務処理システム等へ引き渡し) ・HC1230 判定情報(一次判定等後 事務処理システム等へ引き渡し) ・HC1250 判定情報(審査会結果入力後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要な機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.69.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムから出力された申請者情報のデータを取込めること。 【対象のインタフェース】 ・HC1200 申請者情報(事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要な機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.70.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムから出力された判定情報のデータを取込めること。 【対象のインタフェース】 ・HC1240 判定情報(審査会資料作成処理後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要な機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.71.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムから出力された判定情報のデータを取込めること。 【対象のインタフェース】 ・HC1280 判定情報(暫定支給結果後 事務処理システム等へ引き渡し) 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要な機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.72.	国の提供する障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムから出力された判定情報のデータを取込めること。 【対象のインタフェース】 ・HCI290 判定情報（支給決定日入力処理 事務処理システム等へ引き渡し） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 等にて示された内容に従う	○	本要件は障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムとの連携を行う際、障害者福祉システムに必要な機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトおよび障害支援区分判定システムを使わずに、障害者福祉システム内で判定機能を組み込む場合、本要件は不要となることから標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.7.	障害者福祉システムおよび障害支援区分判定システムで管理している対象者の判定情報をもとに、国の提供する障害支援区分判定ソフトにて報告データを作成するためのデータが出力できること。 【対象のインタフェース】 ・HCI701 判定情報（報告データ作成時 事務処理システム等から取り込み）	○	本要件は障害支援区分判定ソフトとの連携を行う際、障害者福祉システムおよび障害支援区分判定システムに必要な機能を定義しているが、障害支援区分判定ソフトを使用している場合は、本要件は不要となることから標準オプションとしている。 標準オプション機能に記載している「なお、報告データの作成・・・本庁でしか登録できない機能を実装すること。」は、標準仕様書の本編「第3章 機能・帳票要件」>「（9）操作権限管理について」>「表3-7 操作権限管理（実装必須機能）」の「利用者又は所属部署（課・係等）単位に、アクセス権限（利用できる機能・メニュー）を設定できること。」にて実装可能であるため削除とした。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.49.	対象者に対して認定調査員や調査委託事業者の調査割当情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・調査予定日 ・調査予定時刻 ・調査票提出期限	○	本要件は標準仕様書本編の「図1-3市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.50.	認定調査の結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 ・厚生労働省より示される「認定調査員マニュアル」にて記入対象となっている項目 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・認定調査費（※） ※ 認定調査を委託した場合の調査費用を設定する	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.51.	OCRの読み取りにより認定調査結果を登録できること。 ※ 読み取りエラーが発生した場合、エラー箇所を把握できデータを修正できること	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.52.	認定調査票の概況調査、サービスの利用状況票、特記事項はスキャナを利用してイメージ画像情報として登録できること。 また、登録されたイメージ画像情報は画面上で参照でき、審査会資料の概況調査、特記事項に印字できること。 ※ 登録されたイメージ画像情報は取込み直し、削除ができること 【管理項目】 概況イメージ情報 1～10 特記事項イメージ情報 1～10	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.53.	対象者に対して医師意見書作成依頼情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・意見書作成医区分コード ・意見書提出期限	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.54.	医師意見書の結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 ・厚生労働省より示される「医師意見書記載の手引き」にて記入対象となっている項目 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・在宅・施設入所区分コード ・新規・継続区分コード ・認定結果情報提供希望 ※1 ・審査会資料提供同意 ※2 ・請求書返送有無 ・診察・検査料 ※1 認定結果情報の提供希望有無を管理する ※2 審査会資料の情報提供について意見書作成医から同意有無を管理する	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.55.	OCRの読み取りにより医師意見書結果を登録できること。 ※ 読み取りエラーが発生した場合、エラー箇所を把握できデータを修正できること	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.56.	医師意見書はスキャナを利用してイメージ画像情報として登録できること。 また、登録されたイメージ画像情報は画面上で参照でき、審査会資料の医師意見書に印字できること。 ※ 登録されたイメージ画像情報は取込み直し、削除ができること 【管理項目】 意見書イメージ情報 1～10	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.57.	障害支援区分判定ソフト（組込型）を利用して一次判定できること。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.58.	審査対象者に対して一次判定結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.59.	審査対象者に対して認定審査会の予定情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 ※ 審査対象者の登録前に別の審査会に登録されているかどうか把握できること 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・審査会開始時刻	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.60.	審査員用の認定審査会資料に対して、個人情報等をマスキングできること。 ※ マスキングの方法は塗りつぶし、代替文字への置き換え、白抜き等の方法が考えられるが、方法は問わない。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.61.	審査対象者に対して認定審査結果情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.8.	障害支援区分情報を管理できること。 【管理項目】 認定日 障害支援区分認定有効期間開始日 障害支援区分認定有効期間終了日 障害支援区分コード 訓練等給付スコア 行動援護スコア 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 V 障害支援区分の認定 等 にて示された内容に従う	◎	本要件は、機能ID：6.1.5.～6.1.7.とは異なり、障害支援区分判定ソフトの利用有無に関わらず、障害支援区分の管理として障害者福祉システムに必要な要件であることから、実装必須としている。 機能ID:6.1.8.、6.1.9.の標準オプション機能の内容については、標準仕様書の本編「第3章 機能・帳票要件」＞「（9）操作権限管理について」＞「表3-7 操作権限管理（実装必須機能）」の「利用者又は所属部署（課・係等）単位に、アクセス権限（利用できる機能・メニュー）を設定できること。」にて実装可能であるため削除とした。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.9.	転入者の場合、障害支援区分認定証明書をもとに、障害支援区分を直接入力できること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第2 V 障害支援区分の認定 等 にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.10.	申請理由、決定理由、特記事項等において非定型な情報も管理できるよう備考欄等の管理項目を用意し、各種帳票への打ち出し項目として利用できること。 【管理項目】 申請理由コード 申請理由 認定理由コード 認定理由 取消理由コード 取消理由 却下理由コード 却下理由 決定理由コード 決定理由 変更理由コード 変更理由 特記事項 負担額判定時備考 ※また、各理由については頻繁に利用する内容はコード定義により選択可能とし、「その他」が選択された場合にはその内容を自由に入力できること	◎	各種帳票への打ち出し項目として利用可能な項目は帳票詳細要件にそれぞれ明記している。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.11.	受給履歴、支給量変更履歴、モニタリング期間等の変更や記載事項変更による変更履歴などの履歴を管理でき、入力された履歴情報を照会できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.12.	サービス種類の取消、死亡・転出など受給資格を満たさなくなった場合、台帳を取消できること。 【管理項目】 取消日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2Ⅶ 支給決定及び地域相談支援給付決定、第9 転出・転入時の事務 手続 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2Ⅲ 通所給付決定、第9 転出・転入時の事務 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.12.	複数のサービスについて、支給決定取り消しとなる場合は、対象サービスを一括で取消できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.13.	支給決定情報を管理できること。 【管理項目】 支給決定日、受給者証交付年月日、地域相談支援受給者証交付年月日、短期入所単価区分コード、2人介護の有無、決定時備考、サービス決定備考、旧障害程度区分等コード、決定支給量、1回当たりの最大提供量、支給量単位区分コード、決定支給期間開始日、決定支給期間終了日、雇用有無、決定在宅利用、同行支援の有無、同行援護区分該当コード、相互利用対象者区分コード、重度障害者支援加算（重心）、利用日数特例適用有無、利用日数特例適用固定日数、利用日数特例適用マイナスの日数、異動日（※3）、支給決定情報異動日（※3） ※1 事務処理要領に記載の各給付費の支給決定において管理すべき項目 ※2 支給決定日、決定時備考は申請単位での管理項目とする。また、サービス決定備考は申請単位のサービス種類単位での管理項目とする。 ※3 「異動日」、「支給決定情報異動日」はそれぞれ、受給者の基本情報、支給決定情報の各項目に変更等が生じた年月（西暦年月（YYYY-MM））と連番（異動順）を設定するものとし、考え方は国保連に連携する受給者異動連絡票情報（基本情報）、受給者異動連絡票情報（支給決定情報）におけるキー項目「異動年月日」と同様とする。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2 VI 障害児に係る支給決定の方法、VII 支給決定及び地域相談支援給付決定 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 III 通所給付決定 等 にて示された内容に従う	◎	支給決定情報の詳細については、事務処理要領、及び国保連連合会システムI/F仕様書にて既に定められている。システムも原則として事務処理要領及び国保連連合会システムI/F仕様書に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、サービス種類毎の具体的な支給決定内容まで本仕様書では定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.14.	サービス申請情報について、新規申請、変更申請、更新申請、職権申請なのか管理できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.15.	国保連合会へデータ連携する際に、国保連合会にて取込・点検時にエラーとなるようなデータの不整合がないかを支給決定時にチェックできること。 また、不整合がある場合のデータ修正は容易に行えること。 ※エラーメッセージは、職員がエラーの原因を特定できる情報を含む表記とすること	◎	チェック内容は国保連合会システムの仕様に準拠することから、本仕様書では詳細内容は定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.16.	対象者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の情報を取得し、照会できること。 手帳所持の有無のほか、有効期限等の手帳の有効性を確認できる項目を照会できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.18.	本人及び世帯員の世帯状況・収入の情報を管理できること。 【管理項目】 障害年金等（市町村民税の状況）、特別障害者手当等（市町村民税の状況）、配偶者宛名コード、課税年度、合計所得金額、生保区分コード、課税非課税区分コード、世帯員市県民税所得割額、世帯員市県民税均等割額、特定目的収入、市町村認定対象外収入、工賃等収入、障害年金等（収入等の状況）、特別障害者手当等（収入等の状況）、その他稼得収入、その他生活費区分コード、日単価	◎	利用者負担額に関する事務手順の詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」にて示されており、システムも原則として手引きの手順に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、本仕様書では詳細な内容まで定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.73.	本人及び世帯員の世帯状況・収入の情報を管理できること。 【管理項目】 年少扶養人数、特定扶養人数、不動産等家賃収入、公共団体手当、仕送り収入、その他収入、租税、社会保険料	○	所得区分や利用者負担額等を判定するにあたり、使用する住民税所得割額については、年少扶養控除後、寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前で再計算した金額を使用すること。 なお、年少扶養控除額は16歳未満扶養者数および16歳以上19歳未満扶養者数より事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出し使用すること また、政令市では税源移譲前の住民税所得割額、寄附金税額控除額、住宅借入金等特別税額控除額を使用すること。 ※上記の計算に使用する以下の項目は連携要件にて実装されることを前提に記載している。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.19.	補足給付（グループホーム以外の特定障害者特別給付費）は、支給決定されているサービス情報と入力された収入額等の情報をもとに対象者、及び補足給付額を自動判定できること。 また、対象者の管理、補足給付額は手入力による設定もできること。 【管理項目】 補足給付有無 補足給付額（日額） 補足給付有効期間開始日 補足給付有効期間終了日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第4 IV 特定障害者特別給付費（補足給付） ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 4 補足給付の認定について 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.20.	補足給付（グループホームにおける家賃助成）は、支給決定されているサービス情報と所得区分の情報をもとに対象者を自動判定した上で、助成額を管理できること。 また、対象者の管理、助成額は手入力による設定もできること。 【管理項目】 補足給付額月額 補足給付額月額支給期間開始日 補足給付額月額支給期間終了日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第4 IV 特定障害者特別給付費（補足給付） ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 4 補足給付の認定について 等 にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.21.	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条、児童福祉法第21条の5の11により、災害その他の特別な事情により災害その他の厚生労働省令で定める特別な事情があることにより、障害福祉サービス、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等を管理できること。 【管理項目】 市町村が定める額の適用有無 市町村が定める額 市町村が定める額の有効期間開始日 市町村が定める額の有効期間終了日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第4Ⅱ 災害等による特例給付（法第31条） ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第4Ⅱ 災害等による特例給付（法第21条の5の11）等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.22.	生活保護への移行防止策（境界層対象者）を管理でき、自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額の引き下げをできること。 【管理項目】 生保移行防止有無（定率負担） 生保移行防止有無（補足給付） 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2Ⅷ 利用者負担上限月額の認定 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第2 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.23.	18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）世帯について、所得区分を認定する際の世帯範囲を障害のある方とその配偶者のみにできること。 【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.24.	障害児（施設に入所する18、19歳を含む）の世帯について、所得区分を認定する際の世帯範囲を保護者の属する住民基本台帳での世帯にできること。 【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について 等 にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.25.	対象者の属する世帯について、税情報、生活保護情報、収入情報等の利用者負担額の決定に必要な情報を取得し設定できること。また、登録された過去歴について、照会できること。 なお、当該情報をシステムに保持していない場合は、入力できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.25.	対象者の属する世帯に他の受給者が存在している場合は、他の受給者の利用者負担額の情報を参照できること。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.26.	システムで管理している税情報、入力した収入等情報をもとに、所得区分の判定と負担上限月額を自動で計算できること。また、所得区分、負担上限月額は任意で変更できること。 【管理項目】 所得区分コード 個別減免有無 利用者負担上限月額 利用者負担上限月額有効期間開始日 利用者負担上限月額有効期間終了日	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.27.	食事提供体制加算（食事提供加算）の対象有無と適用期間を管理できること。 【管理項目】 食事提供体制加算対象者有無 食事提供体制加算適用有効期間開始日 食事提供体制加算適用有効期間終了日 食事提供加算対象者有無 食事提供加算適用有効期間開始日 食事提供加算適用有効期間終了日 ※対象者を自動判定できること。また手入力を可能とすること。	◎	利用者負担額に関する事務手順の詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」にて示されており、システムも原則として手引きの手順に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、本仕様書では詳細な内容まで定義しないこととしている。 なお、食事提供体制加算は経過措置であることから、将来的に経過措置が廃止になった場合は要件から削除を行う予定。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.28.	受給者証番号は、自動付番あるいは手入力でき、チェックデジットを付けること。 ※1 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること ※2 自動付番は、チェックデジットを除いた最大番号からの通番とする。なお、障害福祉サービスおよび障害児通所支援は別々の付番とする。	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.29.	再転入やサービス再開による新規の場合、従前と同じ受給者証番号を付与できること。 ※再転入、あるいはサービス再開時に従前の受給者台帳と紐づけし、同一の受給者証番号を自動付与させること。 ただし、過去のサービス受給時に障害児だった対象者が、障害者として再転入、あるいはサービス再開した場合は、機能ID：6.1.30.の記載を優先し、新たな受給者証番号を付番すること。	◎	再転入した場合、同じ受給者証番号を採番しないと国保連合会システム等で同一人物とみなすことがなくなるため、実装必須としている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.30.	障害児から障害者になった対象者について、新たな受給者証番号を付番できること。 ※障害児から障害者になった場合、同一の受給者証番号を利用することは認められない。	◎	国保連合会システムのI/F仕様書にて障害児から障害者になった場合、新たな受給者証番号を採番することが示されているため、本要件は実装必須としている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.31.	上限額到達見込者の管理および上限額管理事業者が管理できること。 【管理項目】 上限額管理有無 上限額管理事業所番号 上限額管理有効期間開始日 上限額管理有効期間終了日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.74.	対象児童の属する世帯に同一の保護者の支給決定を受けたきょうだい児がいる場合は、上限額管理対象者（複数障害児）の有無、合算対象となるきょうだい児の受給者証番号が管理できること。 【管理項目】 上限額管理対象者（複数障害児）の有無 合算対象受給者証番号 ※ 合算対象受給者証番号は最大5つまで管理できること 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第6 I 利用者負担上限額管理事務の概要 等 にて示された内容に従う	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.32.	受給者情報を管理できること。 【管理項目】 特定旧法受給者区分（経過措置対象者） 独自助成対象者区分コード 介護保険給付対象者有無 重度包括支援対象者有無 国庫負担基準単位集計区分コード	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.33.	療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。 【管理項目】 公費負担者番号、公費受給者番号、医療型個別減免適用期間開始日、医療型個別減免適用期間終了日、医療部分負担上限月額、保険者番号、被保険者証の記号、被保険者証の番号、被保険者証の枝番、医療機関事業所番号、食費負担限度額、医療受給者証交付日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2Ⅹ 受給者証の交付 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2Ⅴ 通所受給者証の交付 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第13 医療型個別減免について 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.34.	計画相談支援を実施する場合、サービス等利用計画が事業者による作成かセルフプラン、あるいは介護保険のケアプラン作成対象者かを区別して、サービス等利用計画者情報を管理できること。 【管理項目】 計画作成者コード 計画相談支援有無 計画相談支援事業所番号 計画相談支援有効期間開始日 計画相談支援有効期間終了日 障害児相談支援有無 障害児相談支援事業所番号 障害児相談支援有効期間開始日 障害児相談支援有効期間終了日 モニタリング期間印字 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第3 計画相談支援給付費の支給事務 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第3 障害児相談支援給付費の支給事務 等 にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.35.	モニタリング期間および当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月等、計画相談支援支給決定情報を管理できること。 また、モニタリング対象期間及び対象月は、継続サービス利用支援の開始月と終期月の定められた標準期間に基づき自動判定できること。（ただし、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項を踏まえて柔軟に設定することが必要であることから手入力を妨げるものではない） 【管理項目】 モニタリング備考、モニタリング開始年月、モニタリング終了年月、モニタリング事業者番号、モニタリング対象年度、モニタリング対象月－4月～モニタリング対象月－3月、実施区分コード、異動日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第3 計画相談支援給付費の支給事務 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第3 障害児相談支援給付費の支給事務 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.35.	【管理項目】 モニタリング結果報告月－4月～モニタリング結果報告月－3月	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.76.	受給者証のモニタリング期間へ印字するための管理項目（機能ID:6.1.34.の管理項目「モニタリング期間印字」）に、機能ID:6.1.35.の計画相談支援支給決定情報から自動で設定できること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.36.	継続サービス利用支援のモニタリング期間、相談支援事業者を変更できること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第3 計画相談支援給付費の支給事務 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第3 障害児相談支援給付費の支給事務 等 にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.37.	訓練等給付に係る障害福祉サービスを利用する際、事務処理要領に示された暫定支給決定、共同生活援助の体験利用・サテライト型住居の利用、標準利用期間等、訓練等給付支給決定情報を管理できること。 【管理項目】 標準利用期間 暫定支給有無 暫定支給期間開始日 暫定支給期間終了日 体験利用有無 体験利用期間開始日 体験利用期間終了日 サテライト型住居利用有無 サテライト型住居利用期間開始日 サテライト型住居利用期間終了日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2Ⅶ 支給決定及び地域相談支援給付決定 等にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.38.	障害児については、多子軽減対象児童情報を管理できること。 【管理項目】 多子軽減対象区分コード 多子軽減対象期間開始日 多子軽減対象期間終了日 【事務処理の内容】 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2Ⅲ 通所給付決定、Ⅴ 通所受給者証の交付、第6 利用者負担の上限額管理事務 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について 等にて示された内容に従う	◎	利用者負担額に関する事務手順の詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」にて示されており、システムも原則として手引きの順に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、本仕様書では詳細な内容まで定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.39.	障害児については、就学前の障害児の発達支援の無償化対象児童情報を管理できること。また、対象児童の自動判定ができること。 【管理項目】 無償化対象区分コード 無償化対象期間開始日 無償化対象期間終了日 なお、無償化対象期間は自動設定できること。 （ただし、学校教育法第18条に基づき就学義務の猶予となった児童に関する無償化対象期間は考慮する必要はない。） 【事務処理の内容】 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2Ⅲ 通所給付決定、Ⅴ 通所受給者証の交付、第6 利用者負担の上限額管理事務 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第1 1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について 等にて示された内容に従う	◎	利用者負担額に関する事務手順の詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」にて示されており、システムも原則として手引きの順に準じて実装されていることから、重複記載を避けることも考慮して、本仕様書では詳細な内容まで定義しないこととしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.40.	障害児については、支給決定対象者である障害児の保護者を管理できること。 【管理項目】 宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 ※ 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2Ⅶ 支給決定及び地域相談支援給付決定 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2Ⅲ 通所給付決定 等 にて示された内容に従う	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.41.	支給決定情報を入力する際に、支給決定期間内に、18歳到達を迎える場合、18歳到達を迎える日が含まれるメッセージ表示する仕組みがあること。	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.42.	支給決定情報を入力する際に、支給決定期間内に、65歳到達を迎える場合、65歳到達を迎える日が含まれるメッセージ表示する仕組みがあること。	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.75.	支給決定情報を入力する際に、支給決定期間内に、40歳到達を迎える場合、40歳到達を迎える日が含まれるメッセージ表示する仕組みがあること。	○	介護保険にて、特定疾病を有する40歳以上65歳未満の2号被保険者については障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険優先となるため、注意を促すことを目的としている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.43.	障害福祉サービス等（受給者管理）独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、金額、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.44.	申請情報の登録、サービスの支給決定時に、受給資格の整合性チェック（エラー・アラート）ができること。 ※サービスの受給に必要な障害支援区分等の資格情報を満たしていない場合 等	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.45.	所得区分、補足給付、食事提供体制加算（食事提供加算）の判定時に、判定要件の整合性チェック（エラー・アラート）ができること。 ※食事提供体制加算（食事提供加算）を入力する際、世帯の課税状況と食事提供体制加算（食事提供加算）対象者有無の整合性が取れない場合等	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.1. 受給者台帳管理機能				6.1.46.	届出情報の事業所、上限額管理事業者、計画作成事業者、モニタリング事業者の入力における事業所の検索は事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所で検索できること。 また、事業所名、事業所名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2. 一覧管理機能				6.2.1.	指定した検索期間の範囲内で、任意の年齢に到達する対象者（例：18歳到達、65歳到達等）を一覧で確認できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2. 一覧管理機能				6.2.2.	指定した年月日時点で、障害福祉サービス等が支給決定されている有効な対象者を抽出、一覧で確認できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.2. 一覧管理機能				6.2.3.	指定した年月、または検索期間の範囲内で、支給決定の有効期間、利用者負担上限月額の有効期間、障害支援区分の認定期間が終了する対象者を抽出、一覧で確認できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 2. 一 覧管理 機能				6. 2. 4.	各種受給者証、各種決定通知書、各種変更決定通知書は、該当者をまとめられる帳票についてはまとめて印刷できること、また個人毎に印刷（再印刷含む）できること。	◎	受給者証と各種通知書等は本来まとめて印刷することが望ましいが、指定基準日の観点からまとめて印刷することが難しいケース（※）があるため、「まとめられる帳票については」という記載にしている。 ※例えば、支給決定期間が①3年のサービスを利用中に②1年のサービスを追加決定した場合、受給者証には①と②を両方印字する必要があるため、②の支給開始日を基準に有効なサービスを全て印字する必要があるが、決定通知書は②のみを印字することから支給決定日を基準に印字する必要がある。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 2. 一 覧管理 機能				6. 2. 14.	各種更新のお知らせ、各種支給申請書、サービス等利用計画案提出依頼書、計画相談支援依頼（変更）届出書は、該当者をまとめられる帳票についてはまとめて印刷できること、また個人毎に印刷（再印刷含む）できること。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 2. 一 覧管理 機能				6. 2. 5.	指定した年月時点で、継続サービス利用支援のモニタリング計画が有効な対象者のモニタリング期間、相談支援事業者等の情報を抽出、一覧で確認できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 2. 一 覧管理 機能				6. 2. 7.	対象者を一覧等で抽出した際に、住記上の同一世帯に障害福祉サービスあるいは、障害児通所支援を利用する障害児が複数あり、同一の保護者が支給決定を受けていることを把握できること。	○	きょうだい児の上限額管理等の運用において、同一世帯で複数障害児の利用がある場合に対象児童を把握するための機能を想定する。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 2. 一 覧管理 機能				6. 2. 8.	対象者に対する認定調査に関する情報（認定調査票の進捗状況、調査予定情報、調査実施情報等）を一覧で確認できること。 ※「認定調査依頼書」を出力するために一覧抽出する場合は、認定調査員や調査委託事業者単位で「認定調査依頼書」を封入することを踏まえた並び順とすること。	○	本要件は標準仕様書本編の「図1-3市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 2. 一 覧管理 機能				6. 2. 9.	認定調査委託料の支払いに必要な根拠情報を一覧で確認できること。 ※ 根拠となる項目の例として、委託区分コード、実施日、実施場所区分、認定調査費、指定相談支援事業者の名称、認定調査員漢字名、認定調査委託事業者の口座情報等が考えられる。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 2. 一覧管理機能				6. 2. 10.	対象者に対する医師意見書に関する情報（医師意見書の進捗状況、作成依頼情報、意見書入手情報等）を一覧で確認できること。 ※「医師意見書作成依頼書」を出力するために一覧抽出する場合は、医師・医療機関単位で「医師意見書作成依頼書」を封入することを踏まえた並び順とすること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 2. 一覧管理機能				6. 2. 11.	医師意見書作成料の支払いに必要な根拠情報を一覧で確認できること。 ※ 根拠となる項目の例として、意見書入手日、意見書記入日、意見書作成医区分、医師医療機関の名称、医師の漢字氏名、在宅・施設入所区分コード、新規・継続区分コード、診察・検査料、医師医療機関の口座情報等が考えられる。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 2. 一覧管理機能				6. 2. 12.	対象者に対する認定審査会に関する情報（認定審査会の進捗状況、開催予定情報、実施情報等）を一覧で確認できること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 2. 一覧管理機能				6. 2. 13.	認定審査員報酬の支払いに必要な根拠情報を一覧で確認できること。 ※ 根拠となる項目の例として、二次判定日、構成委員種別、構成委員氏名、構成委員の口座情報等が考えられる。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 2. 一覧管理機能				6. 2. 6.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（ＥＵＣができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のＥＵＣ機能を満たすこと ※2 表示項目は受給者管理機能の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 事業所、医療保険者のマスタ情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 2. 一覧管理機能				6. 2. 15.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（ＥＵＣができること）。 ※1 認定調査委託事業者情報、認定調査員情報、医師医療機関情報、医師情報、合議体情報、合議体構成委員情報、認定審査会スケジュールの情報も表示できること	○	本要件は標準仕様書本編の「図1-3市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.3. 国保連合会との連携機能				6.3.1.	国保連合会と台帳管理業務において、各種データ連携（障害福祉サービス等・障害児支援業務）をできること。 また、国保連合会へ送信する情報をシステムから出力する際には、国保連合会と市町村の間で定められたインターフェース仕様書に沿ったレイアウトで抽出し、加工することなく、そのまま伝送ソフト等で送信できること。 ※1 対象とするインターフェースは、機能ID：6.3.3.～6.3.12.に記載されているものとする。 ※2 登録された管理項目にて国保連合会に送付する異動区分コードが判断され当該機能要件が満たされること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.3. 国保連合会との連携機能				6.3.2.	各種連携データ作成時に、国保連合会インターフェースとチェックできること。 また、エラーがある場合は、エラー内容を出力すること。	◎	ほぼ全ての自治体が国保連合会を通して請求、エラー等の確認をしていることを踏まえ、当該機能がないとシステム化の意義が薄まる／全団体の効率化の効果が得られると考えられるため実装必須としている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.3. 国保連合会との連携機能				6.3.3.	国保連合会へ送信する受給者異動連絡票情報、障害児支援受給者異動連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.3. 国保連合会との連携機能				6.3.4.	国保連合会へ送信する受給者訂正連絡票情報、障害児支援受給者訂正連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.3. 国保連合会との連携機能				6.3.5.	国保連合会へ送信する受給者異動（訂正）連絡票情報、障害児支援受給者異動（訂正）連絡票情報について、受給者証番号、異動年月日ごとに異動履歴の内容を管理（追加、修正、削除、照会）でき、CSV、帳票等によりその内容を出力できること。 また、追加、修正、削除した内容は、国保連合会へ送信する各種連絡票情報としてシステムからの抽出、作成ができること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.3. 国保連合会との連携機能				6.3.6.	国保連合会より受信する受給者情報更新結果情報、障害児支援受給者情報更新結果情報について、システムへの取込を一括でできること。 また、システムの受給者異動情報と突合し、内容相違がないかをチェックできること。	○	更新結果情報の取込実施については、自治体により運用が分かれる部分であることから、標準オプションとしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.3. 国保連合会との連携機能				6.3.7.	国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報、高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	○	本要件は高額障害福祉サービス費の処理を国保連合会に委託をしている場合にのみ必要となるものであることから、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 3. 国保連合会との連携機能				6. 3. 8.	国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費世帯等訂正連絡票情報、高額障害児給付費世帯等訂正連絡票情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 3. 国保連合会との連携機能				6. 3. 9.	国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費世帯等異動（訂正）連絡票情報、高額障害児給付費世帯等異動（訂正）連絡票情報について、受給者証番号、異動年月日ごとに異動履歴の内容を管理（追加、修正、削除、照会）でき、CSV、帳票等によりその内容を出力できること。また、追加、修正、削除した内容は、国保連合会へ送信する各種連絡票情報としてシステムからの抽出、作成ができること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 3. 国保連合会との連携機能				6. 3. 10.	国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費世帯等情報更新結果情報、高額障害児給付費世帯等情報更新結果情報について、システムへの取込を一括でできること。また、システムの世帯等異動動情報と突合し、内容相違がないかをチェックできること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 3. 国保連合会との連携機能				6. 3. 11.	国保連合会より受信する国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HP：個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」について、システムへの取込を一括でできること。	○	本要件は6. 6. 統計管理機能の6. 6. 7. を実装するための機能である。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 3. 国保連合会との連携機能				6. 3. 12.	国保連合会より受信する国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HC：個人ごとの状況（障害児支援、障害児相談支援）」について、システムへの取込を一括でできること。	○	本要件は6. 6. 統計管理機能の6. 6. 8. を実装するための機能である。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 4. 事業者管理				6. 4. 1.	指定事業所及び基準該当事業所について、事業所等に関する事項（例：事業所等の名称、所在地、電話番号、その他の連絡先等）等を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 障害福祉障害児支援区分コード、事業所番号、主たる事業所名称、主たる事業所名称カナ、申請（開設）者名称カナ、申請（開設）者名称漢字、申請（開設）者郵便番号、申請（開設）者住所カナ、申請（開設）者住所、申請（開設）者電話番号、申請（開設）者FAX番号、代表者氏名カナ、代表者氏名漢字、代表者郵便番号、代表者住所、代表者職名	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.4. 事業者管理				6.4.2.	指定事業所及び基準該当事業所について、サービス種類単位にサービス内容に関する事項（例：サービスの内容、サービスを提供する事業所）等を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 サービス種類コード、サービスの内容、サービス状態コード、適用開始年月（※1）、適用終了年月（※1）、法人等種別コード、サービス提供単位番号、指定／基準該当事業所区分コード、事業所名称カナ、事業所名称漢字、事業所郵便番号、事業所住所、事業所電話番号、事業所FAX番号、地域区分コード、事業開始日、事業休止日、事業廃止日、事業再開日、事業実施区分コード、事業所情報備考、管理者名称カナ、管理者名称漢字、管理者郵便番号、管理者住所 ※1 指定事業所あるいは基準該当事業所におけるサービスの有効開始年月日および有効終了年月日を管理すること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.4. 事業者管理				6.4.3.	登録した事業所の内容については事業所情報（事業所番号、事業所名、サービス種類、事業所区分コード（事業所番号の3桁目）、所在地、電話番号 等）をもとに一覧で確認できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.4. 事業者管理				6.4.4.	指定事業所情報については、WAMNETからダウンロードしたCSVファイルを一括取込できること。 ※WAMNETにて「障害福祉サービス事業所情報」の運用は、平成31年3月末をもって終了し、現在は障害福祉サービス等情報公表システムが稼働しているが、CSVファイルのダウンロード機能がないため、実装不可とする。	×	現在、WAMNETではCSVファイルのダウンロード機能を廃止しているため、本要件は実装不可としている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.1.	■帳票詳細要件01、02■ 以下の支給申請書を出力できること。 01「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」 02「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第1号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第1号が示されている。 ※申請書裏面（主治医、申請する減免の種類等）の印刷は選択できること	○	申請書・届出書等の通知書関連以外の帳票はシステム出力有無が自治体によって要件が分かれる部分となるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5. 帳票出力機能				6.5.2.	■帳票詳細要件03、04■ 以下の支給変更申請書を出力できること。 03「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」 04「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第7号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第6号が示されている。 ※申請書裏面(主治医、申請する減免の種類等)の印刷は選択できること	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5. 帳票出力機能				6.5.3.	■帳票詳細要件05■ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第17号が示されている。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5. 帳票出力機能				6.5.4.	■帳票詳細要件06■ 計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第18号が示されている。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5. 帳票出力機能				6.5.5.	■帳票詳細要件 15■ 障害支援区分認定通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第3号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6.5. 帳票出力機能				6.5.6.	■帳票詳細要件 21■ 障害支援区分変更認定通知書が出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)」にて、参考様式として様式第9号が示されている。	◎	障害福祉サービス受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.7.	■帳票詳細要件 23■ 障害福祉サービス受給者証を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第11号が示されている。	◎	プレプリント様式については、（一）～（六）面は、実装必須に記載の様式と同様となる。 障害福祉サービス受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.7.	■帳票詳細要件 23-2■ 障害福祉サービス受給者証（プレプリント様式）を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第11号が示されている。	○	障害福祉サービス受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.8.	■帳票詳細要件 24■ 地域相談支援受給者証を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第12号が示されている。	◎	地域相談支援受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.9.	■帳票詳細要件 25■ 療養介護医療受給者証を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第13号が示されている。	◎	療養介護医療受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.10.	■帳票詳細要件 26■ 通所受給者証を出力できること。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第9号が示されている。	◎	プレプリント様式については、（一）～（五）面は、実装必須に記載の様式と同様となる。 通所受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.10.	■帳票詳細要件 26-2■ 通所受給者証（プレプリント様式）を出力できること。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第9号が示されている。	○	通所受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.11.	■帳票詳細要件 27■ 肢体不自由児通所医療受給者証を出力できること。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第10号が示されている。	◎	肢体不自由児通所医療受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.12.	■帳票詳細要件 12,13■ 以下の支給決定通知書を出力できること。 12「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」 13「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第2号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第2号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.13.	■帳票詳細要件 18,19■ 以下の変更決定通知書を出力できること。 18「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」 19「障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第8号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第7号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.14.	■帳票詳細要件 28,29■ 以下の決定取消通知書を出力できること。 28「支給（給付）決定取消通知書」 29「給付決定取消通知書 ※障害児通所支援に係るもの」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第10号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第8号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.15.	■帳票詳細要件 22■ 障害支援区分認定証明書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第25号が示されている。	○	障害支援区分認定証明書の情報は自治体中間サーバを利用した情報照会機能にて取得可能であることから帳票印刷機能は標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.16.	■帳票詳細要件 16,17■ 以下の却下決定通知書を出力できること。 16「却下決定通知書（介護給付費等）」 17「却下決定通知書（障害児通所給付費）」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第4号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第3号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.17.	■帳票詳細要件 14■ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第19号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.18.	■帳票詳細要件 30■ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書の帳票を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第21号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.19.	■帳票詳細要件 20■ モニタリング期間変更通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第20号が示されている。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.20.	■帳票詳細要件07■ 申請内容変更届出書（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件08■ 申請内容変更届出書（障害児通所給付費）を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第14号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第11号が示されている。	○	申請書・届出書等の通知書関連以外の帳票はシステム出力有無が自治体によって要件が分かれる部分となるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.21.	■帳票詳細要件09■ 受給者証再交付申請書（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件10■ 受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第15号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第12号が示されている。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.22.	■帳票詳細要件11■ 利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を出力できること。 【帳票の用途】 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式17号（上限額管理関係）が示されている。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.23.	■帳票詳細要件31■ 障害福祉サービス申請手続きのお知らせ（18歳到達）を出力できること。 ■帳票詳細要件32■ 介護保険要介護（要支援）認定申請のお知らせを出力できること。	○	お知らせ通知は窓空き宛名の印刷機能のみで対応する自治体が多いが、受給者証番号を印字するケース等もあるという意見も検討会にて挙げたため、最低限の印字項目を設けた専用帳票を標準オプションとして定義する。	
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.24.	■帳票詳細要件33■ 障害支援区分更新のお知らせを出力できること。 ■帳票詳細要件34■ 支給期間更新のお知らせ（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件37■ 支給期間更新のお知らせ（障害児通所給付費）を出力できること。 ■帳票詳細要件35■ 利用者負担適用期間更新のお知らせ（介護給付費等）を出力できること。 ■帳票詳細要件38■ 利用者負担適用期間更新のお知らせ（障害児通所給付費）を出力できること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.25.	■帳票詳細要件36■ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第16号が示されている。	○	申請書・届出書等の通知書関連以外の帳票はシステム出力有無が自治体によって要件が分かれる部分となるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 26.	■帳票詳細要件39■ 「認定調査依頼書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 任意選択により、対象者毎に認定調査票とセットで出力できること	○	本要件は標準仕様書本編の「図1-3市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 27.	「認定調査票（概況調査・サービスの利用状況・基本調査）」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 本仕様書には、認定調査票の帳票レイアウトは定めないが、ベンダが開発する際に認定調査票の帳票を実装することは可能とする。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 36.	■帳票詳細要件48■ 「受診依頼書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 28.	■帳票詳細要件40■ 「医師意見書作成依頼書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 任意選択により、対象者毎に医師意見書作成料請求書や医師意見書とセットで出力できること	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 29.	■帳票詳細要件41■ 「医師意見書作成料請求書」を出力できること。 ※ 一括出力もできること	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 30.	「医師意見書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 本仕様書には、医師意見書の帳票レイアウトは定めないが、ベンダが開発する際に医師意見書の帳票を実装することは可能とする。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 35.	■帳票詳細要件47■ 「市町村審査会開催通知書」が出力できること。	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 5. 帳票出力機能				6. 5. 31.	■帳票詳細要件42、43■ 42「市町村審査会対象者一覧」、 43「市町村審査会対象者一覧（事務局用）」を出力できること。 ※ 認定審査結果情報を登録後は判定結果一覧として印刷できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.32.	「市町村審査会資料（表紙・審査会資料・概況調査・サービスの利用状況票・特記事項・医師意見書）」の審査員用・事務局用を出力できること。 ※1 対象者個人単位あるいは審査会単位でまとめたの出力ができること ※2 市町村審査会資料は対象資料（審査会資料、概況調査等）を選択し資料単位でも印刷できること ※3 過去に実施済みの審査会資料を印刷できること ※4 本仕様書には、市町村審査会資料の帳票レイアウトは定めないが、ベンダが開発する際に市町村審査会資料の帳票を実装することは可能とする。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.33.	情報提供用に「市町村審査会資料（表紙・審査会資料・概況調査・サービスの利用状況票・特記事項・医師意見書）」を出力できること。 ※1 出力の際、機能ID：6.1.47.の管理項目「審査会資料提供同意」が同意されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。 ※2 出力の際、機能ID：6.1.54.の管理項目「審査会資料提供同意」が同意されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。 ※3 市町村審査会資料は対象資料（審査会資料、概況調査等）を選択し資料単位でも印刷できること ※4 審査員用、事務局用のどちらを出力するかは選択できること	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.5. 帳票出力機能				6.5.34.	■帳票詳細要件46■ 意見書作成医へ「障害支援区分認定結果の情報提供について」が出力できること。 ※1 出力の際、機能ID：6.1.47.の管理項目「認定結果提供同意」が同意されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。 ※2 出力の際、機能ID：6.1.54.の管理項目「認定結果情報提供希望」が希望されていない場合、チェック（注意喚起等）ができること。	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6. 統計管理機能				6.6.1.	受給者情報と給付実績情報に分けて、専用の統計ができること。 ※集計数値がでること	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6. 統計管理機能				6.6.1.	専用の統計は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6. 統計管理機能				6.6.2.	受給者統計機能では、指定した集計期間の範囲内で、障害区分別、所得区分別に決定人数（実人数、延べ人数）、受給者数（実人数、延べ人数）、特定日における受給者数（実人数、延べ人数）、支給量等の集計ができること。 ※1 集計数値がでること ※2 障害区分別の集計については、区分毎に集計するか、優先障害区分（機能ID：6.1.3.の障害区分コード）のみ集計するかの選択可能であること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 2.	受給者統計は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 3.	給付実績統計機能では、指定した集計期間（サービス提供年月または、審査年月による）の範囲内で、障害区分別、所得区分別、障害支援区分別にサービス種類毎の利用者数、利用量、サービス単位数等の集計ができること。 ※1 集計数値がでること ※2 障害区分別の集計については、区分毎に集計するか、優先障害区分（機能ID：6. 1. 3. の障害区分コード）のみ集計するかの選択可能であること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 3.	給付実績統計は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 4.	統計機能では、処理結果をCSVファイルとして出力できること。	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 5.	システムより各種集計データを抽出、そのデータをEUCにて加工すること等により対応できること。 ※集計数値がでること	◎		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 5.	各種統計情報は以下によること。 ※集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		
6. 障害福祉サービス等（受給者管理）	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 7.	システムに取り込んだ国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HP：個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」のデータを利用した集計がEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	本要件は障害DBの構築に伴う市町村集計モジュールのR4年度での廃止（予定）に伴い、障害DBでは対応できない集計（実利用者数の変化、受給者一覧、受給者利用履歴）を補うための機能である。 ※市町村集計モジュールのR4年度での	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 6. 統計管理機能				6. 6. 8.	システムに取り込んだ国保連合会インターフェース（統計編）の「KKR_HC：個人ごとの状況（障害児支援、障害児相談支援）」のデータを利用した集計がEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	廃止(予定)の詳細については、別の機会に厚生労働省から説明予定	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 8. マスタ管理				6. 8. 1.	障害支援区分判定における認定調査委託事業者情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別コード ・口座番号 ・口座名義人カナ	○	本要件は標準仕様書本編の「図1-3市町村審査会機能のシステム構築イメージ」の②、③の運用を想定した要件として記載している。	
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 8. マスタ管理				6. 8. 2.	障害支援区分判定における認定調査員情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別コード ・口座番号 ・口座名義人カナ	○		
6. 障害福祉サービス等 (受給者管理)	6. 8. マスタ管理				6. 8. 3.	障害支援区分判定における医師医療機関情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別コード ・口座番号 ・口座名義人カナ	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害 福祉 サービス等 (受給 者管理)	6.8. マ スタ管理				6.8.4.	障害支援区分判定における医師情報を管理（登録、修正、削除、照会） できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に 準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別コード ・口座番号 ・口座名義人カナ	○		
6. 障害 福祉 サービス等 (受給 者管理)	6.8. マ スタ管理				6.8.5.	障害支援区分判定における合議体構成委員情報を管理（登録、修正、削 除、照会）できること。 【管理項目】 ・構成委員コード ・構成委員種別コード（※） ・構成委員氏名 ・構成委員郵便番号 ・構成委員住所 ・構成委員方書 ・構成委員電話番号 ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別コード ・口座番号 ・口座名義人カナ ※ 審査会報酬の単価を構成員種別により判断できるように管理すること	○		
6. 障害 福祉 サービス等 (受給 者管理)	6.8. マ スタ管理				6.8.6.	障害支援区分判定における合議体情報を管理（登録、修正、削除、照 会）できること。 【管理項目】 ・「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に 準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 ・構成委員コード1～10	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
6. 障害 福祉 サービス等 (受給 者管 理)	6. 8. マ スタ管 理				6. 8. 7.	障害支援区分判定における認定審査会のスケジュール（予定・実績）情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ・合議体コード ・審査会予定日 ・審査会実施日 ・審査会開始時刻 ・審査会終了時刻 ・審査会会場コード ・構成委員コード1～10 ・審査員出席区分コード1～10 ※ 審査会記録として出力するため、認定審査会のスケジュール（予定・実績）情報はEUC機能によりデータを抽出できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）									
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.1. 契約管理機能				7.1.1.	事業者から提出された契約内容報告書に基づき、契約内容情報（サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者台帳と関連付けて管理（登録、修正、削除）できること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第5支給量の管理にて示された内容に従う ※事務処理要領に定められた事務ではあるが、一次審査結果資料に契約内容情報が含まれていることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要があるため実装不可とする。	×	一次審査結果資料に契約内容情報が含まれており、一次審査結果資料の取込機能を機能ID：7.6.2.にて記載していることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要がないため実装不可とした。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.1. 契約管理機能				7.1.2.	契約内容情報をサービス提供年月、請求受付年月ごとの事業所番号、受給者証番号、サービス内容単位に抽出、一覧で表示できること。 ※事務処理要領に定められた事務ではあるが、一次審査結果資料に契約内容情報が含まれていることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要があるため実装不可とする。	×		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.1. 契約管理機能				7.1.3.	契約内容情報を履歴管理できること。 ※事務処理要領に定められた事務ではあるが、一次審査結果資料に契約内容情報が含まれていることから、各事業所から報告される契約内容報告書情報をシステムで別途管理する必要があるため実装不可とする。	×		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.2. 市町村審査機能				7.2.5.	国保連合会より受信する一次審査結果資料情報について、システムへの取込を一括でできること。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.2. 市町村審査機能				7.2.1.	システムに取り込んだ一次審査結果資料情報（国保連合会から受信）の一次審査済明細書等情報（※障害児支援についても同等の情報）をサービス提供年月、請求年月ごとの事業所番号、受給者証番号、サービス種類、請求サービスコード等の単位に抽出、一覧で確認できること。 ※「一覧で確認できること」の対象となる一次審査済明細書等情報は、インタフェース仕様書（市町村編）に示された一次審査済明細書等情報（※障害児支援についても同等の情報）を構成するすべてのレコードとする。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.2. 市町村審査機能				7.2.2.	国保連合会一次審査の結果で「警告（重度）」・「警告」となった請求情報に対して市町村二次審査にて返戻とすべきものが確認できること。	○	「警告（重度）」・「警告」の内容については、国保連合会より確認用の資料が送付されていることから、障害者福祉システムにて審査処理を行うことが必ずしも求められることではないため、標準オプションとしている。 当機能の実装は、ツールや市販のソフトウェアの活用であっても差し支えない。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能				7.2.7.	一次審査の結果が「正常」のものに対して市町村二次審査ができること。	○	当機能の実装は、ツールや市販のソフトウェアの活用であっても差し支えない。	
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能				7.2.3.	市町村二次審査事務に使用する一次審査済み細書等情報、受給者台帳の支給決定情報、事業者情報等の情報を、サービス提供年月、請求年月ごとの事業所番号、受給者証番号単位に抽出、一覧で横断的に確認できること。	◎		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能				7.2.4.	国保連一次審査結果の中から市町村二次審査として返戻とすべき請求を返戻登録できること。 また、国保連合会に送付する返戻事由コード、返戻事由等を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 宛名番号 受給者証番号 サービス提供年月 請求年月 事業所番号 返戻事由コード 返戻事由 二次審査日 ※ 返戻事由は、返戻事由コードを設定した上で手入力等による非定型的な情報としても管理できること。	◎		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.2. 市 町村審 査機能				7.2.6.	市町村二次審査として返戻すべき複数の請求について、一括で返戻登録できること。	○		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.3. 高 額障害 福祉サ ービス 費等 管理機 能				7.3.1.	【世帯管理（既存高額、新高額）】 算定基準となる世帯の世帯集約番号（※）、世帯算定所得区分、世帯算定基準額等を各月で管理できること。 【管理項目】 世帯集約番号、世帯算定所得区分コード、世帯算定基準額、宛名番号、受給者証番号、対象年月、保護者宛名番号、介護保険者番号、被保険者番号、特例世帯有無、電話番号、証記載市町村番号、児者区分コード、世帯番号 ※世帯集約番号は国保連委託時に使用する項目だが、自庁処理においても高額算定世帯を集約する番号としての使用を想定 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について、第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等 にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.2.	【世帯管理（既存高額、新高額）】 算定基準となる世帯員の構成等の世帯状況は、毎月1日時点での情報を把握できること。また、世帯の状況が変化した場合、世帯員の構成等を変更できること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について、第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等にて示された内容に従う	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.3.	【支給要件の確認（新高額）】 対象者要件の確認においては、支給要件に該当する可能性のある対象者を抽出し、給付要件確認に関する届出書、代理受領に係る委任状、代理受領に係る委任状（生活保護）を出力できること。	○	届出書、委任状の出力は各自治体において任意の事務となることから標準オプションとしている。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.4.	【支給要件の確認（新高額）】 給付要件確認に関する届出書、代理受領に係る委任状、代理受領に係る委任状（生活保護）に記載された情報を管理できること。 【管理項目】 介護保険被保険者番号、介護保険者番号、代理受領の有無、代理受領の有無（生活保護）、65障害支援区分コード、65介護保険利用有無、やむを得ない事由による無支給期間有無、やむを得ない事由、65生活保護受給の有無、65所得区分コード、65郵便番号、65住所、届出者関係コード、届出者区分コード、届出事業者番号、届出者カナ氏名、届出者氏名、届出者住所、届出者郵便番号、届出者電話番号、届出者宛名番号、届出理由、届出日 ※ 電話番号は障害者福祉共通での管理とする ※ 各管理項目の先頭に付記された「65」は新高額の対象者要件である「65歳に達する日の前日時点」の情報であることを示す。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.5.	【支給要件の確認（新高額）】 届出書等から判断した給付要件の判定結果をもとに、支給要件該当と対象有効期間等の届出情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 また、新高額の支給要件（65歳に達する日の前日時点での過去5年間のサービス受給状況、所得要件、障害者支援区分等）を満たしているかを確認できること。 【管理項目】 宛名番号 受給者証番号 履歴番号 高額障害福祉サービス等給付費対象者区分コード 高額障害福祉サービス等給付費対象有効期間開始日 高額障害福祉サービス等給付費対象有効期間終了日 決定理由 却下理由 変更理由 喪失理由 決定日 変更日 喪失日 【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等にて示された内容に従う	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.6.	【高額支給額計算（既存高額）】 合算対象となる障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額、介護保険の利用者負担額、児童福祉法に基づく障害児通所給付費に係る利用者負担額、児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額、補装具費の利用者負担額を管理できること。 【管理項目】 ・障害福祉サービス費自己負担額 ・障害児通所給付費自己負担額 ・障害児入所給付費自己負担額 ・介護保険給付費自己負担額 ・補装具費自己負担額	○	既存高額・新高額の処理は国保連合会に委託可能であり、委託を行っている場合は、システム機能として不要となることから標準オプションとしている。本要件は委託を行っていない自治体向けのものとなる。 なお、新高額に関しては、検討会にて自治体構成員より高額介護サービス費を国保連合会に委託していないため、委託が難しい旨の意見も挙がった。しかし、高額医療合算介護サービス費の委託事務にて高額介護サービス費算定後の給付実績データが国保連合会に連携されており、高額介護サービス費を委託していなくても新高額の委託は可能という前提で整理をしている。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.8.	【高額支給額計算（既存高額）】 介護保険の利用者負担額は、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.9.	【高額支給額計算（既存高額）】 児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の障害児入所給付費管理システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.10.	【高額支給額計算（既存高額）】 合算対象となる世帯員の利用者負担額（同一サービス提供年月）をもとに、既存高額がシステムで一括して算定できること。 算定した結果を管理できること。 また、事業者からの過誤申し立て等により、給付額に変更（過払い、取消等）が発生した場合についても、自動計算ができることとし、過去に支払済みの支給金額がある場合には、サービス提供年月における支給金額の総額との差額を計算できること。 ※算定対象となる費用は高額障害福祉サービス費、高額障害児通所給付費、高額障害児入所給付費である。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、サービス提供年月、証記載市町村番号、勧奨通知有無、高額介護サービス費（年額）等種別区分、高額介護サービス費（年額）支給額、高額医療合算介護サービス費支給額、高額障害福祉サービス等給付費支給金額、高額介護サービス費支給額、補正済自己負担額情報有無区分、証記載都道府県等番号、高額障害児通所給付費支給金額、高額障害児入所給付費支給金額	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.11.	【高額支給額計算（新高額）】 支給対象となる介護保険の給付費明細情報（障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担額を算出するための項目）の金額を管理できること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.12.	【高額支給額計算（新高額）】 介護保険の給付費明細情報を管理できること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.13.	【高額支給額計算（新高額）】 介護保険の給付費明細情報は、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.14.	【高額支給額計算（新高額）】 算定結果を管理できること。 また、事業者からの過誤申し立て、高額医療合算介護サービス費の支給等により、介護保険の給付費明細情報（障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担額を算出するための項目）の金額に変更が発生した場合についても、登録された算定結果をもとに、過去に支払済みの支給金額がある場合には、サービス提供年月における支給金額の総額との差額を計算できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、介護保険者番号、被保険者番号、利用サービス、サービス提供年月、証記載市町村番号、勤奨通知有無、公費負担者番号、公費受給者番号、高額介護サービス費支給額、高額介護サービス費（年額）等種別区分、高額介護サービス費（年額）支給額、高額介護サービス費（年額）支給額（相当分）、高額障害福祉サービス等給付費支給金額、高額医療合算介護サービス費支給額、高額医療合算介護サービス費支給額（相当分）、介護保険給付費自己負担額、障害福祉相当介護保険サービス自己負担額、公費本人支払額、補正済自己負担額情報有無区分コード	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.15.	【支給勤奨（既存高額、新高額）】 既存高額、新高額の支給が発生した受給者に対し、申請勤奨に必要な各種帳票（給付のお知らせ、申請書）を出力できること。 （自動償還に関する事項） ・申請書の記載内容の工夫などにより、申請は初回のみで足りるようにできること。 ・有効な初回申請が存在する場合、初回申請と自動償還の対象者を切り分けて印刷が可能であること。 ・1年に1回（例：毎年7月）等、パラメタ等により申請書等を再提出する自動償還の有効期間を管理できること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.16.	【支給勤奨（既存高額、新高額）】 既存高額、新高額に係る給付のお知らせ、申請書は、該当者をまとめて印刷できること。 また、印刷は単件、あるいは複数人、複数月で一括して出力できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.17.	【申請管理（既存高額）】 提出された申請書に基づき、以下の申請内容を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、サービス提供年月、履歴番号、受付日、証記載都市町村番号、児童続柄、本人支払合計額、世帯支払合計額、受給者宛名番号、申請者氏名、申請者郵便番号、申請者住所、申請者生年月日、同一世帯員宛名番号(※2)、同一世帯員受給者証番号等(※2)、同一世帯員生年月日(※2)、決定日、不支給理由、高額障害福祉サービス費支給金額、高額障害児通所給付費支給金額、高額障害児入所給付費支給金額、支給区分コード、証記載都道府県等番号 ※1 受給者の電話番号は障害者福祉共通での管理とする ※2 同一世帯員は10人まで管理可能とする。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について 等にて示された内容に従う	◎	高額障害福祉サービス費支給申請の受理は国保連合会に委託を行っている場合でも、自治体が必須で行う事務であるため、実装必須要件としている。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.18.	【申請管理（新高額）】 提出された申請書に基づき、以下の申請内容を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、サービス提供年月、受付日、証記載市町村番号、介護保険受給給付有無、障害福祉相当介護保険サービス支払額、申請者郵便番号、申請者住所、申請者電話番号、申請者氏名カナ、申請者氏名、決定日、支給区分コード、不支給理由、高額障害福祉サービス等給付費支給支給金額 【事務処理の内容】 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等にて示された内容に従う	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.19.	【申請管理（既存高額、新高額）】 提出された申請書に基づき、個人単位の口座情報を管理（登録、修正、削除）できること。 また、振込先口座の金融機関コード、支店コードは、障害者福祉共通の要件で定めている金融機関マスタから選択できること。 【管理項目】 金融機関コード、支店コード、口座種別コード、口座番号、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号、口座名義人カナ、公金口座区分コード ※ゆうちょ銀行の記号・番号から振込用の支店コード・口座種別・口座番号へ変換できること。 ※振込先口座情報の登録は、生活保護対象者への代理受領運用も考慮して必須登録ではなく任意登録とする。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について、第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等にて示された内容に従う （自動償還に関する事項） ・自動償還の場合、初回申請時に指定した口座情報を用いて登録することが出来ること。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.7.	既存高額、新高額申請管理情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、金額、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.20.	【一覧管理（既存高額、新高額）】 支給対象者の情報を、サービス提供年月、算定年月ごとの世帯集約番号、受給者証番号単位に抽出、一覧で確認できること。 また、高額算定以降の対象者の状態（算定済、申請済み、決定済み、支払済み等）を一覧で確認できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3. 21.	【支給審査・決定（既存高額、新高額）】 支給対象者の情報をもとに、単件で支給審査・決定が行えること。また、手入力による支給金額の登録・修正が行えること。 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第4Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について、第4. 新高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について 等 にて示された内容に従う	◎	高額障害福祉サービス費の支給決定は国保連合会に委託を行っている場合でも、自治体が必要で行う事務であるため、実装必須要件としている。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3. 21.	【支給審査・決定（既存高額、新高額）】 支給対象者の情報をもとに、複数人、複数月の申請情報を一括で支給審査・決定が行えること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3. 22.	【決定通知（既存高額、新高額）】 支給決定された情報をもとに、高額障害福祉サービス等に係る支給決定通知書を出力できること。 また、各種決定通知書は単件、あるいは複数人、複数月で一括して出力できること。	○	本事務は国保連合会に委託可能であり、委託を行っている場合は、システム機能として不要となることから標準オプションとしている。本要件は委託を行っていない自治体向けのものとなる。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3. 23.	【併給調整（新高額）】 高額医療合算介護サービス費等の支給より先に高額障害福祉サービス等給付費等による償還を受けた場合等による介護保険との併給調整対象者については、併給調整金額を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、併給調整実施日、サービス提供年度、介護保険者番号、被保険者番号、高額介護サービス費年額（年間）、高額介護サービス費年額併給調整額、高額介護サービス費年額（調整済）、高額介護サービス費年額（未調整分）、高額医療合算額（年間）、高額医療合算併給調整額、高額医療合算額（調整済）、高額医療合算額（未調整分）	◎	本事務は、国保連合会への委託を行っている場合でも自治体が行う事務であるため、実装必須要件としている。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3. 28.	【支払管理（既存高額、新高額）】 支給決定された情報をもとに、支払予定の管理および過誤調整等に伴う支払額の差引き、充当が行えること。 【管理項目】 支払額、振込日、支払状態区分コード、調整区分コード、調整額、調整日、調整理由	○	本事務は国保連合会に委託可能であり、委託を行っている場合は、システム機能として不要となることから標準オプションとしている。本要件は委託を行っていない自治体向けのものとなる。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3. 24.	【支払処理（既存高額、新高額）】 支給決定された情報をもとに、全銀協規定フォーマットの口座振込データを作成できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.25.	【支払処理（既存高額、新高額）】 支払前に、支払額や口座有無、公金口座区分コードを一覧で確認できること。 ※公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、支払前に公金口座区分コードが”有”の対象者を確認できること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.26.	【支払処理（既存高額、新高額）】 支払処理の再処理、取消ができること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.3. 高額障害福祉サービス費等管理機能				7.3.27.	【支払処理（既存高額、新高額）】 全銀協規定フォーマットのファイルを再作成できること。	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.1.	サービス提供年月、請求年月ごとの国保連合会の市町村請求額を集計でき、国保連合会より送付される障害福祉サービス費等請求額通知書、障害福祉サービス費等決定請求明細表 等との突き合わせができること。	◎	本要件は、当該請求月における一次審査結果資料情報（国保連合会から受信）の一次審査済明細書等情報より集計した市町村請求額が、同じく国保連合会より送付される障害福祉サービス費等請求額通知書、障害福祉サービス費等請求明細表 等の内容と一致しているかどうかをチェックすることを目的としている。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.2.	事業所の介護給付、訓練等給付、計画相談支援給付費等の支給実績内容について、サービス提供年月、請求年月ごとの請求明細書単位、請求額集計欄単位、請求サービスコード単位に一覧で確認できること。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.3.	過誤申立の事務を行うために、障害福祉サービス等の請求明細書情報に対する過誤申立を管理（登録、修正、削除、照会）できること。 また、過誤の対象となる請求が通常の請求か、過誤取下されたものかを判断できること。 【管理項目】 ・申立年月日 ・申立事由コード ・宛名番号 ・受給者証番号 ・請求年月 ・サービス提供年月 ・事業所番号	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.3.	過誤申立が、通常過誤、同月過誤のいずれの対象となるかを管理できること。 【管理項目】 ・過誤区分コード	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.9.	事業所による過誤申立については、事業所とデータ連携してシステムに一括で取込できること。 ※連携インタフェースについては、国保連合会とのインターフェース【過誤申立書情報（EA11、BA11）】のレイアウトに準拠するものとする	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.4.	過誤申立を行った請求明細書情報について、受付年月ごとの請求明細書単位に過誤調整状況（過誤調整額 等）の抽出、一覧で確認ができること。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.5.	継続サービス利用支援（モニタリング）の実績情報を請求年月、モニタリング予定年月ごとの事業所番号、受給者証番号等の項目単位に抽出、一覧で確認できること。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.6.	個人単位に、支給決定情報（決定支給量）に対する請求・実績情報（契約支給量・利用量・請求金額・利用者負担額等）をサービス利用実績月単位で照会できること。 また、利用量はサービス種類毎に合計利用日数、時間数、回数等が照会できること。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.7.	請求事業所単位に、サービス提供年月又は請求年月別に集計したサービス利用件数、過誤申立件数、事業者支払件数、事業者支払状況、請求明細件数等の内容を照会できること。	◎		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.10.	住記上の同一世帯に障害福祉サービスあるいは、障害児通所支援を利用する障害児が複数あり、同一の保護者が支給決定を受けている場合に当該保護者について定められた負担上限月額を超える金額を把握できること。 また、同一世帯で別々の保護者が支給決定を受けている障害児についても合わせて抽出の対象とすることができること。	○	きょうだい児の上限額管理の運用において、技術上、上限額管理が困難な場合等に、市町村の判断により償還給付とする金額を把握するための機能を想定する。	
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7.4. 支給実績管理機能				7.4.8.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 EUC機能は中項目「7.2 市町村審査機能」、「7.3高額障害福祉サービス費等管理機能」単位に利用でき、それぞれの管理項目全てを対象とし、任意に指定できること	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.5. 介 護給付 費等単 位数 サービ スコ ード管理 機能				7.5.1.	介護給付費等単位数サービスコードを管理できること。 また、報酬単価サービスコードは国の定める報酬算定構造・サービスコード表に準拠していること。 【管理項目】 サービス種類コード、サービス項目コード、適用開始日、適用終了日、サービス内容略称、合成単位数、算定単位コード	◎	介護給付費等単位数サービスコードは各システムベンダがマスターデータとして提供することを妨げるものではない。	
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.5. 介 護給付 費等単 位数 サービ スコ ード管理 機能				7.5.2.	介護給付費等単位数サービスコードは、国の報酬改定ごとに履歴管理できること。過誤、再請求による遡りの請求に対応できること。 (過去の請求情報を参照した場合、当時のサービスコード名称、単位数等が表示されること。)	◎		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.6. 国 保連合 会との 連携機 能				7.6.1.	国保連合会と支払業務において定められた各種データ連携（障害福祉サービス等・障害児支援業務）ができること。 また、国保連合会へ送信する情報をシステムから出力する際は、国保連合会と市町村の間で定められたインターフェース仕様書に沿ったレイアウトで抽出し、加工することなく、そのまま伝送ソフト等で送信可能であること。	◎		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.6. 国 保連合 会との 連携機 能				7.6.2.	国保連合会より受信する一次審査結果資料情報および一次審査結果資料情報（過誤申立書情報の取下げのみ）について、システムへの取込を一括でできること。	◎		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.6. 国 保連合 会との 連携機 能				7.6.3.	国保連合会へ送信する二次審査結果情報（二次審査結果票情報もしくは、二次審査結果一覧情報）について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.6. 国 保連合 会との 連携機 能				7.6.4.	国保連合会へ送信する過誤申立書情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。	◎		
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.6. 国 保連合 会との 連携機 能				7.6.5.	【既存高額、新高額】 国保連合会と高額支給処理業務において定められた各種データ連携をできること。 また、国保連合会へ送信する情報をシステムから出力する際には、国保連合会と市町村の間で定められたインターフェース仕様書に沿ったレイアウトで抽出し、加工することなく、そのまま伝送ソフト等で送信できること。	○	本要件は国保連合会に委託をしている場合にのみ必要となるものであることから、標準オプションとしている。	
7. 障害 福祉 サービス等 (給付 管理)	7.6. 国 保連合 会との 連携機 能				7.6.13.	【既存高額】 国保連合会へ送信する障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 6. 国保連合会との連携機能				7. 6. 6.	【既存高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報、高額障害児給付費給付のお知らせ情報について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 6. 国保連合会との連携機能				7. 6. 7.	【既存高額】 国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス費給付判定結果情報、高額障害児給付費給付判定結果情報について、システムからの抽出、作成を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 6. 国保連合会との連携機能				7. 6. 8.	【既存高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書情報、高額障害児給付費支給（不支給）決定通知書情報について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 6. 国保連合会との連携機能				7. 6. 9.	【既存高額、新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス費振込依頼書情報、高額障害児給付費振込依頼書情報について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 6. 国保連合会との連携機能				7. 6. 10.	【新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報（施行令第四十三条の五第六項）について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 6. 国保連合会との連携機能				7. 6. 11.	【新高額】 国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報（施行令第四十三条の五第六項）について、システムからの抽出、作成を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 6. 国保連合会との連携機能				7. 6. 12.	【新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書情報（施行令第四十三条の五第六項）について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○		
7. 障害福祉サービス等（給付管理）	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 1.	■帳票詳細要件01■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書を出力できること。	○	届出書の出力は各自治体において任意の事務となることから標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 2.	■帳票詳細要件07、09■ 【既存高額】 以下的高額障害福祉サービス等に係る申請書を出力できること。 07「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」 09「高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第22号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式例第13号が示されている。	○	国保連合会に委託している場合、不要となる帳票であるため標準オプションとしている。	
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 3.	■帳票詳細要件08■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第28号が示されている。	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 4.	■帳票詳細要件04、06■ 【既存高額】 以下の高額障害福祉サービス等に係る給付のお知らせ（勸奨通知）を出力できること。 04「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ」 06「高額障害児（通所・入所）給付費給付のお知らせ」	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 5.	■帳票詳細要件05■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせを出力できること。	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 6.	■帳票詳細要件10、12■ 【既存高額】 以下の高額障害福祉サービス等に係る支給決定通知書を出力できること。 10「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」 12「高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書」 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第23号が示されている。 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式例第14号が示されている。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 7.	■帳票詳細要件11■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書を出力できること。 【帳票の用途】 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」にて、参考様式として様式第29号が示されている。	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 8.	■帳票詳細要件02■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に係る委任状を出力できること。	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 9.	■帳票詳細要件03■ 【新高額】 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に係る委任状（生活保護）を出力できること。	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 10.	■帳票詳細要件13■ 【既存高額、新高額】 口座振込依頼書を出力できること。	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 11.	■帳票詳細要件14■ 【既存高額、新高額】 支払通知書を出力できること。	○		
7. 障害福祉サービス等 (給付管理)	7. 7. 帳票出力機能				7. 7. 12.	■帳票詳細要件15■ 【既存高額、新高額】 支出内訳書を出力できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立支援医療（更生医療）									
8. 自立支援医療（更生医療）	8. 1. 受給者台帳管理機能				8. 1. 1.	更生医療の申請・届出情報（新規申請、転入、更新申請、変更申請、記載事項変更、再交付、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8. 1. 受給者台帳管理機能				8. 1. 2.	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請事由コード ※1 申請理由コード 変更理由コード 変更日 廃止理由コード 廃止日 再交付理由コード 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して複数選択できること 判定依頼日 備考 資格状態コード ※1 申請事由は新規・再認定・記載事項変更・返還などの申請、届出の事由を管理する。	◎	・資格状態コードは、データ要件で以下を定める予定である。 ・10：申請 ※受理 ・20：取下 ・30：却下 ・40：受給 ※決定 ・50：廃止（支給取消・返還・喪失） ・進行状態コードは、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：進達等を自由設定 ・21～29：保留等を自由設定	
8. 自立支援医療（更生医療）	8. 1. 受給者台帳管理機能				8. 1. 2.	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受付番号 原傷病名 障害の状況 治療の形態コード 更生医療予定期間 直近5年間の更生医療給付状況 進行状態コード 交付方法コード 判定予定日 判定予定時間	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8. 1. 受給者台帳管理機能				8. 1. 3.	受診者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 生年月日 郵便番号 住所 住所方書 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.4.	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 ※3 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出すること。 ※4 世帯員は10人まで管理可能とする。	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.4.	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 ※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、市町村民税所得割額、市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税__寄附金税額控除額は、8％ではなく6％（税源移譲前）を利用すること。	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.5.	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 被保険者証の記号 被保険者証の番号 被保険者証の枝番 ※ 加入保険情報登録時は、保険者をマスタから参照・検索して指定できること	◎	・自動表示は、障害者福祉共通で国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携を標準オプションとしているため、ここでも標準オプションとしている。 ・「保険の種類コード」は保険者のマスタから取得できるが、生活保護受給者については加入保険がないため、保険の種類コードを管理項目とした。	
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.5.	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 資格取得日 資格喪失日 ※ 国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.6.	所得判定情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得区分コード 生保移行防止減免対象区分コード 負担上限額 重度かつ継続コード 高額療養費多数回該当者 生活保護の受給有無 合計所得金額 障害年金等 手当等 収入額 特例世帯の適用有無（※1） 住民税均等割額（※2） 住民税所得割額（※2） ※1 世帯の特例を適用した場合は、「特例世帯」として管理できること。 ※2 支給認定基準世帯員の合算額を設定すること。	◎	所得判定の自動計算は機能ID：8.1.18.に記載している。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.6.	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.7.	医療費情報を管理できること。 【管理項目】 入通院区分コード 入院日数 通院日数 医療費概算額	◎	意見書に記載の医療費情報を管理項目としている。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.8.	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の医療機関番号 薬局の医療機関番号 訪問看護事業者の医療機関番号 ※ それぞれを最大3件管理できること	◎	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者は、指定医療機関マスタで管理している情報から入力する。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.21.	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 薬局の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 ※ それぞれを最大3件管理できること	○	医療機関変更を行った際に各医療機関単位で有効な期間を入力する。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 経過的特例有効期間開始日 経過的特例有効期間終了日 ※判定結果には却下、決定の他に取下も含むこと	◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01：自立支援医療受給者証（表面）の”印字編集条件など”に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由は、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 指導記録 再交付日 受給者証適用開始日 ※1 指導記録は、「身体障害者更生指導台帳（更生医療）」の様式を利用する場合は管理不要であり、「身体障害者更生指導台帳（指導記録）」の様式に更生医療も出力したい場合に入力する項目である	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.10.	更生医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.11.	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.12.	最新の台帳履歴情報が申請の状態に対して、申請・届出情報を登録し、更に申請できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.13.	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.14.	同一人で複数の医療行為を行う場合、複数の受給者番号の設定（複数受給者証の出力）ができること。	◎	複数医療受給者は、別々の台帳登録を行うことで、別々の受給者番号を設定し、別々の受給者証を出力することとしている。	
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.15.	受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。 ※1 受給者番号の付番方法は、保険者番号等の設定について（昭和五一年八月七日）（保発第四五号・庁保発第三四号）にて示された設定方法であること ※2 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.16.	指導記録は自動で意見の内容（公費負担の対象となる障害、申請理由、有効期間）が設定できること。なお、設定の有無はパラメタ等で設定できること	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.17.	有効期限は、有効期間開始日から1年後を自動計算（うるう年に対応すること）表示し、手修正もできること。なお、自動計算の有無は、パラメタ等で設定できること	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.18.	所得判定は、手入力の他に、指定した年度の税情報、生活保護情報を参照し実施要綱の定める基準に従って所得区分、負担上限額を自動で判定できること。 また、「重度かつ継続」の受給者である場合においても同様に判定できること。 ※ 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 所得区分に記載のとおり判定すること	◎	「※自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 4について、現時点においては、適用されている経過的特例に従った判定とする。経過的特例が終了した場合は、上記実施要綱の変更に係る事務連絡が発出されることとなるため、それに従うこととなる。	
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能				8.1.19.	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の入力における医療機関情報の検索は医療機関番号、医療機関コード、医療機関名、医療機関名カナ、住所で検索できること。 また、医療機関名、医療機関名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立 支援医療（更生医療）	8.1. 受 給者台 帳管理 機能				8.1.20.	住記の異動情報を基に、受診者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住記住所、住記氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住記の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した受診者は、一覧により確認できること ※6 受診者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住記の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる	
8. 自立 支援医療（更生医療）	8.2. 一 覧管理 機能				8.2.1.	有効期間至に対して日付の範囲指定により再認定予定者を抽出し、一覧で確認できること。	◎		
8. 自立 支援医療（更生医療）	8.2. 一 覧管理 機能				8.2.2.	指定する検索期間の範囲内で指定の年齢（生年月日をもとに判定）に到達する対象者（後期高齢者医療に切り替わる年齢到達者を想定）を抽出し、一覧で確認できること。	◎		
8. 自立 支援医療（更生医療）	8.2. 一 覧管理 機能				8.2.3.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目はレセプトデータを含む自立支援医療（更生医療）の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 指定医療機関、医療保険者のマスタ情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎		
8. 自立 支援医療（更生医療）	8.3. 公 費負担 医療管理 機能				8.3.1.	更生医療（公費負担）独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額をそれぞれ5項目管理できることとした。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.3. 公 費負担 医療管 理機能				8.3.2.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単 位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 受給者番号 公費負担者番号 保険の種類コード 診療年月 請求年月 保険者番号 点数表コード 医療機関コード 入院入院外区分コード 日数 決定点数 総医療費 医療保険負担額 公費負担金額 自己負担額 食事回数 食事基準額 食事標準負担額 過誤区分 レセプト件数	◎	ファイルの一括取り込みは、都道府県 ごとにファイルレイアウトが異なるた め、標準オプションとしている。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.3. 公 費負担 医療管 理機能				8.3.2.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単 位にファイル取込による一括入力ができること。	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.3. 公 費負担 医療管 理機能				8.3.3.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（後期）を請求年月単 位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様	◎		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.3. 公 費負担 医療管 理機能				8.3.3.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（後期）を請求年月単 位にファイル取込による一括入力ができること。	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.3. 公 費負担 医療管 理機能				8.3.4.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（社保）を請求年月単 位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様 ※ ファイル取込による一括入力ができること	◎	ファイル取込みの対象となるファイル は、社会保険診療報酬支払基金より提 供される連名簿（CSV形式）とする。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.3. 公 費負担 医療管 理機能				8.3.5.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単 位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様	◎	ファイル取込みの対象となるファイル は、社会保険診療報酬支払基金より提 供される固有テキスト情報ファイルと する。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8.3. 公 費負担 医療管 理機能				8.3.5.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単 位にファイル取込による一括入力ができること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 3. 公 費負担 医療管 理機能				8. 3. 6.	レセプト情報を登録した後、任意のタイミングで以下の突合チェックを行い、エラー内容を一覧で確認できること。 <実装すべきチェック条件> ・診療年月日に住民登録があるかどうか ・資格の受給者番号と一致するか ・診療年月が有効期間内かどうか ・台帳に登録されている医療機関かどうか ・重複請求かどうか ・負担上限額を超えていないか ・加入保険が一致しているかどうか ・特定疾病療養受領証を使用しているか ・公費負担番号が一致しているか ※各突合チェックの実施有無をパラメタ等で設定できること	◎	公費負担の支払いの関係からレセプト情報はそのまま登録することとし、次月以降の過誤請求を促すための突合チェックを別途要件として定めている。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 3. 公 費負担 医療管 理機能				8. 3. 7.	登録されたレセプト情報（国保、後期、社保、生保）を一覧で確認できること。 ※ EUC機能でよい	◎		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 1.	■帳票詳細要件 01、02■ 01「自立支援医療受給者証（表面）」 02「自立支援医療受給者証（裏面）」 が出力できること。 ※1 片面印刷か両面印刷を選択できること ※2 一括出力できること ※3 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※4 様式サイズはA4であること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日）（障発第0303002号）にて、別紙様式第3号が示されている。	◎		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 1.	■様式サイズ ※ 様式サイズはA6であること	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 2.	■帳票詳細要件07■ 「自立支援医療費支給認定申請書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日）（障発第0303002号）にて、別紙様式第1号が示されている。	○	「自立支援医療費支給認定申請書」をシステムから出力し、受診者情報等を印字するかは市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 3.	■帳票詳細要件08■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。 ※ 様式サイズはA4またはA6を選択できること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日）（障発第0303002号）にて、別紙様式第5号が示されている。	○	「自己負担上限額管理票」は1か月分を1枚出力する仕様としている。冊子を利用するなど市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 4.	■帳票詳細要件 03■ 「判定依頼書」が出力できること。 ※ 一括出力できること	◎	「調査書」とのセット出力は、都道府 県の運用により分かれるため、標準オ プションとしている。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 4.	「判定依頼書」と「調査書」のセット出力を選択できること	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 5.	■帳票詳細要件 04■ 「調査書」が出力できること。	◎	当調査書は、実施要綱「自己負担上限 額を定める際の所得区分の認定につい て」に記載されている「なお、法律に 基づき、市町村が必要な情報について 調査を行うことは可能である が、・・・」の一文を根拠としてい る。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 6.	■帳票詳細要件 05■ 「認定決定通知書」が出力できること。	◎	要綱等に定められた帳票ではないが、 申請に対する行政処分として決定通知 書の送付が行えるように実装必須とし ている。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 7.	■帳票詳細要件 06■ 「却下通知書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002 号)にて、別紙様式第6号が示されている。	◎		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 8.	■帳票詳細要件09■ 「変更決定通知書」が出力できること。	○	「変更決定通知書」の利用は市区町村 の運用により分かれるため、標準オプ ションとしている。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 9.	■帳票詳細要件10■ 「支給認定決定のお知らせ」が出力できること。 ※ 医療機関向けの帳票となる	○	医療機関に送付する「支給認定決定の お知らせ」の利用は市区町村の運用に より分かれるため、標準オプションと している。	
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 10.	■帳票詳細要件11■ 「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002 号)にて、別紙様式第4号が示されている。	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 4. 帳 票出力 機能				8. 4. 11.	■帳票詳細要件12■ 「受給者証の更新について（お知らせ）」が出力できること。 ※一括出力ができること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能				8.4.12.	■帳票詳細要件13■ 「支給認定取消通知書」が出力できること。	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能				8.4.13.	■帳票詳細要件14■ 「自立支援医療受給者証再交付申請書」が出力できること。	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.4. 帳票出力機能				8.4.14.	■帳票詳細要件15■ 「自立支援医療受給者証返還届」が出力できること。	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.5. 統計管理機能				8.5.1.	福祉行政報告例「第19 自立支援医療（身体障害者の更生医療）」の集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式3 自立支援医療（更生医療）の実績）】も含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.5. 統計管理機能				8.5.1.	福祉行政報告例第19、別添様式3は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.5. 統計管理機能				8.5.2.	福祉行政報告例第21の2 自立支援医療における所得区分の状況の集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式1 自立支援医療における支給認定の状況）】、【実績調査（別添様式2 自立支援医療における支給認定の状況）】も含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.5. 統計管理機能				8.5.2.	福祉行政報告例第21の2、別添様式1、別添様式2は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.5. 統計管理機能				8.5.3.	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値をだせること	◎		
8. 自立支援医療（更生医療）	8.5. 統計管理機能				8.5.3.	各種統計資料は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 6. マ スタ管 理機能				8. 6. 1.	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関コード 医療機関種別コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関代表者名 医療機関都道府県コード 医療機関住所 医療機関郵便番号 医療機関電話番号	◎		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 6. マ スタ管 理機能				8. 6. 1.	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 更生医療指定日 更生医療廃止日 更生医療廃止理由 更生医療適用開始日 更生医療適用終了日	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 6. マ スタ管 理機能				8. 6. 2.	指定医療機関情報を一覧で確認できること。	◎		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 6. マ スタ管 理機能				8. 6. 3.	指定医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 6. マ スタ管 理機能				8. 6. 4.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者名カナ 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎		
8. 自立 支援医 療（更 生医 療）	8. 6. マ スタ管 理機能				8. 6. 5.	保険者情報を一覧で確認できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立支援医療(育成医療)									
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能				9.1.1.	育成医療の申請・届出情報（新規申請、転入、更新申請、変更申請、記載事項変更、再交付、死亡、転出、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能				9.1.2.	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請事由コード ※1 申請理由コード 変更理由コード 変更日 廃止理由コード 廃止日 再交付理由コード 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して複数選択できること 判定依頼日 備考 資格状態コード ※1 申請事由は新規・再認定・記載事項変更・返還などの申請、届出の事由を管理する。	◎	・資格状態コードは、データ要件で以下を定める予定である。 ・10：申請 ※受理 ・20：取下 ・30：却下 ・40：受給 ※決定 ・50：廃止（支給取消・返還・喪失） ・進行状態コードは、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：進達等を自由設定 ・21～29：保留等を自由設定	
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能				9.1.2.	【管理項目】 受付番号 進行状態コード 交付方法コード 判定予定日 判定予定時間	○		
9.自立支援医療(育成医療)	9.1.受給者台帳管理機能				9.1.3.	受診者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 生年月日 郵便番号 住所 住所方書 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※2について、育成医療を健康管理システムや児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医療(育 成医療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.4.	保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 生年月日 続柄 郵便番号 住所 住所方書 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参 照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※2について、育成医療を健康管理シス テムや児童扶養手当システム（いわゆ る児童福祉システム）等の他の標準化 対象20業務と一体的に調達・利用する 場合は、一体的に調達・利用する標準 化対象20業務の標準仕様書に準拠する こと。	
9.自立 支援医療(育 成医療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.5.	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参 照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 行規則第35条 ※3 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金 等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事 務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様によ り算出すること。 ※4 世帯員は10人まで管理可能とする。	◎		
9.自立 支援医療(育 成医療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.5.	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 ※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、 市町村民税所得割額、市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、市町 村民税_寄附金税額控除額は、8%ではなく6%（税源移譲前）を利用 すること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.6.	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 被保険者証の記号 被保険者証の番号 被保険者証の枝番 ※ 加入保険情報登録時は、保険者をマスタから参照・検索して指定できること	◎	・自動表示は、障害者福祉共通で国民健康保険情報の連携を標準オプションとしているため、ここでも標準オプションとしている。 ・「保険の種類コード」は保険者のマスタから取得できるが、生活保護受給者については加入保険がないため、保険の種類コードを管理項目とした。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.6.	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 資格取得日 資格喪失日 ※ 国民健康保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.7.	所得判定情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得区分コード 生保移行防止減免対象区分コード 負担上限額 重度かつ継続コード 高額療養費多数回該当者 生活保護の受給有無 合計所得金額 障害年金等 手当等 収入額 特例世帯の適用有無(※1) 住民税均等割額(※2) 住民税所得割額(※2) ※1 世帯の特例を適用した場合は、「特例世帯」として管理できること。 ※2 支給認定基準世帯員の合算額を設定すること。	◎	所得判定の自動計算は機能ID：9.1.18.に記載している。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.7.	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.8.	医療費情報を管理できること。 【管理項目】 入院区分コード 入院治療期間(日数) 通院治療回数並びに期間(日数) 訪問看護予定回数並びに期間(日数) 医療費概算額	◎	・意見書に記載の医療費情報を管理項目としている。 ・入院治療期間(開始日)や入院治療期間(終了日)は、日数とは別に管理したい場合の管理項目であるため標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.8.	医療費情報を管理できること。 【管理項目】 入院治療開始日 入院治療終了日 手術予定日 通院治療開始日 通院治療終了日 訪問看護開始日 訪問看護終了日	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.9.	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】医療機関情報 病院・診療所の医療機関番号 薬局の医療機関番号 訪問看護事業者の医療機関番号 ※ それぞれを最大3件管理できること	◎	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者は、指定医療機関マスタで管理している情報から入力する。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.21.	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、有効終了日 薬局の有効開始日、有効終了日 訪問看護事業者の有効開始日、有効終了日 ※ それぞれを最大3件管理できること	○	医療機関変更を行った際に各医療機関単位で有効な期間を入力する。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.10.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 補装具の有無 補装具名 理学療法の有無 経過的特例有効期間開始日 経過的特例有効期間終了日 ※ 判定結果には却下、決定の他に取下も含むこと	◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01：自立支援医療受給者証（表面）の”印字編集条件など”に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由は、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.10.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 再交付日 受給者証適用開始日	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.11.	育成医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.12.	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.13.	最新の台帳履歴情報が申請の状態に対して、申請・届出情報を登録し、更に申請できること。	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.14.	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.15.	同一人で複数の医療行為を行う場合、複数の受給者番号の設定（複数受給者証の出力）ができること。	◎	複数医療受給者は、別々の台帳登録を行うことで、別々の受給者番号を設定し、別々の受給者証を出力することとしている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.16.	受給者番号は手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。 ※1 受給者番号の付番方法は、保険者番号等の設定について（昭和五一年八月七日）（保発第四五号・庁保発第三四号）にて示された設定方法であること ※2 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.17.	有効期限は、有効期間開始日から1年後を自動計算（うるう年に対応すること）表示し、手修正もできること。なお、自動計算の有無は、パラメタ等で設定できること	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.18.	所得判定は、手入力の他に、指定した年度の税情報、生活保護情報を参照し実施要綱の定める基準に従って所得区分、負担上限額を自動で判定できること。 また、「重度かつ継続」の受給者である場合においても同様に判定できること。 ※ 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 所得区分に記載のとおりに判定すること	◎	「※自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 4について、現時点においては、適用されている経過的特例に従った判定とする。経過的特例が終了した場合は、上記実施要綱の変更に係る事務連絡が発出されることとなるため、それに従うこととなる。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.19.	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の入力における医療機関情報の検索は医療機関番号、医療機関コード、医療機関名、医療機関名カナ、住所で検索できること。 また、医療機関名、医療機関名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.1.受給 者台帳 管理機 能				9.1.20.	住記の異動情報を基に、受診者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住記住所、住記氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住記の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した受診者、保護者は、一覧により確認できること ※6 受診者、保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住記の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない(届出を基に処理する) ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.2.一覧 管理機 能				9.2.1.	有効期間至に対して日付の範囲指定により再認定予定者を抽出し、一覧で確認できること。	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.2.一覧 管理機 能				9.2.2.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること(ＥＵＣができること)。 ※1 障害者福祉共通に記載のＥＵＣ機能を満たすこと ※2 表示項目はレセプトデータを含む自立支援医療(育成医療)の管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 指定医療機関、医療保険者のマスタ情報も表示できること ※4 最新履歴、全履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎	※1について、育成医療を健康管理システムや児童扶養手当システム(いわゆる児童福祉システム)等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.1.	育成医療(公費負担)独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 ＥＵＣ機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額をそれぞれ5項目管理できることとした。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.2.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 受給者番号 公費負担者番号 保険の種類コード 診療年月 請求年月 保険者番号 点数表コード 医療機関コード 入院入院外区分コード 日数 決定点数 総医療費 医療保険負担額 公費負担金額 自己負担額 食事回数 食事基準額 食事標準負担額 過誤区分 レセプト件数	◎	ファイルの一括取り込みは、都道府県ごとにファイルレイアウトが異なるため、標準オプションとしている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.2.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.3.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（社保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様 ※ ファイル取込による一括入力ができること	◎	ファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿（CSV形式）とする。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.4.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様	◎	ファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイルとする。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.4.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.5.	レセプト情報を登録した後、任意のタイミングで以下の突合チェックを行い、エラー内容を一覧で確認できること。 <実装すべきチェック条件> ・診療年月日に住民登録があるかどうか ・資格の受給者番号と一致するか ・診療年月が有効期間内かどうか ・台帳に登録されている医療機関かどうか ・重複請求かどうか ・負担上限額を超えていないか ・加入保険が一致しているかどうか ・特定疾病療養受領証を使用しているか ・公費負担番号が一致しているか ※各突合チェックの実施有無をパラメタ等で設定できること	◎	公費負担の支払いの関係からレセプト情報はそのまま登録することとし、次月以降の過誤請求を促すための突合チェックを別途要件として定めている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.3.公費 負担医 療管理 機能				9.3.6.	登録されたレセプト情報（国保、社保、生保）を一覧で確認できること。 ※ EUC機能でよい	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9.4.1.	■帳票詳細要件 01、02■ 01「自立支援医療受給者証（表面）」 02「自立支援医療受給者証（裏面）」 が出力できること。 ※1 片面印刷か両面印刷を選択できること ※2 一括出力できること ※3 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※4 様式サイズはA4であること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日）（障発第0303002号）にて、別紙様式第3号が示されている。	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9.4.1.	■様式サイズ ※ 様式サイズはA6であること	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9.4.2.	■帳票詳細要件 05■ 「自立支援医療費支給認定申請書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日）（障発第0303002号）にて、別紙様式第1号が示されている。	○	「自立支援医療費支給認定申請書」をシステムから出力し、受診者情報等を印字するかは市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9.4.3.	■帳票詳細要件 06■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。 ※ 様式サイズはA4またはA6を選択できること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日）（障発第0303002号）にて、別紙様式第5号が示されている。	○	「自己負担上限額管理票」は1か月分を1枚出力する仕様としている。冊子を利用するなど市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 4.	■帳票詳細要件 07■ 「審査依頼書」が出力できること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 5.	■帳票詳細要件 08■ 「調査書」が出力できること。	○	当調査書は、実施要綱「自己負担上限額を定める際の所得区分の認定について」に記載されている「なお、法律に基づき、市町村が必要な情報について調査を行うことは可能であるが、・・・」の一文を根拠としている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 6.	■帳票詳細要件 03■ 「認定決定通知書」が出力できること。	◎	要綱等に定められた帳票ではないが、申請に対する行政処分として決定通知書の送付が行えるように実装必須としている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 7.	■帳票詳細要件 04■ 「却下通知書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 8.	■帳票詳細要件 09■ 「変更決定通知書」が出力できること。	○	「変更決定通知書」の利用は市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 9.	■帳票詳細要件10■ 「支給認定決定のお知らせ」が出力できること。 ※ 医療機関向けの帳票となる	○	医療機関に送付する「支給認定決定のお知らせ」の利用は市区町村の運用により分かれるため、標準オプションとしている。	
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 10.	■帳票詳細要件11■ 「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第4号が示されている。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 11.	■帳票詳細要件12■ 「支給認定取消通知書」が出力できること。	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 12.	■帳票詳細要件13■ 「自立支援医療受給者証再交付申請書」が出力できること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.4.帳票 出力機 能				9. 4. 13.	■帳票詳細要件14■ 「自立支援医療受給者証返還届」が出力できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.5.統計 管理機 能				9. 5. 1.	福祉行政報告例「第22の2 自立支援医療（身体障害児童の育成医 療）」の集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式4 自立支援医療（育成医療）の実績）】も 含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.5.統計 管理機 能				9. 5. 1.	福祉行政報告例第22の2、別添様式4は、集計根拠となった該当情報をE UC機能を利用して出せること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.5.統計 管理機 能				9. 5. 2.	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の 集計数値を出せること。 ※1 【実績調査（別添様式1 自立支援医療における支給認定の状 況）】、【実績調査（別添様式2 自立支援医療における支給認定の状 況）】も含む ※2 様式は問わない（固定帳票ではない）	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.5.統計 管理機 能				9. 5. 2.	福祉行政報告例第21の2、別添様式1、別添様式2は、集計根拠となった 該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.5.統計 管理機 能				9. 5. 3.	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をEUC機能を 利用して作成できること。 ※ 集計数値ができること	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.5.統計 管理機 能				9. 5. 3.	各種統計資料は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出 せること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.6.マス タ管理 機能				9. 6. 1.	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できるこ と。 【管理項目】 医療機関コード 医療機関種別コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関代表者名 医療機関都道府県コード 医療機関住所 医療機関郵便番号 医療機関電話番号	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.6.マス タ管理 機能				9. 6. 1.	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できるこ と。 【管理項目】 育成医療指定日 育成医療廃止日 育成医療廃止理由 育成医療適用開始日 育成医療適用終了日	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
9.自立 支援医 療(育 成医	9.6.マス タ管理 機能				9.6.2.	指定医療機関情報を一覧で確認できること。	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医	9.6.マス タ管理 機能				9.6.3.	指定医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○		
9.自立 支援医 療(育 成医 療)	9.6.マス タ管理 機能				9.6.4.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者名カナ 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎		
9.自立 支援医 療(育 成医	9.6.マス タ管理 機能				9.6.5.	保険者情報を一覧で確認できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療（精神通院医療）									
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能				10.1.1.	精神通院医療の申請・届出情報（新規申請、転入、再交付、更新申請、変更申請、記載事項変更、死亡、転出、返還、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能				10.1.2.	申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請事由コード ※1 申請理由コード 変更日 変更理由コード 再交付理由コード 廃止日 廃止理由コード 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類 ※ 添付書類種類コードに対して複数選択できること 主たる精神障害コード ※2 ICDコード 主たる精神障害 ※2 日本語入力 従たる精神障害コード ※2 ICDコード 従たる精神障害 ※2 日本語入力 進達日 備考 資格状態コード ※1 申請事由は新規・再認定・記載事項変更・返還などの申請、届出の事由を管理する。 ※2 ICDコードの下に記載の日本語入力項目については、診断書作成医師によってはICDコードの小数点以下が省略されたり、ICDコード表に記載の障害名が記載されない場合があることを考慮し、ICDコードで管理することを前提に、日本語入力項目を設けている	◎	・廃止日は、受給者証の返還のみならず、転出死亡等により台帳管理対象外となった日として管理する項目である。 ・添付書類の具体的な内容は、データ要件として別途定める予定となっているが、自立支援医療費支給認定申請書に記載の診断書の種類である医療用（1年目）、医療用（2年目）、手帳用（1年目）、手帳用（2年目）は必須であると考えている。 ・ICDコードについて、現時点ではICD-10であるが、2022年頃までにICD-11が日本適用となる予定である。ICD-11が適用となった場合は、データ要件のコード項目の見直しを行うこととなる。 ・資格状態コードは、データ要件で以下を定める予定である。 ・10：申請 ※受理 ・20：取下 ・30：却下 ・40：受給 ※決定 ・50：廃止（支給取消・返還・喪失）	
10. 自立支援医療（精神通院医療）	10.1. 受給者台帳管理機能				10.1.2.	【管理項目】 受付番号 身体合併症 ※ 日本語入力 精神障害者保健福祉手帳の同時申請 ※ありの場合のみ入力する。 進行状態コード 進達番号 交付方法コード 判定予定日 判定予定時間	○	・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：進達等を自由設定 ・21～29：保留等を自由設定	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.3.	受診者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 生年月日 郵便番号 住所 住所方書 住所コード 旧住所 転入日 新住所 転出日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※2について、精神通院医療を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.4.	保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 生年月日 続柄 郵便番号 住所 住所方書 住所コード ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※2について、精神通院医療を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.5.	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条 ※3 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出すること。 ※4 世帯員は10人まで管理可能とする。	◎		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.5.	医療保険世帯として支給認定基準世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 ※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、市町村民税所得割額、市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税__寄附金税額控除額は、8%ではなく6%（税源移譲前）を利用すること。	○		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.6.	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 被保険者証の記号 被保険者証の番号 被保険者証の枝番 ※ 加入保険情報登録時は、保険者をマスタから参照・検索して指定できること	◎	・自動表示は、障害者福祉共通で国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携を標準オプションとしているため、ここでも標準オプションとしている。 ・「保険の種類コード」は保険者のマスタから取得できるが、生活保護受給者については加入保険がないため、保険の種類コードを管理項目とした。	
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.6.	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 資格取得日 資格喪失日 ※ 国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.7.	所得判定情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得区分コード 生保移行防止減免対象区分コード 負担上限額 重度かつ継続コード 高額療養費多数回該当者 生活保護の受給有無 合計所得金額 障害年金等 手当等 収入額 特例世帯の適用有無(※1) 住民税均等割額(※2) 住民税所得割額(※2) ※1 世帯の特例を適用した場合は、「特例世帯」として管理できること。 ※2 支給認定基準世帯員の合算額を設定すること。	◎	・所得判定の自動計算は機能ID：10.1.17.に記載している。 ・多数の都道府県では、所得判定は市区町村に委任されているため、実装必須としている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.7.	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.8.	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の医療機関番号 薬局の医療機関番号 訪問看護事業者の医療機関番号 ※ 病院・診療所は最大4件、薬局、訪問看護事業者はそれぞれ最大3件管理できること	◎	・病院・診療所について、更生医療及び育成医療は最大3件までとしているが、精神通院医療は、検査、リワーク、デイケア等ほかの精神疾患による治療や訪看があるため、最大4件までとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.8.	【管理項目】 病院・診療所種別 病院・診療所の有効開始日、有効終了日 薬局の有効開始日、有効終了日 訪問看護事業者の有効開始日、有効終了日 ※ 病院・診療所は最大4件、薬局、訪問看護事業者はそれぞれ最大3件管理できること	○	・病院・診療所、薬局、訪問看護事業者は、指定医療機関マスタで管理している情報から入力する。 ・病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の有効開始日、終了日は医療機関変更を行った際に各医療機関単位で有効な期間を入力する。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 結果受理日 受給者番号（チェックデジット付） 交付日 有効期間開始日 有効期間終了日 経過的特例有効期間開始日 経過的特例有効期間終了日 ※ 判定結果には却下、決定の他に取下も含むこと	◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01：自立支援医療受給者証（表面）の”印字編集条件など”に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由は、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 認定日 却下理由コード 却下理由 再交付日 次回診断書の要否 受給者証適用開始日 ※ 認定日は、判定機関からの結果を受けて自庁内で交付を決定した日（判定日と分けて管理したい場合用）	○	・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.20.	認定結果について、対象者を抽出し一括登録ができること。 ※ 判定結果として一括登録できる管理項目は任意に選択できること	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.10.	精神通院医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10.1. 受給者 台帳管 理機能				10.1.11.	受付番号は、手入力の他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.12.	最新の台帳履歴情報が申請・進達中の状態に対して、申請・届出情報を登録し、更に進達できること。	◎		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.13.	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報の照会が可能であること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.14.	最新情報以外に、全履歴情報の表示が可能であること。	◎		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.15.	受給者番号は、手入力の他にチェックデジットによる自動付番ができること。 ※1 受給者番号の付番方法は、保険者番号等の設定について(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法であること ※2 手入力した場合に重複番号を抑止すること。ただし同一人物の場合はアラートとし登録も可能とすること	○		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.16.	有効期限は、有効期間開始日から1年後を自動計算(うるう年に対応すること)表示し、手修正もできること。なお、自動計算の有無は、パラメタ等で設定できること	○		
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.17.	所得判定は、手入力の他に、指定した年度の税情報、生活保護情報を参照し実施要綱の定める基準に従って所得区分、負担上限額を自動で判定できること。 また、「重度かつ継続」の受給者である場合においても同様に判定できること。 ※ 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 所得区分に記載のとおり判定すること	◎	「※自立支援医療費支給認定通則実施要綱 第二 4について、現時点においては、適用されている経過的特例に従った判定とする。経過的特例が終了した場合は、上記実施要綱の変更に係る事務連絡が発出されることとなるため、それに従うこととなる。	
10. 自立支援医療 (精神通院医療)	10.1. 受給者 台帳管理機能				10.1.18.	病院・診療所、薬局、訪問看護事業者の入力における医療機関情報の検索は医療機関番号、医療機関コード、医療機関名、医療機関カナ、住所で検索できること。 また、医療機関名、医療機関カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10. 1. 受給者 台帳管 理機能				10. 1. 19.	住記の異動情報を基に、受診者、保護者の住所、氏名、転出、死亡を自動更新できること。 ※1 自動更新有無を設定できること ※2 自動更新させる異動事由はパラメタ等により設定できること ※3 転出の自動更新を行う際は、住所地特例者となる場合があるため、※5により確認し、該当する場合は修正すること ※4 異動前の住記住所、住記氏名と異なる住所、氏名となっているデータ状態の場合は、住記の住所・氏名異動があっても自動更新しないこと ※5 自動処理した受診者、保護者は、一覧により確認できること ※6 受診者、保護者の住所、氏名を他システムを参照し表示している場合は、住所変更、氏名変更の自動更新は不要とする	○	住記の異動情報の活用については、以下に大別されるため、※1から※3の要件も含めた上で、標準オプションとしている。 ①原則利用しない（届出を基に処理する） ②事実確認、届出の促しに活用する ③転出や死亡等の一部の異動事由は自動的に台帳情報に反映させる ④自動的に台帳情報に反映させる	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10. 2. 一覧管 理機能				10. 2. 1.	進達者を一覧で確認できること。	◎		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10. 2. 一覧管 理機能				10. 2. 2.	受給者証の交付者を一覧で確認できること。	◎		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10. 2. 一覧管 理機能				10. 2. 3.	受給者証の有効期限切れ者を一覧で確認できること。	◎		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10. 2. 一覧管 理機能				10. 2. 4.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 指定医療機関、医療保険者のマスタ情報も表示できること ※3 最新履歴、全履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎	※1について、精神通院医療を健康管理システム等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10. 2. 一覧管 理機能				10. 2. 4.	EUCができる条件に以下を含むこと。 ※ 表示項目にレセプトデータを含むこと	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.3. 公費負担医療 管理機能				10.3.1.	精神通院医療（公費負担）独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により、レセプトのシステム管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額をそれぞれ5項目管理できるとした。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.3. 公費負担医療 管理機能				10.3.2.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（国保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 受給者番号 公費負担者番号 保険の種類コード 診療年月 請求年月 保険者番号 点数表コード 医療機関コード 入院入院外区分コード 日数 決定点数 総医療費 医療保険負担額 公費負担金額 自己負担額 食事回数 食事基準額 食事標準負担額 過誤区分 レセプト件数 ※ ファイル取込による一括入力ができること	○	自治体の運用（都道府県の運用も含む）により、レセプトのシステム管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ※社保レセプトにおいてファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿（CSV形式）とする。 ※生保レセプトにおいてファイル取込みの対象となるファイルは、社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイルとする。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.3. 公費負担医療 管理機能				10.3.3.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（後期）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様 ※ ファイル取込による一括入力ができること	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.3. 公費負担医療 管理機能				10.3.4.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（社保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様 ※ ファイル取込による一括入力ができること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.3. 公費負担医療 管理機能				10.3.5.	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報（生保）を請求年月単位に管理（登録、修正、削除、照会）できること。 【管理項目】 ※レセプト情報（国保）と同様 ※ ファイル取込による一括入力ができること	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.3. 公費負担医療 管理機能				10.3.6.	レセプト情報を登録した後、任意のタイミングで以下の突合チェックを行い、エラー内容を一覧で確認できること。 ＜実装すべきチェック条件＞ ・診療年月日に住民登録があるかどうか ・資格の受給者番号と一致するか ・診療年月が有効期間内かどうか ・台帳に登録されている医療機関かどうか ・重複請求かどうか ・負担上限額を超えていないか ・加入保険が一致しているかどうか ・公費負担番号が一致しているか ※各突合チェックの実施有無をパラメタ等で設定できること	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.3. 公費負担医療 管理機能				10.3.7.	登録されたレセプト情報（国保、後期、社保、生保）を一覧で確認できること。 ※ EUC機能でよい	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.1.	■帳票詳細要件 02■ 「自立支援医療受給者証」が出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 セット出力したい帳票を選択できること ※自治体によりセット出力したい帳票が異なるため ※3 様式サイズはA4またはA6を選択できること ※4 片面印刷か両面印刷を選択できること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第3号が示されている。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.2.	■帳票詳細要件03■ 「自己負担上限額管理票」が出力できること。 ※ 様式サイズはA4またはA6を選択できること 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第5号が示されている。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.3.	■帳票詳細要件04■ 「却下通知書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第6号が示されている。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.4.	■帳票詳細要件05■ 「受給者証の交付について」が出力できること。 ※一括出力できること	○	自治体の運用(都道府県の運用も含む)により、出力有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.5.	■帳票詳細要件06■ 「受給者証の更新について(お知らせ)」が出力できること。 ※一括出力できること	○	自治体の運用(都道府県の運用も含む)により、出力有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.6.	■帳票詳細要件 01■ 「進達リスト」が出力できること。 ※申請事由コード毎の改ページ有無設定に応じて出力できること	◎		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.7.	■帳票詳細要件07■ 「調査書」が出力できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.8.	■帳票詳細要件08■ 「自立支援医療費支給認定申請書」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第1号が示されている。	○	自治体の運用(都道府県の運用も含む)により、出力有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.9.	■帳票詳細要件09■ 「自立支援医療受給者証等記載事項変更届」が出力できること。 【帳票の用途】 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日)(障発第0303002号)にて、別紙様式第4号が示されている。	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.10.	■帳票詳細要件10■ 「認定決定通知書」が出力できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.4. 帳票出力機能				10.4.11.	■帳票詳細要件11■ 「変更決定通知書」が出力できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 4. 帳票出 力機能				10. 4. 12.	■帳票詳細要件12■ 「支給認定取消通知書」が出力できること。	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な帳票となるため標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 4. 帳票出 力機能				10. 4. 13.	■帳票詳細要件13■ 「自立支援医療受給者証再交付申請書」が出力できること。	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 4. 帳票出 力機能				10. 4. 14.	■帳票詳細要件14■ 「自立支援医療受給者証返還届」が出力できること。	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 5. 統計管 理機能				10. 5. 1.	福祉行政報告例「第21 自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）」の集計数値を出せること。 ※1 様式は問わない（固定帳票ではない） ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 5. 統計管 理機能				10. 5. 2.	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値を出せること。 ※1 様式は問わない（固定帳票ではない） ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	指定都市及び権限移譲市区町村で必要な集計となるため標準オプションとしている。	
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 5. 統計管 理機能				10. 5. 3.	各種統計資料（都道府県報告資料、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値ができること	◎		
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 5. 統計管 理機能				10. 5. 3.	各種統計資料は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医 療)	10. 7. マスタ 管理機 能				10. 7. 1.	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 医療機関コード 医療機関種別コード 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ 医療機関代表者名 医療機関都道府県コード 医療機関住所 医療機関郵便番号 医療機関電話番号	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.7. マスタ 管理機能				10.7.1.	指定医療機関情報をマスタ管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 精神医療指定日 精神医療廃止日 精神医療廃止理由 精神医療適用開始日 精神医療適用終了日	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.7. マスタ 管理機能				10.7.2.	指定医療機関情報を一覧で確認できること。	◎		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.7. マスタ 管理機能				10.7.3.	指定医療機関情報の一覧をEUC機能を利用して出力できること。	○		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.7. マスタ 管理機能				10.7.4.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者名カナ 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎		
10. 自立支援医療 (精神 通院医療)	10.7. マスタ 管理機能				10.7.5.	保険者情報を一覧で確認できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補装具									
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.1.	申請に基づく補装具台帳情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.2.	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請日、障害者・障害児の別コード、申請種別コード、借受けの意向有無、修理対象コード、補装具コード、耐用年数、特例補装具、修理部位、処方、判定予定日、判定依頼日、判定機関名コード、事業者コード、用具上限額、難病名コード、難病名、資格状態コード ※1 補装具名に関しては国より発出されている「補装具種目名称別コード一覧表」での管理を基本とするが、自治体毎に任意のコード・名称で管理することも問題はない。ただし、副本登録時には「補装具種目名称別コード一覧表」の対応するコードに変換して副本データを作成すること ※2 用具上限額について、完成用部品を扱う補装具は合計価格にて管理できること ※3 借受けの意向有無に関しては、申請種別が「購入」の場合、必要に応じて更生相談所での判定が適切に実施できるよう対象者へ意向の確認を実施し管理 ※4 補装具名は補装具種目マスタ情報から取得できること ※5 取扱事業者は補装具事業者マスタ情報から取得できること	◎	【管理項目】用具上限額とは、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）」で示される額となる。 ・進行状態は、データ要件で以下を定める予定である。 ・01～09：受理前を自由設定 ・11～19：受理後～判定依頼前までを自由設定 ・21～29：判定依頼～判定結果登録を自由設定 ・31～39：判定結果登録後～決定までを自由設定 ・41～49：保留等を自由設定	
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.2.	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請受付番号 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関 判定方法コード 判定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード ※ 保険者の情報は保険者情報のマスタから参照・検索して指定できること	○		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.3.	対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.4.	保護者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 続柄 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参 照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎		
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.21.	世帯情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 氏名 続柄 生年月日 世帯員住民税均等割額 世帯員住民税所得割額 世帯員課税非課税区分コード 世帯員合計所得金額 世帯員障害年金等 世帯員手当等 世帯員収入額 世帯員最多納税者該否 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参 照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 世帯員住民税所得割額については寄附金税額控除前、住宅借入金 等特別税額控除前の額とし、年少扶養控除額および特定扶養控除額は事 務連絡で発出された「旧市町村民税所得割額計算シート」の計算仕様に より算出すること。 ※3 世帯員は10人まで管理可能とし、対象者が障害者の場合の世帯員 は対象者および配偶者となる。	◎		
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.21.	世帯情報を管理できること。 【管理項目】 世帯員旧所得割計算前所得割額 世帯員年少扶養人数 世帯員特定扶養人数 世帯員公的年金等の種類 ※指定都市の場合は、県費負担教職員の税源移譲前の税率によるため、 市町村民税所得割額、市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額、市町 村民税_寄附金税額控除額は、8%ではなく6%（税源移譲前）を利用 すること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.5.	以下の月額負担上限額を判定するための情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 住民税均等割額（※） 住民税所得割額（※） 生活保護の受給有無 生保移行防止減免対象区分 所得区分コード 収入額合計（※） 月額負担上限額 ※最多納税者の額を設定すること。	◎		
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.5.	生活保護情報を連携している場合、管理項目の生活保護の受給有無に自動で値が設定できること。	○		
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.6.	判定・決定等に基づきに以下の情報を管理できること。 【管理項目】 判定日、判定結果コード、判定理由、判定職員氏名、決定日、支給番号、交付日、見積額、基準額、法定内自己負担額、公費負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、借受期間開始日、借受期間終了日、借受初月見積額、借受初月基準額、借受中間見積額、借受中間基準額、借受最終月見積額、借受最終月基準額、借受初月法定内自己負担額、借受初月超過分自己負担額、借受初月公費負担額、借受中間法定内自己負担額、借受中間超過分自己負担額、借受中間公費負担額、借受最終月法定内自己負担額、借受最終月超過分自己負担額、借受最終月公費負担額、指導記録、備考 ※利用者負担額は法定内自己負担額と超過分自己負担額を合算した金額となる。	◎	【管理項目】基準額とは、「補装具費支給事務取扱指針について」の「別紙補装具費等の算定について（1）基準額の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）」より算出される額となる。	
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.6.	判定・決定等に基づきに以下の情報を管理できること。 【管理項目】 同月法定内自己負担額 ※同月法定内自己負担額は、同月内で既に決定している法定内自己負担額の合計となる。	○		
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 請求日 支払日 支払区分コード	◎	納入日は自治体によって管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 納入日	○		
11. 補 装具	11.1. 台帳管 理機能				11.1.8.	申請受付番号は、手入力他に自動付番もできること。 ※1 自動付番は、通番とすること（年度毎に通番しない） ※2 ※1に加え、管理組織単位での通番も選択できること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.9.	申請・交付した補装具情報を履歴で管理でき、履歴情報の照会が可能であること。	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.10.	支給番号で対象者検索ができること。	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.11.	住民税情報や生活保護情報を連携により取得できる場合は、連携された情報をもとに自動で月額負担上限額を判定できること。転入者等で住民税情報や生活保護情報を取得できない場合は、手入力により月額負担上限額を判定できること。	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.12.	見積額、基準額、所得区分をもとに、法定内自己負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、公費負担額を計算できること。	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.13.	一度に複数の補装具を決定した場合、法定内自己負担額は複数の補装具費の合計と月額負担上限額を比較した上で、法定内自己負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、公費負担額が計算できること。	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.14.	複数回に渡り、補装具費の同月決定をした場合、法定内自己負担額は支給決定済みの法定内自己負担額と今回決定する法定内自己負担額の合計と月額負担上限額を比較した上で、法定内自己負担額、超過分自己負担額、利用者負担額、公費負担額を計算できること。その際、既に支給決定している補装具での法定内自己負担額が確認できること。	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.15.	支給番号は、手入力の他に自動付番ができること。 ※1 自動付番は「年度（西暦下2桁）＋児者の区分＋通番」を基本として、パラメタ等によって年度と児者の区分を含む含まないを変更できること ※2 自動付番する際は1補装具毎に採番すること ※3 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※4 自動付番後に手修正できること	◎		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.16.	取扱事業者の入力における事業者の検索は、事業者コード、事業者名、事業者名称カナ、事業者住所、事業者電話番号で検索できること。 また、事業者名、事業者名称カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した氏名、カナ氏名検索と同様のあいまい検索ができること。	○	あいまい検索の要件は、（別紙2）機能・帳票要件_01障害者福祉共通の機能ID1.4.2.に準拠する。	
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.17.	補装具独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、金額、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.18.	指導記録について、補装具の種別、購入・修理・借受の種別をボタン押下等の手動により自動設定できること。 ※設定の有無はパラメタ等で設定できること。	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.19.	支払対象者に対する支払日を一括設定できること。	○		
11. 補装具	11.1. 台帳管理機能				11.1.20.	高額障害福祉サービス費の算定状態を管理できること。 【管理項目】 高額算定フラグ	◎		
11. 補装具	11.2. 一覧管理機能				11.2.1.	指定条件（日付、資格状態、用具、事業者等）で一覧を確認、データ加工などの操作ができること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること ※3 取扱補装具、補装具取扱業者マスタの情報も表示できること	◎		
11. 補装具	11.2. 一覧管理機能				11.2.2.	様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覧で確認できること。	◎		
11. 補装具	11.3. マスタ管理機能				11.3.1.	取扱補装具の種目を管理できること。 【管理項目】 補装具コード 適用開始年月 購入基本単価 修理基本単価 耐用年数 適用終了年月 補装具種目名称別コード 補装具名	◎		
11. 補装具	11.3. マスタ管理機能				11.3.2.	補装具取扱業者の管理ができること。 【管理項目】 事業者コード 事業者名 事業者名称カナ 事業者代表者名 事業者住所 事業者郵便番号 事業者電話番号 事業者FAX番号	◎		
11. 補装具	11.3. マスタ管理機能				11.3.3.	補装具取扱業者の管理ができること。 【管理項目】 代理受領契約の有無 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 口座名義人カナ 法人名 法人住所 法人郵便番号 法人電話番号 法人FAX番号	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.1.	業者別集計の集計数値を出せること。 ※ 業者別に月別または年別を指定して、申請件数・決定件数・決定金額、自己負担額、公費負担額、請求済額、未請求額等の確認が可能であること	◎		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.2.	「福祉行政報告例第18 身体障害者・児の補装具費の支給（購入・借受け・修理）」の集計数値を出せること。	◎		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.2.	福祉行政報告例第18は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.3.	「福祉行政報告例第18の2 難病患者等の補装具費の支給（購入・借受け・修理）」の集計数値を出せること。	◎		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.3.	福祉行政報告例第18の2は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.4.	「福祉行政報告例第18の3 身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）」の集計数値を出せること。	◎		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.4.	福祉行政報告例第18の3は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.5.	「福祉行政報告例第18の4 難病患者等の特例補装具費の支給（購入・修理）」の集計数値を出せること。	◎		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.5.	福祉行政報告例第18の4は、集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。 ※ 様式（固定帳票）で出力すること	○		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.6.	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）をEUC機能を利用して作成できること。 ※ 集計数値がでること	◎		
11. 補装具	11.4. 集計表作成機能				11.4.7.	各種統計資料（都道府県集計、市区町村独自集計）は以下によること。 ※ 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.1.	■帳票詳細要件 01■ 様式例第2号「調査書」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること	◎	検討会構成員が実際に利用している帳票では国の参考様式に対して、①世帯員の状況のみ複数行印字可能としている、②世帯員の状況と用具名・基準額・見積額・公費負担額を複数行印字可能としている、の2パターンに分かれていたが、②のパターンの方が利便性に優れていると判断して世帯員の状況、用具名等を複数行印字可能な仕様として整理した。	
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.2.	■帳票詳細要件 02■ 様式例第3号「判定依頼書」を出力できること。	◎		
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.3.	■帳票詳細要件 03■ 様式例第4号「判定通知書」を出力できること。	◎		
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.4.	■帳票詳細要件 04■ 様式例第7号「補装具費支給決定通知書」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること 3. 「事業者コード」が同一であること。	◎		
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.5.	■帳票詳細要件 05■ 様式例第8（1）（2）（3）号「補装具費支給券」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること 3. 「事業者コード」が同一であること。	◎	検討会構成員からの意見で、支給券と委任状を一体的にして運用した方が紙の省略化に繋がるという指摘を踏まえて、支給券に委任者と受任者を印字する仕様を実装OPとして定義している。	
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.6.	■帳票詳細要件 06■ 様式例第9号「却下決定通知書」を出力できること。	◎		
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.7.	■帳票詳細要件 07■ 「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」を出力できること。	○	支給券と委任状を一体的にした運用を行う場合、本帳票は不要となるため、実装OPとしている。	
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.8.	■帳票詳細要件 08■ 「補装具費支給決定のお知らせ（事業者向け）」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること 3. 「事業者コード」が同一であること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能				11.5.9.	■帳票詳細要件 09■ 様式例第1号「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」を出力できること。 ※ パラメタの設定により、複数補装具を申請している場合、以下の条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できること 1. 「申請日」が同一であること 2. 「申請種別」が同一であること 3. 「事業者コード」が同一であること。	○		
11. 補装具	11.6. 国保連合会との連携機能				11.6.1.	国保連合会が高額障害福祉サービス等給付費（施行令第四十三条の五第一項）の高額計算に必要な情報（補装具に関連するもののみ）として、国保連合会へ送信するG11障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報（補装具費支給レコード）をシステムからの抽出、作成を一括で行う機能（新規、差分、再作成）を有していること。	○	本要件は高額障害福祉サービス費の事務を国保連に委託している場合のみ必要となることから標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当									
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.1.	特別児童扶養手当の申請・届出情報（認定請求、転入、再認定、額改定請求、額改定届、証書亡失届、障害状況届、変更届、所得状況届、所得状況変更届、支給停止関係届、辞退届、喪失、死亡、転出、未支払請求、取下げ、職権処理を含む）を管理（登録、修正、削除、照会）できること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請区分コード 喪失日 喪失理由コード 進行状態コード 整理番号 進達日 同意区分コード 備考 ※ 同意区分コードは、ぴったりサービスの制約事項、課税情報の閲覧の同意等を管理する	◎		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 受付日 返付日 再提出日 再返付日 再々提出日 返戻日 ※ 進達後に都道府県から返戻された日 再返戻日 再進達日 ※ 返戻後に再進達した日 再々進達日 審査済日 不足書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 不足書類コード ※ 不足書類種類コードに対して複数選択できること 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類コード ※ 添付書類種類コードに対して複数選択できること 改定事由コード 旧住所地への移管通知日 新住所地への移管通知日 変更日	○	・受付日、返付日等は、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・不足書類は、返付管理があるため、添付書類ではなく不足書類としており、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 3.	申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所コード 住所 住所方書 生年月日 通称名 通称名カナ 在留資格コード 在留期限 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の受給者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※3について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 3.	申請者（受給者）情報を管理できること。 【管理項目】 国籍コード 英字名 氏名優先区分コード 養育者種別コード 旧住所 転入日 新住所 転出日	○	・旧住所は、「特別児童扶養手当受給資格者移管通知書」の「変更前住所」を印字するために管理する項目である。	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 4.	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 続柄コード 通称名 通称名カナ 在留資格コード 在留期限 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の配偶者として紐づけてよい ※3 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※3について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 4.	配偶者情報を管理できること。 【管理項目】 該当日 非該当日 国籍コード 英字名 氏名優先区分コード	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 5.	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 続柄コード 通称名 通称名カナ 在留資格コード 在留期限 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 障害者福祉用世帯で、特別児童扶養手当の扶養義務者として紐づけてよい ※3 続柄は住民票上の続柄ではなく、申請者から見た続柄とすること ※4 電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする	◎	※4について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 5.	扶養義務者情報を管理できること。 【管理項目】 該当日 非該当日 国籍コード 英字名 氏名優先区分コード ※ 扶養義務者は候補も含めて5名まで管理できること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.6.	支給対象障害児情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 児童氏名 児童カナ氏名 児童生年月日 児童続柄コード 児童世帯番号 児童父宛名番号 児童母宛名番号 児童同居別居区分コード 別居時の郵便番号 別居時の住所 別居時の住所方書 児童在学学校名 ※ 幼稚園や保育所等も含む 児童学年 ※ 幼稚園や保育所等の場合は入力不要 児童障害分類コード ※複数選択可 児童障害等級コード ※児童障害分類コード毎に設定 児童有期認定年月 ※児童障害分類コード毎に設定 児童障害総合等級コード 福祉行政報告例用障害分類コード 児童診断書様式コード（診断書1～8号、身障手帳、療育手帳） ※児童障害分類コード毎に設定 児童該当日 児童該当事由コード 児童非該当予定日 児童非該当日 児童非該当事由コード 児童通称名 児童通称名カナ 児童在留資格コード 児童在留期限 ※1 個人番号、住記情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 続柄は住民票上の続柄ではなく、申請者から見た続柄とすること	◎	福祉行政報告例用障害分類コードは、福祉行政報告例第26で必要な項目であるため、「外部障害、内部障害、知的障害、知的＋精神障害、精神障害、重複障害」の管理を想定している。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.6.	支給対象障害児情報を管理できること。 【管理項目】 児童障害名 児童国籍コード 児童英字名 児童氏名優先区分コード 児童年金受給状態コード 児童年金種別コード 不支給年月 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給解除年月 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給理由 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給決定日 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給解除決定日 ※児童障害分類コード毎に設定 時効による不支給有無	○	不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.35.	特別児童扶養手当支給対象障害児情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分3コード 日付1～日付3 備考1～備考3 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 36.	特別児童扶養手当支給対象障害児障害分類情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分3コード ※児童障害分類コード毎に設定 日付1～日付3 ※児童障害分類コード毎に設定 備考1～備考3 ※児童障害分類コード毎に設定 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 7.	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 所得判定日 被災有無 支給該非コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則」第4条（様式第6）を管理できる所得情報の項目を満たすこと ※1 扶養義務者候補も同様に管理できること ※2 対象児童は扶養義務者候補として同様に管理できること	◎	・所得状況届に記載されている所得情報の管理項目は個別に定めず、施行規則に記載の項目を満たすこととしている。なお、所得や控除に係る管理項目は、所得状況届の裏面の注意事項も留意すること。 ・所得判定に係る要件は、機能ID：12. 1. 15. ～12. 1. 22. に記載している。	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 33.	特別児童扶養手当所得情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 8.	所得判定の結果、支給停止、支給停止解除を管理できること。 【管理項目】 支給停止年月 支給停止解除年月 支給停止理由コード 支給停止解除理由コード	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 9.	支払口座情報を管理できること。 【管理項目】 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ 公金口座区分コード ※ ゆうちょ銀行の記号・番号から振込用の支店コード・口座種別・口座番号へ変換できること	○	権限移譲されていない自治体においては管理不要であるため標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 10.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 証書交付日 証書番号 支給開始年月 改定年月 資格状態コード ※1 判定日は判定結果に応じた日付とする ※2 判定結果コードには却下、認定の他に取下も含むこと	◎	資格状態は、申請、認定、却下、取下、喪失を管理するものとし、差止・差止解除、支給停止・支給停止解除、現況届未提出は各管理項目の入力状態で管理する。	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 10.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 1級児童数 2級児童数 手当月額 証書記号 却下理由 転入前住所地最終支給年月	○	証書記号は、都道府県事務取扱準則、指定都市事務取扱準則により都道府県、指定都市ごとに定められており、都道府県、指定都市をまたがる住所変更時は、転出先にて新たな証書記号による証書を作成するため、証書記号は標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 11.	支給情報を管理できること。 【管理項目】 支給年月 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座振替・送金 定時随時区分コード 支給額 支給決定日 振込日 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.12.	支給の差止、差止解除を管理できること。 【管理項目】 差止年月 差止解除年月 差止理由コード	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.13.	特別児童扶養手当独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード～区分5コード 日付1～日付5 金額1～金額5 備考1～備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	○	独自に管理したい項目及び既存システムにおいて管理している情報のうち標準準拠システムへ移行したい項目も想定し、区分、日付、備考をそれぞれ5項目管理できることとした。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.14.	整理番号は、手入力の他に自動付番もできること ※1 手入力した場合に重複番号を抑止すること ※2 自動付番後に手修正できること ※3 自動付番は、通番とすること（管理組織単位での通番や年度毎に通番しない） ※4 自動付番は、認定請求書の受理時点、認定者の転入時とすること（「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について」の第二(8)に従う）	○	整理番号の自動付番は、自治体の運用により必要有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.15.	申請・届出情報を履歴で管理することができ、入力した履歴情報を照会できること。管理できる履歴の件数は上限が無いこと。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.16.	世帯内最高所得者を総所得額にて自動判定し、扶養義務者に自動設定できること。 ※ 扶養義務者の手入力は実装必須である	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.17.	所得情報は、税情報と連携できる場合は自動で取得し、自動で所得判定できること。転入者等手入力の場合や税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」等は手入力後に自動で所得判定できること。	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.18.	本人、配偶者、扶養義務者等の所得判定後、自動で支給該非を判定できること。	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.19.	現況時、バーコードから対象者を確定できること。	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.20.	現況時、新年度の所得情報（受給者、配偶者、扶養義務者）を一括登録できること。 ※ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条（様式第6）を管理できる所得情報の項目のうち、税情報と連携できる管理項目に対して一括で登録すること	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.21.	現況時、所得状況届を一括で受付登録できること。 ※1 登録する管理項目は、所得状況届提出日、進達日のいずれか、もしくはその両方 ※2 年度ごとに個人を一意に識別し、一括登録すること	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.22.	現況時、所得判定、支給該非判定を一括で登録できること。 ※ 現況時の所得状況届の入力が完了した後の処理である	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.23.	現況時、所得状況届の進達結果を一括で登録できること。 ※ 現況時の所得状況届を都道府県へ進達後、その結果を受理した後の処理である	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.34.	現況時、所得状況届の未提出者について差止状態に一括で登録できること。 ※ 現況時の所得状況届を都道府県へ進達後、その結果を受理した後の処理である	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.24.	対象者検索は、証書番号でできること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.25.	証書番号は、手入力の場合に重複番号を抑制すること ※1 手入力した場合に重複番号を抑制すること ※2 自動付番後に手修正できること ※3 自動付番は、通番とすること（管理組織単位での通番や年度毎に通番しない）	○	証書番号の自動付番は、都道府県及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.26.	申請者（受給者）および支給対象障害児の住記の死亡・転出等の減異動情報を基に、自動で差止、額改定もしくは喪失できること。 ※1 自動処理した申請者（受給者）、対象児童は、一覧により確認できること ※2 自動処理の対象とする異動事由をパラメタ等で設定できること	○	住記の異動情報から直接台帳情報へ反映させる機能は、自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.27.	20歳到達者を一括で資格喪失できること。	○		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.28.	データ登録時、入力した整理番号又は証書番号が重複した場合は禁止（エラー）とすること。ただし同一人物の場合は注意喚起（アラート）とし登録も可能とすること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.29.	データ登録時、入力した認定情報の支給開始年月以降の所得情報の存在チェックを行い、所得情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.30.	支給対象障害児が他の受給者の支給対象障害児となっている場合は注意喚起（アラート）ができること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12.1. 台帳管理機能				12.1.31.	データ登録時、有期認定年月は（3月、7月、10月、11月）以外が入力された場合は禁止（エラー）又は注意喚起（アラート）とすること。 エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。	◎		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 1. 台帳管理機能				12. 1. 32.	データ登録時、口座情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができること。	○	支給開始年月、証書番号等は、判定結果が認定の場合は必須入力となるが、項目間の必須入力チェックはデータ要件に定めるが共通的な要件となるため、機能ID：1. 4. 18. に記載している。	
12. 特別児童扶養手当	12. 2. 進達管理機能				12. 2. 1.	進達状態を管理できること。 ※ 進達日、進達中、進達未（申請中）を把握できること	◎		
12. 特別児童扶養手当	12. 2. 進達管理機能				12. 2. 2.	進達対象者を抽出し、進達の一括登録ができること。	○	進達の一括登録は、自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 2. 進達管理機能				12. 2. 3.	進達を履歴管理でき、過去の履歴を照会できること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 1.	診断書再提出者を一覧で確認できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 2.	進達対象者を一覧で確認できること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 2.	再進達対象者を一覧で確認できること。	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 3.	指定する年度の現況対象者を一覧で確認できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 4.	指定する年度の現況届提出・未提出者を一覧で確認できること。	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 5.	指定する年月における20歳到達者を一覧で確認できること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 6.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※1 障害者福祉共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は台帳管理項目の全てを対象とし、任意に指定できること ※3 対象児童の住民記録情報、身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を付加もしくは参照できること ※4 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	◎	※1について、特別児童扶養手当を児童扶養手当システム（いわゆる児童福祉システム）等の他の標準化対象20業務と一体的に調達・利用する場合は、一体的に調達・利用する標準化対象20業務の標準仕様書に準拠すること。	
12. 特別児童扶養手当	12. 3. 一覧管理機能				12. 3. 6.	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（EUCができること）。 ※ 実装必須の※2に対して支払実績情報も含めること	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 1.	定例払い（4月、8月、11月又は12月）及び随時払い（新規認定、喪失時等）ができること。	○	支払処理の実施は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 2.	定例払い（4月、8月、11月又は12月）を選択している場合、あらかじめ定められている支給月（3月・7月・10月又は11月）以外で決定した場合は禁止（エラー）又は注意喚起（アラート）とすること。 エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 3.	特別児童扶養手当用レイアウトで支払用ファイルを作成できること。 ※1 支給停止期間、一時差止期間、不支給期間はデータが作成されないこと ※2 証書番号、管理場所コード、金融機関コード等での並び順を指定できること	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 4.	支給月額の設定がある場合、改定後の支給月額で支払いができること。	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 5.	支払前に支払額（支給月ごとの内訳を含む）や口座有無、公金口座区分コードを一覧で確認できること。 また、支給対象期間中に20歳を迎える支給対象児童を確認できること。 ※1 公的給付支給等口座が変更されていないかを確認するために、支払前に公金口座区分コードが”有”の対象者を確認できること ※2 管理場所コードや金融機関コードごとに確認できること	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 6.	直近の支払処理の取消、再処理による支払用ファイルの作成ができること。 ※ オペレーションミスや登録漏れが発覚した際に、直近の支払処理結果を無かったことにし、再度できるようにするための要件	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 7.	遡り認定などの支払の際、過去の支給単価での支払額を自動的に計算できること。 ※ 支払額の手入力による修正もできること	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 9.	過誤に対して支給額、又は振込不能に対して再支払を調整できること。 【管理項目】 調整区分コード 調整日 調整理由 調整額 ※1 返納の場合は、過払い月の支給額と調整できること ※2 過払い分を次期払いする場合は、支払処理へ反映できること ※3 不足分を追加支給する場合は、随時払いへ反映できること ※4 手当支払集計表へ反映できること 等	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 4. 支払管理機能				12. 4. 10.	支払情報を履歴で管理することができ、支払金額、支払月、支払先口座情報が一目で確認できること。 ※ 画面のみならずCSVファイルや帳票による管理を含む	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 5. 集計表作成機能				12. 5. 1.	福祉行政報告例「第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況」の集計数値を出せること。 ※1 様式は問わない（固定帳票ではない） ※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○		

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 1.	「特別児童扶養手当関係書類提出受付処理簿」をＥＵＣ機能を利用して作成できること。 ※ 市町村事務取扱準則 様式第1号	◎		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 2.	■帳票詳細要件01、02■ 01「市町村 特別児童扶養手当受給資格者名簿（表面）」 02「市町村 特別児童扶養手当受給資格者名簿（裏面）」を出力できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第2号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	・転出先自治体への送付について、個人情報保護の観点からの確に保護するための処置を行うことを前提に、電子データ（PDF化したファイル等）で送付することも差し支えない。 ・自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 3.	■帳票詳細要件03、04■ 03「指定都市 特別児童扶養手当受給資格者台帳（表面）」 04「指定都市 特別児童扶養手当受給資格者台帳（裏面）」 ※1 指定都市事務取扱準則 様式第3号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○		
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 4.	■帳票詳細要件05■ 「特別児童扶養手当関係書類提出書」を出力できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第4号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 5.	■帳票詳細要件06■ 「特別児童扶養手当証書受領書」を出力できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第5号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 6.	■帳票詳細要件07■ 「特別児童扶養手当住所・支払金融機関変更届処理済報告書」を出力できること。 ※1 市町村事務取扱準則 様式第7号 ※2 指定都市・権限移譲自治体以外の要件	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 7.	■帳票詳細要件08■ 「証書の交付について」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 8.	■帳票詳細要件09■ 「障害状態再審査（診断）請求書の提出について」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 9.	■帳票詳細要件10■ 「所得状況届の提出について」を出力できること。 ※1 一括出力できること ※2 所得状況届とセット出力を選択できること ※3 現況届とセット出力を選択できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 10.	■帳票詳細要件11■ 「所得状況届」を出力できること。 ※1 施行規則第4条 様式第6号 ※2 一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 11.	■帳票詳細要件12■ 「現況届」を出力できること。 ※ 一括出力できること	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 12.	■帳票詳細要件13■ 「特別児童扶養手当認定通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第17条 様式第11号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 13.	■帳票詳細要件14■ 「特別児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第17条 様式第11号の2 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 14.	■帳票詳細要件15■ 「特別児童扶養手当認定請求却下通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第18条 様式第12号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 15.	■帳票詳細要件16■ 「特別児童扶養手当額改定通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第19条 様式第13号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 16.	■帳票詳細要件17■ 「特別児童扶養手当額改定請求却下通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第17条 様式第14号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 17.	■帳票詳細要件18■ 「特別児童扶養手当資格喪失通知書」を出力できること。 ※1 施行規則第24条 様式第15号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 18.	■帳票詳細要件19■ 「特別児童扶養手当受給資格者移管通知書」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」様式第7号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	・自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」では様式は示されていないが、実運用において当様式を利用していることから要件として定めている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 19.	■帳票詳細要件20■ 「特別児童扶養手当有期認定通知書」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」別紙様式 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 20.	■帳票詳細要件21■ 「特別児童扶養手当証書」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当証書の様式を定める省令」様式 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 21.	■帳票詳細要件22■ 「特別児童扶養手当認定請求書」を出力できること。 ※1 施行規則第1条 様式第1号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 22.	■帳票詳細要件23■ 「特別児童扶養手当額改定請求書」を出力できること。 ※1 施行規則第2条 様式第4号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 23.	■帳票詳細要件24■ 「特別児童扶養手当額改定届」を出力できること。 ※1 施行規則第3条 様式第5号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 24.	■帳票詳細要件25■ 「特別児童扶養手当証書亡失届」を出力できること。 ※1 施行規則第10条 様式第8号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 25.	■帳票詳細要件26■ 「特別児童扶養手当資格喪失届」を出力できること。 ※1 施行規則第11条 様式第9号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 26.	■帳票詳細要件27■ 「未支払特別児童扶養手当請求書」を出力できること。 ※1 施行規則第13条 様式第10号	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 27.	■帳票詳細要件28■ 「特別児童扶養手当記載事項変更届」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 28.	■帳票詳細要件29■ 「特別児童扶養手当転出届」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 29.	「現況届対象者一覧」をＥＵＣ機能を利用して作成できること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 30.	「現況届所得一覧」をＥＵＣ機能を利用して作成できること。 ※ 様式は問わない（固定帳票ではない）	○	自治体の運用（都道府県の運用を含む）により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	

機能・帳票要件

機能ID(新)は調整中のため空白

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 31.	■帳票詳細要件30■ 「特別児童扶養手当障害状態再審査（診断）請求書」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 32.	■帳票詳細要件31■ 「特別児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること。 ※1 「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」様式第7号 ※2 指定都市・権限移譲自治体の要件	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 33.	■帳票詳細要件32■ 「特別児童扶養手当再交付申請書」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 6. 帳票出力機能				12. 6. 34.	■帳票詳細要件33■ 「特別児童扶養手当所得状況届督促通知書」を出力できること。	○	自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。	
12. 特別児童扶養手当	12. 7. マスタ管理機能				12. 7. 1.	所得判定に係る所得限度額等のマスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	◎		
12. 特別児童扶養手当	12. 7. マスタ管理機能				12. 7. 2.	支払に係る支給単価等のマスタを管理（登録・修正・削除・照会）できること。	○	支払の管理は指定都市及び権限移譲市町村になるため、標準オプションとしている。	